

第525回

# 三戸町議会定例会会議録

令和7年9月2日 開会

令和7年9月9日 閉会

三戸町議会

会期日程表	1
上程議案及び議決結果	2
第1日 令和7年9月2日(火)	
○議事日程	4
○本日の会議に付した事件	4
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	4
○職務のために出席した事務局職員等	5
日程第1 会議録署名議員の指名	6
日程第2 会期の決定	6
日程第3 諸般の報告	7
<町長の報告>	
報告第7号 健全化判断比率及び資金不足比率について	7
<議長の報告>	
日程第4 町長提案理由の説明	8
第3日 令和7年9月4日(木)	
○議事日程	15
○本日の会議に付した事件	15
○出席議員	16
○欠席議員	16
○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	16
○職務のために出席した事務局職員	16
日程第1 一般質問	
五十嵐 淳議員	18
1. 農業の猛暑対策と持続可能な労働環境の整備について	
藤原 文雄議員	32
1. 防災・危機管理について	
番屋 博光議員	39
1. 鳥獣被害の現状と対策について	
久慈 聰議員	44
1. 健康・長生きの推進について	
第4日 令和7年9月5日(金)	
○議事日程、追加議事日程	61
○本日の会議に付した事件	62
○出席議員	62
○欠席議員	62
○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	62
○職務のために出席した事務局職員	63
日程第1 一般質問	
栗谷川 柳子議員	64
1. 三戸町民プールの活性化と健康増進への活用について	

2. 「11ぴきのねこ」の町づくりと動物愛護の推進について	
松尾 道郎議員	72
1. 観光まちづくりについて	
小笠原君男議員	78
1. 稲作農家支援と良質米生産対策について	
日程第2 報告第8号 専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについて (令和7年度三戸町一般会計補正予算(第2号))	91
日程第3 議案第54号 三戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案	92
日程第4 議案第55号 三戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案	93
日程第5 議案第56号 三戸町スポーツ文化福祉複合施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例案	94
日程第6 議案第57号 三戸町教育委員会の委員の任命につき同意を求めるについて	95
日程第7 議案第58号 令和7年度三戸町一般会計補正予算(第3号)	95
日程第8 議案第59号 令和7年度三戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	
	98
日程第9 議案第60号 令和7年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算 (第1号)	100
日程第10 議案第61号 令和7年度三戸町下水道事業会計補正予算(第1号)	101
日程第11 議案第62号 令和6年度三戸町一般会計歳入歳出決算認定について	102
日程第12 議案第63号 令和6年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計歳入歳出決算認定について	102
日程第13 議案第64号 令和6年度三戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	102
日程第14 議案第65号 令和6年度三戸町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	102
日程第15 議案第66号 令和6年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について	102
日程第16 議案第67号 令和6年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計決算認定について	102
日程第17 議案第68号 令和6年度三戸町簡易水道事業会計決算認定について	102
日程第18 議案第69号 令和6年度三戸町下水道事業会計決算認定について	102
日程第19 決算特別委員会設置 令和7年度三戸町一会計補正予算(第3号)	102

第7日 令和7年9月8日(月)

○決算特別委員会

**※会議録は別冊参照**

第8日 令和7年9月9日(火)

○決算特別委員会

**※会議録は別冊参照**

日程第1 議案第62号から議案第69号まで、決算特別委員長報告・採決	106
日程第2 常任委員会の所管事務調査の報告について	106

日程第3	常任委員会の閉会中における所管事務調査について	107
日程第4	議員派遣の件	107
日程第5	諸般の報告	108
	・議長の報告	
追加日程1	町長提案理由の説明	108
追加日程2	議案第70号 令和7年度三戸町一般会計補正予算（第4号）	109
閉会		111
署名		111

## 会期日程表

会期 令和7年9月2日～令和7年9月9日（8日間）

月 日	会議の種類	開議時刻	会議の内容
9月 2日（火）	本会議	午前10時	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 諸般の報告 議案一括上程、提案理由の説明
9月 3日（水）	休会		議案熟考のため
9月 4日（木）	本会議	午前10時	一般質問
9月 5日（金）	本会議	午前10時	一般質問 議案審議・採決 決算特別委員会設置・付託
9月 6日（土）	休会		休日のため
9月 7日（日）	休会		休日のため
9月 8日（月）	決算特別委員会	午前10時	決算審査
9月 9日（火）	決算特別委員会 本会議	午前10時	決算審査 決算特別委員長報告・採決 各常任委員長報告 議員派遣の件 諸般の報告 閉会

## 上程議案及び議決結果

議案番号	件 名	議決年月日	議決結果
報告第7号	健全化判断比率及び資金不足比率の報告について		町長報告 R7.9.2
報告第8号	専決処分した事項の報告及びその承認を求めるについて（令和7年度三戸町一般会計補正予算（第2号））	R7.9.5	原案承認
議案第54号	三戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案	R7.9.5	原案可決
議案第55号	三戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案	R7.9.5	原案可決
議案第56号	三戸町スポーツ文化福祉複合施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例案	R7.9.5	原案可決
議案第57号	三戸町教育委員会の委員の任命につき同意を求めるについて	R7.9.5	原案同意
議案第58号	令和7年度三戸町一般会計補正予算（第3号）	R7.9.5	原案可決
議案第59号	令和7年度三戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	R7.9.5	原案可決
議案第60号	令和7年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）	R7.9.5	原案可決
議案第61号	令和7年度三戸町下水道事業会計補正予算（第1号）	R7.9.5	原案可決
議案第62号	令和6年度三戸町一般会計歳入歳出決算認定について	R7.9.9	原案認定
議案第63号	令和6年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計歳入歳出決算認定について	R7.9.9	原案認定
議案第64号	令和6年度三戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	R7.9.9	原案認定
議案第65号	令和6年度三戸町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	R7.9.9	原案認定
議案第66号	令和6年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について	R7.9.9	原案認定
議案第67号	令和6年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計決算認定について	R7.9.9	原案認定

議案第68号	令和6年度三戸町簡易水道事業会計決算認定について	R7.9.9	原案認定
議案第69号	令和6年度三戸町下水道事業会計決算認定について	R7.9.9	原案認定
議案第69号	令和7年度三戸町一般会計補正予算（第4号）	R7.9.9	原案可決

## 第1日目 令和7年9月2日（火）

---

### ○議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
  - 第2 会期の決定
  - 第3 諸般の報告
    - 1. 町長の報告 報告第7号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
    - 2. 議長の報告
  - 第4 町長提案理由の説明
- 

### ○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

### ○応招議員（14人）

---

#### ○出席議員（14人）

- 1番 五十嵐 淳君
  - 2番 松尾道郎君
  - 3番 柳 霽 圭太君
  - 4番 小笠原君 男君
  - 5番 和田 誠君
  - 6番 山田 将之君
  - 7番 栗谷川柳子君
  - 8番 藤原文雄君
  - 9番 番屋博光君
  - 10番 千葉有子君
  - 11番 久慈聰君
  - 12番 澤田道憲君
  - 13番 佐々木和志君
  - 14番 竹原義人君
- 

### ○欠席議員（0人）

---

### ○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

#### ○町長部局

- |       |                |        |
|-------|----------------|--------|
| 説明員   | 三戸町長           | 沼澤修二君  |
| 委任説明員 | 副町長            | 本宿貴一君  |
|       | 参事（農林課長事務取扱）   | 貝守世光君  |
|       | 参事（会計課長事務取扱）   | 武士沢忠正君 |
|       | 参事（総務課長事務取扱）   | 太田明雄君  |
|       | 参事（住民福祉課長事務取扱） | 極檀浩君   |
|       | 建設課長           | 齋藤優君   |
|       | 健康長寿課長         | 中村正君   |

まちづくり課長	櫻井 学	君
税務課長	下村 太平	君
三戸中央病院事務長	松崎 達雄	君
総務課防災危機管理監	多賀 昭宏	君
三戸中央病院事務次長	中村 義信	君
まちづくり課ふるさと納税強化室長	高屋敷 一弘	君

○農業委員会事務局

説明員 会長	梅田 晃	君
委任説明員 事務局長	貝守 世光	君

○教育委員会事務局

説明員 教育長	慶長 隆光	君
委任説明員 事務局長	奥山 昇吾	君
事務局次長	金子 祐之	君

○職務のために出席した事務局職員

議会事務局長	井畠 淳一	君
総括主幹	相馬 英生	君
総括主幹	櫻井 優子	君

## 午前10時00分 開会・開議

### ○議長（竹原 義人君）

ただいまから第525回三戸町議会定例会を開会します。  
直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。  
ここで議事に入る前に、議会運営委員会の経過と結果について、議会運営委員会委員長の報告があります。  
8番、議会運営委員会、藤原文雄委員長。

### ○議会運営委員長（藤原 文雄君）

議会運営委員会の審議の経過と結果についてご報告いたします。  
第525回三戸町議会定例会の議事日程を審議するため、8月21日、午前10時、委員会を招集。本宿副町長の出席を求め、審議の結果、次のとおり決定いたしました。  
9月2日、午前10時、本会議、開会、開議。会議録署名議員の指名を行い、会期を9月2日から9月9日までの8日間と定め、諸般の報告を行います。次に、議案を一括上程し、町長に提案理由の説明を求め、散会。  
9月3日は、議案熟考のため休会。  
9月4日、本会議、午前10時開議。一般質問を行い、散会。  
9月5日、午前10時開議。一般質問を続行し、次に報告第8号及び議案第54号から議案第61号までの審議、採決を行い、次に議案第62号から議案第69号までの決算認定8件を審査するため、決算特別委員会を設置、これに一括付託し、散会。  
9月6日並びに7日は休日のため休会。  
9月8日、午前10時、決算特別委員会を開会、開議。令和6年度一般会計決算歳入と歳出1款から歳出9款までを審査し、散会。  
9月9日、午前10時、決算特別委員会を開議。一般会計決算歳出10款から歳出13款までを審査し、次に令和6年度特別会計決算認定7件を審査、最後に決算認定8件についてそれぞれ採決し、委員会を閉会。  
同日、午後4時、本会議を開議。議案第62号から議案第69号までの決算認定8件の審査の結果について決算特別委員会委員長に報告を求め、採決を行います。次に、各常任委員長から所管事務調査の報告、閉会中における所管事務調査の申出並びに諸般の報告を行い、午後5時閉会予定と決定いたしました。  
以上で報告を終わります。  
令和7年9月2日 三戸町議会運営委員会委員長 藤原文雄。

---

## 日程第1 会議録署名議員の指名

### ○議長（竹原 義人君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、6番、山田将之議員、7番、栗谷川柳子議員を指名します。

---

## 日程第2 会期の決定

○議長（竹原 義人君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月9日までの8日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。会期は、本日から9月9日までの8日間と決定しました。

---

**日程第3 諸般の報告**

**1. 町長の報告**

○議長（竹原 義人君）

日程第3、諸般の報告を行います。

町長から報告第7号について報告があります。

町長。

○町長（沼澤 修二君）

おはようございます。私からの報告でございますが、報告第7号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものでございます。

実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、記載すべき数値はなく、赤字額は生じておりません。

実質公債費比率は、9.6%で、前年度と同率となっております。

将来負担比率につきましては、充当可能財源等が将来負担額を上回り、比率は算定されていないため、数値の記載はございません。

資金不足比率につきましては、いずれの会計におきましても資金不足額は生じていないため、数値の記載はございません。

以上、健全化判断比率及び資金不足比率の概要について申し上げ、報告を終わります。

**2. 議長の報告**

○議長（竹原 義人君）

次に、議長の報告を行います。

監査委員から、令和7年6月から8月に実施した例月出納検査結果及び随時監査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたからご了承ください。

次に、地方自治法第121条の規定により、本定例会に説明員として出席要求を行い、出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたからご了承ください。

次に、町長から議案の提出がありましたので報告します。議案は事前に配付してあ

ります。

---

#### 日程第4 町長提案理由の説明

##### ○議長（竹原 義人君）

日程第4、議案第54号から議案第69号までを一括上程します。

上程しました各議案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

##### ○町長（沼澤 修二君）

本日の第525回三戸町議会定例会の招集に対し、議員の皆様におかれましてはご多忙中にもかかわらず、またあいにくの雨の中ご出席を賜り、提出案件のご審議をいただきますことに心から厚く御礼申し上げます。

私は、町長就任から9か月が経過いたしましたが、この間「前進三戸」のスローガンの下、着実に歩みを進めることができましたのは、議員皆様の温かいご指導とご支援、そして職員の着実な職務遂行のたまものであり、この場をお借りいたしまして、厚く御礼申し上げます。

提案理由の説明の前に、町政等の動向についてご報告申し上げます。

初めに、天候等についてでございます。今年の夏、当町では、8月4日にこの夏の県内最高気温となる37.2度を観測、8月の平均最高気温も31.5度となるなど、連日暑い日が続きました。また、降水量は7月に1か月で僅か22ミリと、統計上、過去2番目の少なさで、農作物への大きな影響が危惧されたほどでございましたが、一転、8月20日には時間雨量が20ミリの大暴雨となり、道路のり面の崩落及び農地への土砂堆積といった被害の発生など、気候の変動に振り回された厳しい夏となりました。

このように大変な夏ではございましたが、7月27日には商工会青年部主催のさんのへ川まつりの開催、8月2日、3日には夏の風物詩である伝統のさんのへ夏まつりがちようちん設置及び歩行者天国区間の拡大により開催され、夏休み中の子供たちや帰省中の親子連れなどで大きなにぎわいを見せたところでございます。開催のためにご尽力いただきました関係の皆様に改めて感謝を申し上げますとともに、今後も私が掲げる7本の柱の町の賑わいの創出、観光客、三戸ファン拡大による町の活気につなげるため、関係皆様をはじめ、町民皆様とも一体となった取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、かせぐ自治体、役場の構築についてでございますが、ふるさと納税の受入れ強化を図るため、返礼品を大幅に見直すとともに、新たな農作物や体験型の返礼品を設定するなどにより、その数は3月末現在の162品から昨日現在で178品に拡大しております。今後も引き続き受入れの強化を図り、目標額の達成につなげてまいります。

次に、農林・畜産・商工の振興についてでございますが、リンゴなど果樹への害虫被害を防止する交信攪乱剤の使用を促進するため、県の補助制度に上乗せする町独自の補助制度を新たに創設したところでございます。本制度の活用により、生産者がより品質の高いリンゴの収穫量を確保し、所得向上につながるよう支援してまいります。

次に、高齢者支援についてでございますが、人生のエンディング、終活を支援するため、かねてから準備を進めておりましたエンディングノートが先日完成し、去る8月28日開催の民生委員・児童委員協議会定例会で紹介されております。今後は、町ホームページへの掲載により自由にご利用いただくほか、高齢者学級寿教室などでノー

トの記入方法や活用方法についての普及啓発を図ってまいります。

次に、子育て・教育の充実でございますが、今年度新たに修学旅行費補助金、習い事応援補助金、高校生修学支援金の支給制度を創設しております。修学旅行費補助金につきましては、既に対象となる児童生徒の保護者への支給を完了しております。習い事応援補助金につきましては、昨日時点で当初の見込みを上回る小中学生の習い事に関し申請があつたことから、今定例会での予算補正をお願いしたいと考えております。高校生修学支援金につきましては、去る8月25日、対象となる生徒の保護者に対し第1回目の支給を完了しており、未支給の生徒の分につきましても現在手続中または申請意思の確認を進めているところでございます。今後も、三戸町で子育てし、教育を受けさせたい、子供たちのもっと学びたい、習いたいという気持ちに応えてまいります。

次に、健康・長生きの推進についてでございますが、去る8月31日、弘前大学特別顧問の中路重之先生をはじめ、関係機関のご協力の下、当町では初のQOL健診を開催し、私を含め65人が楽しみながら健診に関する意識及び知識の高揚を図ったところでございます。11月には、アップルドームにおきまして簡易版のQOL健診を実施する予定としておりますので、議員皆様をはじめ、多くの町民の皆様のご参加をお待ちしております。

次に、賑わいの創出についてでございますが、観光客及び三戸ファンを温かくお迎えするため、去る7月17日、観光関連事業者をはじめ、町民皆様におもてなしの心を醸成することを目的におもてなしセミナーを開催いたしました。行ってよかったです、また行きたいと思われるよう、リピーターの獲得、三戸ファン獲得のためには、町を訪れた人におもてなしの心で接することが重要であることから、まずは町職員総参加のおもてなし大作戦を7月15日に開始したところでございます。この取組は、ご好評をいただきしておりますので、次の段階では町内の事業者、そして多くの町民のご協力をいただき、町ぐるみで展開できるように進化させてまいりたいと考えております。

最後に、安全・安心・快適な生活の実現でございますが、防災力のさらなる向上のため、去る7月7日、三戸町建設協会様との間で、去る8月22日には青森県木材協同組合様との間で、いずれも災害時における支援協力に関する協定を締結いたしました。今後有事の際におきましては、迅速かつ的確に災害対応ができるよう、防災力のさらなる強化に努めてまいります。

以上が本年6月議会定例会以降に実施した主な取組でございますが、今後も新時代に向かって変化を続ける三戸町のかじ取り役として、7本の柱に基づき、職員一体となって、スピード感と危機感を持って歩みを進めてまいりますので、議員皆様の絶大なるご支援とご協力をお願い申し上げます。

それでは引き続き、今回提案いたします案件の概要につきまして順次ご説明申し上げます。

初めに、報告第8号 令和7年度三戸町一般会計補正予算（第2号）について申し上げます。

本件は、令和7年度三戸町一般会計既決予算額70億543万2,000円に歳入歳出それぞれ1,255万円を追加し、予算総額を70億1,798万2,000円にしたものでございます。

補正の内容といたしましては、令和7年6月26日の大雨により被災した公共土木施設の災害復旧費を追加補正したものでございます。本補正につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年7月4日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

次に、議案第54号 三戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する

条例案について申し上げます。

本案は、育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、仕事と育児の両立支援制度が利用しやすい勤務環境を整備するため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第55号 三戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児を行う職員の部分休業について所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第56号 三戸町スポーツ文化福祉複合施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

本案は、アップルドーム内のトレーニング機器の更新並びに新たな機器の設置によるリニューアルに伴うトレーニング室の使用料等を改定するため、条例の一部を改正するものでございます。

改正の主な内容でございますが、トレーニング室の使用料を現在の1時間当たり40円から100円に改定するとともに、アップルドーム内の他施設や設備、機器につきましても、近年の燃料費単価を反映させながら、利用者の利便性にも配慮し、使用料全体の見直しと金額の改定を行うものでございます。

次に、議案第57号 三戸町教育委員会の委員の任命につき同意を求めるについて申し上げます。

本案は、9月30日をもって任期満了となります小山田孝兆氏の後任として、盛裕子氏を新たに教育委員に任命いたしたく、提案するものでございます。

盛氏は、昭和62年4月に小学校教諭として採用されて以来、令和3年3月末に斗川小学校校長で定年退職されるまでの間、34年の長きにわたり本県初等教育の振興に寄与された方でございます。この間、平成3年4月からの6年間は斗内小学校教諭、平成19年4月からの4年間は斗川小学校教諭、平成23年4月からの5年間は杉沢小学校教頭、平成31年4月から令和3年3月までの2年間は斗川小学校校長として三戸町の教育の発展に多大なるご貢献をいただいております。教諭、教頭、校長と、当町において小学校教諭としてのキャリアを積まれ、三戸町の教育環境に精通するとともに、人格高潔で識見に優れ、教育委員として適任者であると存じますので、何とぞ全会一致にてご同意を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第58号 令和7年度三戸町一般会計補正予算（第3号）について申し上げます。

本案は、令和7年度三戸町一般会計既決予算額70億1,798万2,000円に歳入歳出それぞれ9,862万円を追加し、予算総額を71億1,660万2,000円にするものでございます。

歳入の主な内容といたしましては、繰越金7,949万9,000円、地方交付税966万7,000円、国庫支出金759万6,000円を増額するものでございます。

歳出の主な内容といたしましては、「暮らし応援！物価高騰対策商品券」交付事業費、ふるさと三戸応援基金積立金等総務費7,326万9,000円、道路維持管理費等土木費451万9,000円、習い事応援事業費補助金等教育費255万3,000円を増額するものでございます。

次に、議案第59号 令和7年度三戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

本案は、令和7年度三戸町後期高齢者医療特別会計既決予算額1億6,257万1,000円に、歳入歳出それぞれ151万8,000円を追加し、予算総額を1億6,408万9,000円にするものでございます。

歳入の内容といたしましては、繰入金131万6,000円を減額し、子ども・子育て支援事業費補助金151万8,000円、繰越金131万6,000円を増額するものでございます。

歳出の内容といたしましては、後期高齢者医療システム改修委託料151万8,000円を増額するものでございます。

次に、議案第60号 令和7年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

本案は、令和7年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計既決予算額12億5,343万8,000円に歳入歳出それぞれ930万6,000円を追加し、予算総額を12億6,274万4,000円にするものでございます。

歳入の主な内容といたしましては、国保財政調整基金繰入金716万7,000円、子ども・子育て支援事業費補助金519万2,000円を増額し、前年度繰越金331万6,000円を減額するものでございます。

歳出の内容といたしましては、国民健康保険システム改修委託料等、一般管理費930万6,000円を増額するものでございます。

次に、議案第61号 令和7年度三戸町下水道事業会計補正予算（第1号）について申し上げます。

本案は、令和7年度三戸町下水道事業会計の収益的収入において、既決予定額2億7,764万3,000円に51万9,000円を追加し、総額を2億7,816万2,000円に、収益的支出においては、既決予定額2億5,317万7,000円に51万9,000円を追加し、総額を2億5,369万6,000円にするものでございます。

補正の内容といたしましては、収益的収入においては他会計補助金を、収益的支出においては職員給与費を、それぞれ51万9,000円増額するものでございます。

次に、議案第62号 令和6年度三戸町一般会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

令和6年度の一般会計決算は、歳入総額71億4,037万7,000円、歳出総額67億8,360万5,000円で決算がなされ、歳入歳出差引額は3億5,677万2,000円となっております。この歳入歳出差引額から、翌年度へ繰り越すべき財源である繰越明許費繰越額5,727万3,000円を差し引いた2億9,949万9,000円が実質収支額となります。

なお、地方自治法の規定により、1億5,000万円を財政調整基金に積立てし、1億4,949万9,000円を翌年度へ繰り越しております。

決算額を前年度と比較いたしますと、歳入においては0.7%、金額で5,100万7,000円の減、歳出においては2.1%、金額で1億4,303万8,000円の減となっております。

歳入のうち、地方交付税は、全体の48.1%に当たる34億3,520万5,000円で、前年度と比較いたしますと1.7%の増となっております。

また、町税は、全体の12.1%に当たる8億6,214万円で、前年度と比較いたしますと4.6%の減となっております。

次に、歳出でございますが、義務的経費である人件費、扶助費、公債費の総額は全体の40.2%に当たる27億2,861万7,000円で、前年度と比較いたしますと0.4%の減となっております。

投資的経費であります普通建設事業費、災害復旧事業費の総額は、全体の5.9%に当たる3億9,864万9,000円で、前年度と比較いたしますと、29.0%の減となっております。

その他、物件費、各種団体への補助金、繰出金などの総額は、全体の53.9%に当たる36億5,633万9,000円、前年度と比較いたしますと0.8%の増となっております。

以上が一般会計決算の概要でございます。

次に、議案第63号 令和6年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

本会計は、学校給食法に基づき、町内小中学校の児童生徒484名、昼食の提供を実施しております三戸高校の生徒75名及び関係職員85名に対し、延べ11万7,190食の完全給食を提供したものでございます。

給食費につきましては、1食当たり小学生を280円、中学生及び高校生を300円、関係職員を340円とし、給食材料費に充てておりますが、児童生徒分につきましては無償化を実施しているところでございます。

令和6年度の決算は、歳入総額3,922万6,000円、歳出総額3,911万7,000円、歳入歳出差引額は10万9,000円となっております。

歳入の主な内容は、給食材料費に充てるための保護者及び関係職員負担金914万1,000円、無償化分等の一般会計繰入金2,999万4,000円、歳出は給食材料費3,911万7,000円となっております。

次に、議案第64号 令和6年度三戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

本会計は、後期高齢者医療制度において、当町が行う事務を適正かつ円滑に実施するとともに、75歳以上の高齢者及び一定の障害があると認定された65歳以上の皆様が安心して医療サービスを受けることができるよう設置したものでございます。

令和6年度の決算は、歳入総額1億6,941万3,000円、歳出総額1億6,759万7,000円で、歳入歳出差引額は181万6,000円となっております。

歳入の主な内容でございますが、保険料が1億1,280万7,000円で、歳入全体の66.6%、保険基盤安定繰入金及び広域連合共通経費等繰入金が5,434万8,000円で、32.1%を占めております。

歳出の主な内容でございますが、後期高齢者医療保険料負担金、保険基盤安定負担金及び広域連合共通経費負担金の合計が1億6,711万6,000円で、歳出全体の99.7%を占めております。

本制度は、青森県後期高齢者医療広域連合が主体となり運営を行っているところでございまして、町といたしましては引き続き窓口業務や保険料徴収などに関し、適正かつ円滑に実施してまいります。

次に、議案第65号 令和6年度三戸町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

本会計は、当町が行う介護保険事業につきまして、介護保険法第3条の規定に基づき設置したものでございます。

第9期介護保険事業計画の初年度でございます令和6年度の決算は、歳入総額18億1,637万4,000円、歳出総額17億4,025万8,000円で、歳入歳出差引額は7,611万6,000円となっております。このうち、介護保険給付費準備基金条例の規定により、1,396万6,000円を同給付費準備基金へ積立てし、6,215万円を翌年度へ繰り越しております。

歳入の主な内容でございますが、国庫支出金、県支出金及び支払基金交付金の総額が11億6,734万4,000円で、歳入全体の64.3%、一般会計からの繰入金が2億5,038万3,000円で、13.8%を占めております。

このほか、第1号被保険者保険料は3億323万円であり、歳入全体の16.7%を占めており、その徴収率は97.4%となっております。今後におきましても、制度の公平性の確保の観点から、保険料の徴収に努めてまいります。

歳出の主な内容でございますが、各種介護サービスに係る保険給付費が15億8,362万6,000円で、歳出全体の91.0%を占めており、前年度と比較いたしますと3,773

万8,000円の増となっております。

介護保険事業の運営に当たりましては、第9期介護保険事業計画に基づき、引き続き適正かつ持続可能な事業運営に努めてまいります。

次に、議案第66号 令和6年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

本会計は、被保険者の疾病、負傷、出産、死亡に関する保険給付及び生活習慣病の予防に向けた健康づくりを行う事業でございます。

令和6年度の決算は、歳入総額13億1,843万円、歳出総額13億885万円で、歳入歳出差引額は958万円となっております。このうち、国保財政調整基金条例の規定により、289万5,000円を同財政調整基金へ積立てし、668万5,000円を翌年度へ繰り越しております。

歳入の主な内容でございますが、国保税が2億1,794万2,000円で、歳入全体の16.5%、県支出金が9億5,051万7,000円で72.1%を占めております。

歳出の主な内容でございますが、保険給付費が9億1,110万5,000円で、歳出全体の69.6%、国民健康保険事業費納付金が3億2,736万6,000円で、25.0%を占めております。

国保税の現年度及び過年度分を合わせた徴収率は90.2%となっており、前年度を0.9ポイント上回ったところでございます。

国保税の納税につきましては、国保事業推進のためにも、町民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りたいと考えております。

次に、議案第67号 令和6年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計決算認定について申し上げます。

本会計は、町民の健康保持に必要な医療を提供するとともに、保健衛生の向上に資するため設置する三戸中央病院の運営及び管理に関する会計でございます。

本会計の経理に当たっては、地方公営企業法の規定により、収益的収支と資本的収支に区分し処理しております。

収益的収支における収入総額は17億8,387万7,000円、支出総額は18億1,121万9,000円で、差引き2,734万2,000円の純損失となっております。

収入の主なものは医業収益でございまして、合計は12億1,493万5,000円で、収入全体の68.1%となっております。

医業収益のうち、入院・外来収益は、患者数の増加により、前年度と比較し4,802万8,000円の増となっております。

また、支出の主なものは医業費用でございます。合計は17億2,117万2,000円で、支出全体の95%となっております。

医業費用は、給与費、経費等の増により、前年度と比較し1億3,869万3,000円の増となっております。

次に、資本的収支でございますが、収入総額は1億8,178万1,000円、支出総額は2億6,097万3,000円で、差引き7,919万2,000円の不足額につきましては、当年度損益勘定留保資金等で補填しております。

収入は、他会計負担金1億7,331万7,000円、補助金845万4,000円となっております。

支出の主なものは、建設改良費1,955万2,000円、企業債償還金2億3,962万1,000円となっております。

病院経営を取り巻く環境は依然として厳しい状況にございますが、地域医療の維持、強化のため、医療従事者の確保に努めますとともに、効率的な病院経営により、地域の皆様に信頼され、愛される病院となるよう、引き続き努力してまいります。

次に、議案第68号 令和6年度三戸町簡易水道事業会計決算認定について申し上げます。

本会計は、杉沢、蛇沼、大舌、貝守、袴田、横沢及び沼ノ久保の簡易水道施設の管理運営に関する会計でございます。

本会計の経理に当たりましては、令和6年度から地方公営企業法の規定に基づく公営企業会計を適用し、会計処理を行っているところでございます。収益的収支と資本的収支に区分し、処理しております。

収益的収支における収入総額は1億485万3,000円、支出総額は1億200万7,000円で、差引き284万6,000円の純利益となっております。

収入の主なものは営業外収益であり、合計は9,301万2,000円で、収入全体の88.7%となっております。

収入のうち、営業収益は、給水収益1,184万1,000円となっております。

支出の主なものは営業費用であり、合計は9,945万円で、支出全体の97.5%となっております。

費用のうち、営業費用の主なものは、減価償却費で6,953万4,000円となっております。

営業外費用は、支払利息及び企業債取扱諸費132万5,000円となっております。

また、特別損失は、その他特別損失123万2,000円となっております。

次に、資本的収支でございますが、収入総額は6,173万2,000円、支出総額は6,759万8,000円で、差引き586万6,000円の不足額につきましては、前年度からの引継金で補填しております。

収入は、企業債5,520万円、補助金653万2,000円となっております。

支出は、施設整備費5,479万1,000円、企業債償還金1,280万7,000円となっております。

急激な人口減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大化等により、簡易水道の経営は厳しい状況にございますが、現状と課題を踏まえ、将来を見据えた計画的な経営を目指すとともに、地域の皆様に安全、安心な水を安定的に供給してまいります。

次に、議案第69号 令和6年度三戸町下水道事業会計決算認定について申し上げます。

本事業会計は、下水道整備により町民の生活環境の改善を図るとともに、公共水域の水質汚濁を防止し、豊かな自然環境の保全を行うことを目的とした下水道事業の管理運営に関する会計でございます。

本会計の経理に当たりましては、令和6年度から地方公営企業法の規定に基づく公営企業会計を適用し会計処理を行っており、収益的収支と資本的収支に区分し、処理しております。

収益的収支における収入総額は2億3,320万8,000円、支出総額は2億4,559万2,000円で、差引き1,238万4,000円の純損失となっております。

収入の主なものは営業外収益であり、合計は2億914万4,000円で、収入全体の89.7%となっております。

収入のうち、営業収益は、下水道使用料2,366万1,000円、その他営業利益40万3,000円となっております。

営業外収益は、他会計補助金1億2,646万5,000円、長期前受金戻入8,267万9,000円となっております。

支出の主なものは営業費用でございまして、合計は2億1,905万6,000円で、支出全体の89.2%となっております。

費用のうち、営業費用の主なものは減価償却費で、1億6,984万4,000円となっております。

営業外費用は、支払利息及び企業債取扱諸費2,251万3,000円、純損失364万円となっております。

また、特別損失は、過年度損益修正損12万7,000円、その他特別損失389万5,000円となっております。

次に、資本的収支でございますが、収入総額は5,951万6,000円、支出総額は1億3,202万6,000円で、差引き7,251万円の不足額につきましては、引継金、消費税調整額及び当年度損益勘定留保資金で補填しております。

収入は、企業債5,930万円、負担金21万5,000円となっております。

また、支出は、施設整備費126万5,000円、企業債償還金1億3,076万1,000円となっております。

人口減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大化等により、下水道事業の経営は厳しい状況にございますが、適切な施設管理を行い、町民皆様の生活環境の改善に努めてまいります。

今後も、町民皆様の生活環境の改善を図るとともに、経営の健全化に取り組んでまいります。

以上、案件についてご説明申し上げましたが、議員皆様におかれましては十分ご審議の上、原案どおり議決を賜りますようお願いを申し上げ、私の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

---

## 散会

### ○議長（竹原 義人君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

**午前10時50分 散会**

---

## 第3日目 令和7年9月4日（木）

---

### ○議事日程

#### 第1 一般質問

- |         |                             |
|---------|-----------------------------|
| 五十嵐 淳議員 | 1. 農業の猛暑対策と持続可能な労働環境の整備について |
| 藤原 文雄議員 | 1. 防災・危機管理について              |
| 番屋 博光議員 | 1. 鳥獣被害の現状と対策について           |
| 久慈 聰議員  | 1. 健康・長生きの推進について            |

---

### ○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

○出席議員（14人）

1番	五十嵐	淳	君
2番	松尾	道郎	君
3番	柳 霽	圭太	君
4番	小笠原	君男	君
5番	和田	誠	君
6番	山田	将之	君
7番	栗谷川	柳子	君
8番	藤原	文雄	君
9番	番屋	博光	君
10番	千葉	有子	君
11番	久慈	聰	君
12番	澤田	道憲	君
13番	佐々木	和志	君
14番	竹原	義人	君

---

○欠席議員（0人）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

○町長部局

説明員	三戸町長	沼澤修二	君
委任説明員	副町長	本宿貴一	君
	参事（農林課長事務取扱）	貝守世光	君
	参事（会計課長事務取扱）	武士沢忠正	君
	参事（総務課長事務取扱）	太田明雄	君
	参事（住民福祉課長事務取扱）	極檀浩	君
	建設課長	齋藤優	君
	健康長寿課長	中村正	君
	まちづくり課長	櫻井学	君
	税務課長	下村太平	君
	三戸中央病院事務長	松崎達雄	君
	三戸中央病院事務次長	中村義信	君
	まちづくり課ふるさと納税強化室長	高屋敷一弘	君

○農業委員会事務局

説明員	会長	梅田晃	君
委任説明員	事務局長	貝守世光	君

○教育委員会事務局

説明員	教育長	慶長隆光	君
委任説明員	事務局長	奥山昇吾	君
	事務局次長	金子祐之	君

---

○職務のために出席した事務局職員

議会事務局長  
総括主幹  
総括主幹

井 畑 淳 一 君  
相 馬 英 生 君  
櫻 井 優 子 君

---

## 午前10時00分 開議

○議長（竹原 義人君）

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

---

### 日程第1 一般質問

<1番 五十嵐 淳議員>

#### 1. 農業の猛暑対策と持続可能な労働環境の整備について

○議長（竹原 義人君）

日程第1、一般質問を行います。順次に質問を許します。

1番、五十嵐淳議員。

○1番（五十嵐 淳君）

おはようございます。通告に基づき、これより一般質問に入ります。

本日の質問事項は、大枠1点、農業の猛暑対策と持続可能な労働環境の整備についてです。

三戸町は、リンゴやサクランボをはじめとする果樹を主とした農業が町を代表する産業です。また、ニンニク、トマトなどの野菜類、葉たばこ、畜産なども盛んで、地域農業の多様性が町の基盤を支えています。その中でも、ふるさと納税では、リンゴを中心とした農産品やその加工品が返礼品の多くを占める重要な存在となっており、町の経済や農業振興を語る上で欠かせません。

その町の基幹産業である農業を取り巻く不安要素として、前定例会でも申し上げた自然災害や病害虫の発生といった自然環境リスク、鳥獣による生物的リスク、価格変動や資材高騰といった経済的リスク、労働力不足や制度変更などの社会的リスク、そして感染症や国際情勢の影響といったグローバルリスクなどが存在すると考えています。前定例会では、このうち鳥獣被害という外的リスクを取り上げ、早急な対応の必要性を町に訴えました。そして、今回は自然環境リスクについて取り上げたいと思います。

まずは、今年の8月、先月、先々月の大雪被害により、県道各所での被害をはじめ、町内の農地や農業施設でものり面崩落、土砂堆積、冠水などの被害が発生しましたが、執行部が早期に対応を進めてくださっていることに町民として感謝申し上げます。その上で、今回は同じ自然環境リスクの一つである猛暑に焦点を当て、農業現場における影響とその対策について議論を深めていきたいと考えています。

質問事項は3点になります。1点目、農業分野における猛暑の影響と町の認識について。近年の気候変動による農業現場への影響、作業環境や農作物に対する町の現状認識、高齢者や手間取り等の農業従事者の熱中症リスクに関する情報収集や把握状況です。

近年の猛暑は、農業現場の労働環境や生物生産に深刻な影響を及ぼしています。世界保健機関、世界気象機関が8月22日に発表した報告書では、気温が20度を超えて1度上昇するごとに労働者の生産性が2から3%低下するというデータが示されまし

た。このデータにつきましては、8月23日のデーター東北、経済総合面でも内容が取り上げられており、屋外作業を伴う作業、とりわけ農業現場での深刻な影響が指摘されています。農業の生産性低下は、単なる効率の問題にとどまらず、町のふるさと納税を支える果樹産業や農業経営の持続性にも直結する問題です。

こうした科学的データや報道を踏まえて、近年の気象変動が農業現場や生物生産に与えている影響、高齢者や雇用労働者を中心とした熱中症リスクの把握状況について、町の認識を伺います。

2点目です。熱中症対策に関する施策の現状と今後の方向性について。空調服、遮熱資材、ミストファン等への町独自の補助制度の検討状況、農業分野における熱中症対策の普及啓発や指導の取組、令和7年度以降、事業所単位で熱中症対策が法的義務となったことへの町の対応方針です。

一部の農家では、空調服やミストファン、遮熱資材などの導入が進み、一定の効果を上げているとお聞きしていますが、コストや情報不足から普及は限定的と考えています。町のレベルアップ事業では、負担軽減費用を補助対象としてきた実績があると聞きますが、熱中症対策用品については十分な支援が行き届いているとは言えないと思っております。

そこで、空調服、遮熱資材、ミストファンなどを対象とした補助制度の検討状況、農業分野における普及啓発や安全指導の取組、令和7年度から義務化される事業所単位での熱中症対策への町の対応方針についてお聞かせください。

3点目です。持続可能な農業労働環境の整備と支援について。雇用労働者や手間取り等も含めた働きやすい環境づくりに対する支援策、長期的な視点に立った作物転換や作業体系の見直しなど、猛暑対応を含めた農業支援の検討状況です。

農業労働環境の改善と持続性確保について伺います。他産業に比べ賃金水準が高くない中、人手不足が続く農業現場では、雇用労働者や新規就農者の定着が厳しい状況です。猛暑が常態化する中で、労働環境を改善し、安心して働く農業の現場を整えていくことは、将来的な農業振興の基盤を守るためにも不可欠です。

そこで、雇用労働者を含めた働きやすい環境づくりに向けた支援策、高温に強い作物への転作や作業体系見直しの検討状況、県やJA、試験場などと連携した実証事業の可能性についてお伺いします。

猛暑は、鳥獣被害や価格変動と並び、農業経営の安定性を脅かす大きな外的リスクの一つです。科学的データや現場の声を踏まえ、町はどのように課題に対応し、今後の施策へ反映させていくのかをお聞きしたいと考えています。

以上3点、よろしくお願ひします。

### ○町長（沼澤 修二君）

おはようございます。五十嵐議員からの農業における猛暑対策と持続可能な労働環境の整備についての3点の質問に答弁申し上げます。

初めに、1点目の農業分野における猛暑の影響と町の認識についてでございますが、当町の6月から8月までにおける最高気温の月ごとの平均は、6月が28.1度、7月が32.8度、8月が31.5度と、昨年同月と比べ、いずれの月も上回っております。また、5年前の2020年と比較すると、昨年との比較よりも大きな差となっており、近年の高温化傾向をうかがい知ることができます。

このような中、夏野菜などは、高温障害や病害虫の多発を原因とした品質の低下や、収量の減少が確認されております。

また、農業者は、屋外やビニールハウスでの作業時間が長いことから、身体への負

担が大きくなり、作業効率に影響が生じていたものと推測しております。

次に、2点目の熱中症対策に関する現状の施策と今後の方向性についてでございますが、今年度は県や町の補助事業により、ビニールハウスの遮熱資材の導入支援を行っております。また、農林水産省が団体等に通知している熱中症予防対策や、事業者における対策の義務化の情報について、町ホームページへの掲載や農林課窓口で掲示しているほか、町内5か所で開催した農業者向けの説明会において、チラシを配布し、対策を多くの農業者に呼びかけたところでございます。

近年のような気象条件が来年以降も継続することを想定し、農作業時における空調服の着用などによる効果の検証や、高温対策資材等の情報収集を進めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の持続可能な農業労働環境の整備と支援についてでございますが、当町の農業は、農作物の管理や収穫など人手に頼る作業が多く、高温環境下での同一作業の繰り返しは、従事者にとって、肉体及び精神面において大きな負担を強いるものと認識しております。

町の基幹産業であります農業従事者を守るとともに、生産の維持、向上を図る上で、農業労働環境の整備、充実が必要であることから、高温下での労働負荷の軽減に資する機材等の導入支援を継続するとともに、研究機関が行う高温耐性品種の開発や、労働時間を短縮できる省力化栽培などの情報収集を進め、将来のさらなる高温化に備えてまいります。

### ○1番（五十嵐 淳君）

ただいま答弁いただいた内容も含め、細かなところをちょっと再質問させていただきます。

まず、1点目の農業分野における猛暑の影響と町の認識についての再質問なのですが、まずは猛暑における農作物への被害の把握状況について、果樹、野菜、米、畜産など、品目ごとでもいいですし、代表的なものでも結構ですので、具体的な被害内容などがあればお聞きしたいです。

### ○農林課長（貝守 世光君）

お答えをいたします。

主要作物への影響ということでございます。県によりますと、圃場によってばらつきはあるものの、水稻につきましては葉先が枯れたり、葉や茎の数が少ないという傾向が出ているようあります。野菜につきましては、トマトの花落ちや果実の劣化などが発生していると聞いております。また、果樹につきましては、一部圃場におきまして、さびや着色不良が見られているということで伺っております。

以上でございます。

### ○1番（五十嵐 淳君）

もし情報をお持ちであれば、もう少し細かなところをお聞きしたいのですけれども、例えば米とか果樹に関しては収穫がこれからということで難しいかと思うのですが、それ以外の葉物ですとか、三戸町ではトマトなど、もう収穫できている作物あるかと思います。その中で、収量減少だったり、品質低下、あとは病害虫の発生増加といった、何か具体的な事象とか、具体的なデータ報告など、あれば教えていただきたいです。

○農林課長（貝守 世光君）

お答えをいたします。

高温障害による収量の減であるとか、品質の低下の具体的な状況は、こちらでちょっとまだ把握しておりませんが、農家の皆さんはその高温の中で様々な手立てをして、良品質なものを収穫していくということに努力されていると思っております。

以上です。

○1番（五十嵐 淳君）

ありがとうございます。私自身もちょっと現場のほうを回らせてもらったり、実際にハウスの中に入ってるみたりしたのですけれども、やはり昨年以上に、例えばトマト一つとっても、明らかに収量が落ちていたり、花芽が高熱で焼けているようなものも見受けられました。これから果樹、米というのも結果が出てくるかと思いますので、その辺りも早めに状況などを把握いただきて、必要であれば対策なども検討いただければと思います。

では引き続き、今度は健康面、労働安全面でのリスクの把握というところでちょっとお聞きしたいのですけれども、これは三戸町に限らずなのですけれども、やはり農業の従事者というのは高齢者が非常に多いかなと思っております。その中で、熱中症の発生件数だったり、状況の把握などをされているのか、もしくは町独自としては把握がなかったとしても、県とか、JAとか、そういったところとの情報共有みたいなところで、そういった把握などされているかどうか、お聞かせください。

○農林課長（貝守 世光君）

お答えをいたします。

熱中症の発生件数等、農林課としては把握してございませんが、三戸中央病院によりますと、令和7年度、8月26日現在なのですが、熱中症と診断された方は40人ということで、令和6年度は21人でしたので、倍近くになっているということでございます。

あと、農業者の方との会議であるとか会合がありまして、私も出席させていただいているのですが、そうした中で家族が熱中症みたいな症状が出てきたという話は何件か聞いたこともあります。

以上でございます。

○1番（五十嵐 淳君）

そうしますと、今度は、先ほどもちょっと触れさせてもらいましたWHO、WMOのデータ、これ直前の情報共有でしたので、準備は難しいかなと思うのですけれども、こういったデータ、実際に気温が20度を超えてから1度上昇するごとに労働生産性が2から3%低下するという科学的データもあり、実際昨年以上に今年は暑いという感覚的なものを照らし合わせると、実際に午前中で手間取りが、従事者が、暑過ぎて、もう今日は帰るよということで帰られたり、果樹でいったら、今でいうと葉取りですか、ちょっと前ですと摘果、この辺の作業が非常に遅れてしまっているという声も聞いています。この辺り、町として高温対策といいますか、データも含めて、どのようにお考えなのか、検討状況とか、これからどのように動いていくかとか、やはり気温上昇は続いていくと思うのです。毎年暑くなっていく感覚もありますので、この辺りのお考えがあればお聞かせください。

## ○農林課長（貝守 世光君）

お答えをいたします。

この高温化の中、農業者の皆さんも作業管理という中で、暑くなる前に作業して、暑い時間帯は作業を避けるといった努力をしていただいていると認識しております。なかなか屋外での、果樹園とかというのは対策を講ずるのが難しいというふうに考えておりますが、ハウスであれば遮熱シートを張ったりとかということは、現在も補助事業の対象になってございますので、そういうものを進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

## ○1番（五十嵐 淳君）

すみません。私のほうでもちよつと質問が曖昧というか、分かりにくかったと思うので、例えばですけれども、先ほど町長答弁で、町のほうでホームページでの高温対策啓発ですか、あとは各組合なんかを回ってですか、説明会というような話もされたと思うのですけれども、そういうところでの普及啓発を含め、ガイドラインなんかも、今のお話ですと個別の農家に対しての例えば遮熱のご案内ですか、そういうことが行われているのかなと思うのですが、面的なガイドラインの整備とか、そういうことというのはどのような状況なのでしょうか。もしくは整備される予定があるのかお聞かせください。

## ○農林課長（貝守 世光君）

お答えをいたします。

まず、ガイドラインの策定というのは現時点ではちょっと考えていないのですが、農家の方々に熱中症対応フローというのを配付してございます。これは、具合が悪くなった方がいた場合に、早期に発見して重篤化を防ぐためのものであるのですが、連絡先であるとか、そういうだるいといった症状が出たときにどういったものをするか、例えば首元を冷やすとか、脇の下を冷やすとか、そういうものを書いたフロー図を配付してございます。

また、農水省のほうでも予防対策ということで、まず暑さを避ける、小まめな休憩と水分補給をする、単独作業は避ける、熱中症対策アイテムを活用するといった予防対策を広報しておりますので、そういう資料等も様々な会議の場で農家の皆さんに提供してございます。

## ○1番（五十嵐 淳君）

今のご説明ですと、いわゆる体感的な暑さに対しての指導というところに受け取れるのかなと思いました。これはしようがないのかなと思うのですけれども、体感的な暑さとなると、やっぱり受け取る人によっても違いますし、特によく聞くお話が、高齢の従事者の方が気づかないうちにちょっと熱中症ぎみになってしまったという話もありますので、例えば先ほど町長答弁でも、約5年前と現在の平均気温とか、そういった比較で大きく差異が出ているというお話もされていましたし、先日の農林課とのお話でも、そういうデータ把握というのはされているというのは私自身も理解しておりますので、こういったことを何か数値的なもので、例えば何度になったら先ほどのようなこと、小まめに水分を取るとか、そういう何か分かりやすい指標というものをお出しするようなお考えとかというのはいかがでしょうか。

○農林課長（貝守 世光君）

お答えをいたします。

国のほうでは、暑さ指数というのを公表しております、この暑さ指数に応じた作業の目安を提示してございます。町としましては、そういうデータを広く皆さんにお知らせをして、例えば暑さ指数が32を超えた場合は、もう作業をせずに休むといったことを周知してまいりたいと考えてございます。

○1番（五十嵐 淳君）

ちなみに、先ほどお話しされた暑さ指数というのは、具体的に各農家でも何度がどういう状況……例えば指数というのは、恐らく気温と湿度の関係とか、いわゆる掛け算的なものもあるのかなと思いまして、その辺りの指数が分かりやすい、見える化されているような情報共有ですか取組というのをございますか。

○農林課長（貝守 世光君）

お答えをいたします。

国では、そういう暑さ指数が高いときに熱中症警戒アラートであるとか、そういうものを発出しておりますので、マスコミ等のテレビであるとか、そういうものを通じて農家の方に知っていただきたいなど。農林課としては、暑さ指数というのは、先ほど議員が申し上げたように気温とかではないので、そういうことが分かりやすいようなチラシ等も出しておりますので、そういうものを使って、皆さんの方にも農林課としてお知らせをしていきたいなというふうに思っております。

○1番（五十嵐 淳君）

1点目の再質問の最後になるのですけれども、先ほどちょっとお話はお聞きしていましたが、例えば三戸病院ですとか、他の機関との情報共有がされているようなところ、あとは現場の声というのを実際に聞いた上でいろいろ検討など実施に動かれているということは理解しているのですけれども、その上でそういうものを実際に、今期でもいいですし、現在やっているものでもいいですし、これから来年度の検討でもいいのですが、何か施策検討に取り入れるような仕組みとか、現在考えていることとかありますでしょうか。いわゆる現場の声をどうフィードバックさせているのかというのをちょっとお聞きしたいなと思います。

○農林課長（貝守 世光君）

お答えをいたします。

農林課のほうでも、様々な農家の会合に参加させていただいて、おととし、去年、今年と暑い日が続いている、様々大変な思いをしているというのは伺っておりますし、先ほど議員から提案のあった空調服とかというのも話題になってございます。そういう声を踏まえて、来年度等に向けて検討していきたいと思っております。

また、検討に当たっては、手間取りの方を雇用する人、そして手間取りとして働いている人、それぞれ多分責務があると思いますので、そういうものも考慮しながら、どういったものを補助対象にしていくかということをちょっと検討してまいりたいと思っております。

○町長（沼澤 修二君）

私からもお答えを申し上げます。

先ほど来熱中症に関してのお話がございました。熱中症全般に関しては、もうこれは農業だけに限らず、町民全般を対象に進めていかなければならない対策だというふうに認識しております。その中で、農家の従事者の、農業従事者の皆様には、今後さらなる高温化を想定いたしまして、やはり研修のようなものは必要ではないかなと思っておりました。ガイドラインを町独自に定めるかどうかはまだこれから検討しなければなりませんが、その前に農林水産省でも農作業時におけるガイドライン、研修ガイドラインのようなものをもう既に定めておりますので、そういうもののを見ながら、町でできる農業従事者への周知、啓発、啓蒙、そういう形を進めていって、さらには必要な事業をつくっていくということで考えてまいりたいと思います。

以上です。

### ○1番（五十嵐 淳君）

先ほどの課長、町長の答弁も含めて、2点目の熱中症対策に関する現状の施策と今後の方向性についての再質問も含めてご質問させていただくのですけれども、実際に三戸病院との連携によって熱中症のデータを取られている。また、町長のほうからも、これからも高温化は続くであろうということで、研修の検討などもされているというお話はあったのですけれども、この背景として、やはり熱中症自体が増えているというのは、私も肌感で何となくそうなのだろうなと、実際のデータもそうなのだと理解できたのですけれども、その中で特に高齢者、これは農業に限らずなのですけれども、あと雇用労働者、農業でいうと手間取りですか、やはり高齢者の方多いと思うのですけれども、この辺りで、いわゆるリスクの高い層での何か具体的な事例とか、データというのはありますか。熱中症になった方の割合で、例えば高齢者の方が多いとか、農業従事者が多いとか、もし分かれば教えていただきたいです。

### ○農林課長（貝守 世光君）

お答えをいたします。

先ほどの三戸中央病院から入手したデータについては、農作業の従事者に限らない全体的な数値でございまして、農業者であるとか手間取りの方の熱中症になった方といったデータは、ちょっと農林課のほうで把握できてございません。

### ○1番（五十嵐 淳君）

農業従事者ということにこだわっての質問ではないのですけれども、質問というか、意図としては高齢の方、特にやはり三戸町、高齢化が進んでおります。やはりリスクとして、高齢者の方も多い、実際に高齢者の中で農業従事者も多いというところでの観点で、実際に熱中症になっている方々の割合で高齢者の割合というのは多いのか少ないのかというのがもし具体的にあればなというところだったのですけれども、そこは、では分かりました。

では次に、補助体制、支援体制のお話を聞きできればなと思うのですが、実際に町のレベルアップ事業で、熱中症対策などの補助実績といいますか、そういう事例もあるよとお話はお聞きしていたのですけれども、実際に実績としてどのぐらいのものが、例えば何件ですか、どういったものというのがあれば、教えていただきたいです。

### ○農林課長（貝守 世光君）

お答えをいたします。

町が実施しております農業レベルアップ事業、こちらのほう農作物の高品質化というのを目指した事業ではあるのですが、花のハウスで遮熱シートをかけたというものに対して補助をしてございます。実績としては1件でございます。

また、県のほうでは、野菜等産地力強化支援事業ということがございまして、こちらのほうは高温対策として実施している事業でございますが、こちらのほうも花のハウスに遮熱資材を導入しているという実績が1件。合わせて2件ということになります。

#### ○1番（五十嵐 淳君）

先ほど遮熱資材に関しての実績ということだったのですけれども、空調服ですかミストファンというようなものというのは、先ほどの2つの事業の中でいうと対象に入るのか。もしくはもし対象に含まれないのであれば、その理由とか、その辺の入る入らない、いわゆる現状使えるのか使えないのか、ちょっとお聞きしたいです。

#### ○農林課長（貝守 世光君）

お答えをいたします。

県のほうの事業では、そういった高温対策に係る事業を対象にしておりますが、現時点の町の農業レベルアップ事業については、農作物の高品質化であるとか省力化を進めるための事業を対象にしてございます。ただ、こういった高温が続く中で、農家の方からも様々声が出ておりますので、どういったものが補助対象とできるか検討しつつ、既存の事業の拡大ということも考えてまいりたいと思ってございます。

#### ○1番（五十嵐 淳君）

現時点では対象にはなっていないけれども、対象を検討されるということだったのと、検討する余地があるよというところかと思います。そこに関しましては、時間軸的にはもう来年度とか、そういった形で検討されているのかどうか、もし時間軸あればちょっとお聞かせください。

#### ○農林課長（貝守 世光君）

お答えをいたします。

どういった事業を実施していくかということにつきましては、来年度に向けて検討してまいりたいと思います。先ほども申し上げましたとおり、事業者側と雇用される方、それぞれの責務等も、例えば手間取りの方が自分で命を守るためにネッククーラーを買うとか、そういうものはどちらかというと個人の準備という思いもありますので、どういったものが補助事業としてなじんで、農業者の皆さんへの支援につながるかということをちょっと検討させていただいて、来年度以降の予算に反映させていきたいと思っております。

#### ○1番（五十嵐 淳君）

いわゆる各事業者の必要経費としてというお考えは重々理解できます。ただですね、ただですねと言うのもあれなのですけれども、その中で各農家からお話を聞きすると、空調服、非常にいいということで話を聞いて、導入はしてみたのだけれども、なかなか単価的にも、1つ、2つしか買うことができずに、結果手間取りが何人かいらっしゃるようなところでは試しに使うこともなかなかはばかられたり、実際に使ってみてよかったのだけれども、周りがいる中ではちょっと使いづらいという話も聞いた

りしています。そんな中で、実際に他県ですとか、国のほうとかの補助事業なんかを見てみると、そういうものも支援対象に入っている事例も見受けられました。この辺り、実際に把握されているのか。把握はしていると思うのですけれども、活用というところも検討されているのかも、先ほどは町独自の話でしたので、その辺りもちょっとお聞かせください。

#### ○農林課長（貝守 世光君）

お答えをいたします。

国であるとか、他県の状況とかももちろん調査研究の対象として検討させていただいて、直接農家の方が買うものに対して補助するのがいいものなのか、例えばこういった効果があるというのを体験してもらうために、例えば町で物を購入して、それを貸し出すとか、様々な方法があるかと思いますので、そういうほかの自治体の事業等も参考にしながら検討を進めていきたいと思っております。

#### ○1番（五十嵐 淳君）

理解しました。

では引き続き、今度は普及啓発の箇所についてちょっとお聞きしたいと思います。町長答弁でもありましたが、ホームページでの普及啓発ですか、実際に現地に行っての説明会ですか、そういうところはお聞きしています。その中で、まだまだ行き渡っていないであろうという考え方の中で、実際にこれからさらに、例えば回数ですか、今やっていることの回数を増やすですか、または別のやり方ですか、何か普及啓発の中で考えられていることがありましたらお聞かせください。

#### ○農林課長（貝守 世光君）

お答えをいたします。

周知に関しましては、先ほど町長答弁にあったように、様々な会議、春先の経営所得安定対策説明会であるとか、農業委員会の総会であるとか、あと中山間の交付金を支払うための集落代表の方への説明会等で、これまで熱中症対策についてもお知らせをしてきたところでありますので、今後も、例えばリンゴのほうでいいますと、共同防除組合の組合長の会合とかもありますし、様々な会議、会合等ございますので、そういう場面を有効に活用させてもらって、改めて集めるというよりは、そういうところにこちらから足を運んで皆さんにお知らせをしていきたいなというふうに考えてございます。

#### ○1番（五十嵐 淳君）

今のお話というのは、いわゆる来年度以降の……令和7年度から、今年度ですね、事業所単位での熱中症対策法的義務化というところの対応ももちろん含まれていると思うのですけれども、いわゆる大きな組織への共有というところでいいますと、実際に全部の農家に情報が行き渡っている、周知が行き渡っているというところが、何か非常に難しいのかなというイメージがあります。そこは、いや、そんなことはないよ、しっかりと、例えば各組合単位で個々の農家に行き渡っているのだよというような事例があればそれでいいのですけれども、そういうものではない場合、農家だったり、農家に限らず、これは全ての事業者が含まれるので、小規模事業者への支援とか指導というところが、先ほど町長の研修も検討しているというところも含まれると思うのですけれども、具体的に何かこれから予定しているものがありましたら教えていただ

きたいです。

○農林課長（貝守 世光君）

お答えをいたします。

農林課としましては、農業者向けのということに限定されるのかもしれません、先ほど町長答弁ありましたように、研修会の開催も検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○町長（沼澤 修二君）

ただいまのご質問でございますが、農家の皆さん集まる場面は、それぞれ作られている作物によって部会等もございますし、様々な団体等を組んでおりますので、そういった場面で地道に満遍なく周知していくということで、研修会と申し上げましたけれども、新たに1本、研修会だけということで開催するということではなくて、そういった共同防除会議ですか、そういった場面で研修の場を設けるという意味での研修会と捉えていただければよろしいかと思います。

また、そういう組合にも属していないという方であれば、農林課からの各種通知等もお送りしていますので、そういった熱中症予防対策の通知だとか、事業の周知チラシですか、あとはもちろん、これは広報さんのへでもやることですし、そういった形で、これについては満遍なく、そして地道にやっていくということで、これから取り組んでいく所存でございます。

以上です。

○1番（五十嵐 淳君）

1回やりましたということではなく、小まめに小まめに丁寧に続けていかれるというお話で、理解できました。ありがとうございます。

では、3点目の持続可能な農業労働環境の整備と支援の箇所についての再質問をさせていただきます。まず、1点目なのですけれども、現場で人手不足だったり高齢化というのは、もう目に見えて、誰しもが分かるような状況かと思います。その中で、いわゆる定性的なもの、感覚的なものではなく、町として雇用環境とか就業者の定着状況とか、何か把握しているものがあれば。全ての農家というのは難しいと思うのですが、何か農業法人、町で把握している農業法人とかでもいいのですけれども、何かそういったもので複数サンプルとして取れるような、把握されているようなものがありますか。そちらをちょっとお聞かせください。

○農林課長（貝守 世光君）

お答えをいたします。

現時点で農林課で把握しているものというのはございません。ということでお願いいたします。

○1番（五十嵐 淳君）

では、ちょっと質問内容を変えさせてもらいます。そうしますと、今度は高齢者も含めてなのですけれども、人手不足の状況もあり、あとはなかなか続かない、定着しない、これは若手の方とか、新規就農の方とか含めてなのですけれども、若手の方が今年就農、従業員として入ったのだけれども、実際に暑過ぎて辞めてしまったとか、

そういう話もお聞きしていると思います。私もお聞きしているのですけれども。そういった中で、定着を妨げている具体的な要因、例えばですけれども、賃金なのか、労働時間なのか、作業環境なのかという、何か分析されているものがあれば教えていただきたいです。

○農林課長（貝守 世光君）

お答えをいたします。

具体的に調査をしているということはございませんが、先ほど議員がおっしゃったように、労働時間であるとか、賃金であるとか、そういったものが複合的に相まって、そういう事例につながっているものだというふうに認識してございます。

○1番（五十嵐 淳君）

今回テーマとしては猛暑対策ということで、猛暑対策というところは実際にデータを拾われていたり、地域の農家の声を聞いて、それを具体化、事業の実施の検討ですか、実施につなげているというのはすごく見えているのです。これ、難しいとは思うのですけれども、企業努力、事業者努力というところにもつながると思うのですけれども、やはり賃金、労働時間、作業環境というところを、いわゆる内部環境というところで非常に難しいかと思うのですけれども、こういったところの課題をただ抽象化しておくのではなく、具体的に現状把握することで、何か今後課題解決につながるような事業ですか、普及啓発につながっていけばいいかなということでちょっとお聞きしたのですけれども、今後機会があればこういったところもぜひ取り組んでいただければなというふうに思っています。

では続いて、労働環境改善の取組というところで、実際農業というのは、他の産業に比べて労働環境というところでは競争力がちょっと低いというふうにお聞きすることが多いです。そういうところで、労働条件の改善とか、福利厚生支援とか、実際に農林課といいますか、町として関わろうとしていることとか、計画しているようなこととか、何か課題と感じているところとかあれば教えていただきたいです。

○農林課長（貝守 世光君）

お答えをいたします。

三戸町の農業の現場での課題としては、高齢化であるとか、担い手不足、また補助労働力の確保の難しさといったものが、いろんな作物にわたって共通の課題ということをございます。そういうことを念頭に様々、農業委員会の委員の皆さんであるとか、農業者の会議であるとか、どうして解決していくかといったものを議論して、意見交換をして、これまでまいりましたし、これからも当然のごとくそういう話し合い、意見交換等を進めてまいりたいと考えております。

○1番（五十嵐 淳君）

例えばですけれども、猛暑対策にもつながるところでいうと、休憩所とか冷却スペースとか、あとはトイレとかですか、そういうところで、例えば女性の方がトイレがないところで働けない、働きづらいというところがあるかと思います。もちろんそれは男性も含めてなのですけれども。こういったところでの、インフラ面での支援とか、そういう何か検討というものはありますでしょうか。

○農林課長（貝守 世光君）

お答えをいたします。

圃場ごとに農業者の皆さんが、テント型のトイレをつけている方も実際おりますし、そういうものを整備できていないという農家もございます。当然手間取りを確保して、長く働いてもらうためには、そういう環境整備というものが大事なものでございまして、手間取りを雇用する事業者として、農業者の皆さんにもそういう努力をしていただきたいなと思っております。その上で、町として支援できるもの等があれば、それは声を伺って、検討していきたいと思っております。

#### ○1番（五十嵐 淳君）

では次に、作物転換とか作業体系の見直しみたいなところでちょっとお聞きしたいのですけれども、先ほど町長答弁で、高温耐性のある品種の開発とか、労働時間を短縮できるような省力化栽培などの情報収集を進められているというふうに答弁ありましたが、実際に高温に強い作物への転換だったり、収穫管理作業の省力化に関する調査、試験等というのは、答弁では情報収集というお話だったのですけれども、実際にどういった形で情報収集されているのか教えていただきたいです。

#### ○農林課長（貝守 世光君）

お答えをいたします。

高温に強い品種の開発等については、国、県の研究機関で進めているものでございまして、そういう機関が発信する情報誌等で情報を収集してございます。そういう情報を基に、その作物の取れるであろう収量であるとか単価、初期投資として整備しなければならない機械、それにかかる労働時間、そういうものも考慮しながら、県であるとか関係機関と連携して検討を進めていきたいというふうに考えております。

#### ○1番（五十嵐 淳君）

では、今現時点で情報収集されている内容については、町長答弁にあったとおりなのかなと思うのですけれども、例えば今後そういうもので、町として非常に有益だなというふうになったものをどのように展開していくのかというところの構想があればお聞きしたいのですけれども、具体的に過去、そういう研究機関から情報、これは有益だなという情報を、町の例ええば農家とか組合のほうに情報提供されたり、実証フィールドとか、そういう実証栽培ですか、そういうことに着手された事例というのはございますか。お聞かせください。

#### ○農林課長（貝守 世光君）

お答えをいたします。

新たな品種につきましては、様々、農家の方々に情報提供はさせていただいております。ただ一方で、農家の経営判断ということで、新しい作物に挑戦するにはちょっとという、一方向でない農家ももちろんありますし、そういうことでモデル事業になるような事例というのはございません。

1つ情報提供としましては、関東地域で栽培しているサツマイモ、こちらのほうが温暖化とか高温化が続いて、そちらではなかなか病気が発生して取れづらくなったりということで、町と自治体を結ぶマッチングイベントで来てくれた企業がございまして、昨年、試験栽培、今年度、本格栽培しております。そういう実際に栽培して、例えばそのサツマイモが町の特産になり得るであろうというふうに農家の方々が目で見て

感じていただければ、そういういた横の広がりは期待できるかなというふうに思っております。

### ○1番（五十嵐 淳君）

そうですね、サツマイモ、今お話をありましたように、実証のような形で進めたのはいいが、実際はもう適作地だったのではないかというぐらいすごく、今の現状の成長過程が理想的だという話も、実際に携わっている方からの声も聞いていますので、そういうものがより広がっていけばいいのかなというふうに思っています。

今の質問に関しましては、目先の課題を対処するために、情報収集だけではなくて、中長期的な農業構造の適応策といいますか、そういうものをちょっと見いだしていただけたらなというふうな思いもありましてお聞きしていましたのですけれども、その流れで、先ほどガイドライン的なお話を聞きしたのですけれども、今まで5年前と比べて今が非常に厳しいという話と、あとは町長答弁から、これからも高温というのは続していくんだろうという話があった中で、例えば今後5年先、10年先を見据えたような計画とか、あとはロードマップ的なものとか、現場の声なんかも反映させたような、そういうお考え、実際に動かれていることがあればお聞かせください。

### ○農林課長（貝守 世光君）

お答えをいたします。

作物をどうしていくかというものはございませんが、町では地域計画というものを作成してございます。それは、三戸地区、猿辺地区、斗川地区、留崎地区というふうに4地区で策定しているのですが、この計画は5年後、10年後、どの農地を誰が生産していくのかというものを1筆ずつ人を張りつけてあるという計画でございまして、これについては毎年見直しをしていくということになってございますので、そういう機会を活用して、これから例えば高齢化が進むので軽量化作物を進めていくとか、誰々さん、若い人がいるので、そういう方に農地を集積していくとかといった具体的な話合いをそれぞれの地域で進めていって、10年後の農業にしっかりとつながっていけばいいなというふうに考えてございます。

### ○1番（五十嵐 淳君）

そういうたいわゆる将来像というのを実際に私たちにもお示しいただきたいというところでは、やっぱり計画とかというのは非常に分かりやすいのかなと思っていますので、今後そういうものも期待しております。

あと、非常にこれお答えづらい内容なのかもしれないのですけれども、今までの猛暑対策みたいなところで、来年度予算にどう反映させようとされているのかというところとか、あとは支援策だったり、制度の現在の優先度の高い分野とか、現時点でお話しできるようなことがあればお聞かせいただきたいです。

### ○農林課長（貝守 世光君）

お答えをいたします。

農業を取り巻く環境というのは様々な課題がございます。農林課としては、今手取りの高齢化というのも話題になりましたけれども、補助労働力の確保とか、あと担い手を、これから10年後、20年後、農業を支える担い手をどういうふうに確保していくのかといったことを最優先に業務をしております。もちろん今回の高温対策であるとか、そういう支援資材の補助であるとかといったものももちろん必要でございます

ので、そういうものを総合的に考えて、11月は予算要求時期でありますので、そこに間に合わせるように検討を進めていきたいというふうに思ってございます。

### ○1番（五十嵐 淳君）

ありがとうございました。

最後になるのですけれども、今回取り上げた猛暑対策と持続可能な労働環境の整備なのですけれども、現役の農業従事者だけではなくて、これから農業に関わる人材だったり、次世代にもつながる重要な課題なのかなと思って今回提起させていただきました。町長からもお話がありました、これからも猛暑は続くだろうと。農業というのは、町のふるさと納税を支える重要な返礼品ですし、加工品含めですね、町長が掲げるかせぐ自治体というのを実現する上でも欠かせない産業。その中で、農業は、自然環境、経済状況とか、いわゆる外部要因に強く影響されやすい産業でもあるかなと思いまして、そういうことだからこそ、少しでも外部要因のリスクを軽減して、本当に内部環境の部分に向き合えるような、そういう方向に持つていけたらなというふうに考えています。

その中で、将来を見据えた取組というのをぜひ、農林課という担当課だけではなく、いわゆる町全体でも進めていただきたいなという思いがありまして、そういうところを、その思いみたいなところがありましたら、課長なり町長なり、ちょっと最後にお聞かせいただきたいなというふうに思います。

### ○農林課長（貝守 世光君）

お答えをいたします。

農林課としましては、基幹産業である農業をこれからも持続的に經營していくように、農家の皆さんと一緒に努力してまいりたいと思います。長期的には、農業經營に農家の方々が投資できるだけの収入を確保してもらえるような施策を、予算を投入して、推進してまいりたいと考えております。

### ○町長（沼澤 修二君）

私からもお答え申し上げます。

今回農業における猛暑対策ということでご質問がございました。猛暑ということで今、5年前と比較しても気温が上がってきているということではありますが、これずっと遡っていきますと10年後よりも高くなってきて、5年前よりも今が高かったという結果でございますが、1年ずつ見ていきますと、ばらつきはやはりしております。冷夏と言われるような年もありましたし。ですので、猛暑ということだけではなくて、異常気象対策ということで考えていくべきものだと思っております。ただ、高温化傾向ということには変わりないわけで、引き続きそのような、今後も異常気象が続くということで体制を整えてまいりたいと思います。

8月19日に大雨が降る前に、ずっと雨が降らなかつたという時期がございました。そのときに、やはり心配になって、私も現場に入りました。水田、トマトのハウス、リンゴの園地、様々なところを見て回りました。ピーマン等、見て回りました。そのときにはトマトのハウスでも、その生産者は思ったよりも順調だと、あまり被害がないというお話をされました。それは、やはり生産者ごとの取組にばらつきがあるということでの違いだと思います。人手の問題、設備の問題、様々な要因があると思います。ほかの作物に関しても同様だと思っております。問題が複雑に絡み合っているということでございます。

今後もそういった様々な諸課題があろうかと思いますが、まずは農業者の意見をお聞きして、町ぐるみでそれに何ができるかということで対応してまいりたいと考えております。できるものはしっかりと進めていくということで、できるものは来年度予算に考えを反映させていくということで、必ず予算に反映させていくという意味ではございませんので、しっかりと令和8年度以降に考えを反映させるということで取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

### ○1番（五十嵐 淳君）

ありがとうございました。町長おっしゃったように、大雨も含め、冷夏も含め、猛暑対策というよりは異常気象対策、おっしゃるとおりです。本当にそういったところも含めて、外部要因にすごく左右されやすい産業であるということを実際に見ていただいているということも今お聞きできて、非常に安心できました。私自身も農業に関わる人たちの話を聞いて、もちろん個人差はあるというのは重々承知しているのですけれども、非常に困っている方の声というのはやはりどうしても届くということもあります。その上で、最後にお話ありましたように、予算の部分なのですけれども、私も決して全て予算にのせてくださいというような思いではなく、考え方とか、おっしゃられたように普及啓発とか、実際にお金に関わらない部分でも結構ですので、ぜひそういったところのお考えを、町のこれから動いていく、今も動いているのはもちろんのですけれども、来年度以降の動きに反映させていただければなと思います。

これをもって私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

---

## <8番 藤原 文雄議員>

### 1. 防災・危機管理について

#### ○議長（竹原 義人君）

一般質問を続けます。

8番、藤原文雄議員。

#### ○8番（藤原 文雄君）

通告に従いまして質問いたします。今回の質問事項は1点でございます。防災・危機管理についてでございます。

まず、8月19日から20日にかけての豪雨では、大雨・洪水警報が発表され、一部地区では避難指示が発表される事態となりました。28世帯47名が避難されたとの報告がありました。避難所の開設や避難誘導、警戒活動に当たられました町職員、消防団はじめ関係していただきました皆様に、町民の一人として感謝申し上げます。

6月26日の大雨に続く被害の拡大等、深刻な事態ではございますが、引き続き災害復旧に努めていただきますようお願い申し上げます。

近年、集中豪雨や地震などの災害が全国的に増加傾向にあることから、多くの自治体が備えを強化しています。

本町でも、地域防災計画をはじめとする各種計画に基づく防災体制の整備が進められていますが、大規模災害時の応急復旧活動を円滑にするための物資調達等について、

どのような準備がなされているか、以下3点伺います。

- 1つ目として、食料、飲料、避難所設備品の備蓄状況。
- 2つ目として、災害支援協定の内容と運用方法。
- 3つ目として、災害時の資金調達について。

よろしくお願ひいたします。

#### ○町長（沼澤 修二君）

藤原議員からの防災・危機管理についての3点の質問に答弁申し上げます。

初めに、1点目の食料、飲料、避難所設備品の備蓄状況についてでございますが、町では青森県災害備蓄指針に基づき、大規模災害発生時に物資の流通が確保されるまでの間の被災者の避難生活に必要な物資を備蓄しております。

令和7年8月末現在の主な備蓄品の数量は、おにぎりやスープなど非常用食料が1,230食、500ミリリットル入りの非常用飲料が792本、毛布352枚、非常用寝具55セット、段ボールベッド50台、簡易トイレ袋1,060回分となってございます。

次に、2点目の災害支援協定の内容と運用方法についてでございますが、町ではこれまで、県内全市町村や八戸・久慈・二戸圏域市町村などによる大規模災害時相互応援協定のほか、南部藩ゆかりの市町村や静岡県牧之原市との協定など、他の地方自治体との広域的な相互応援に関する協定を締結しております。

このほか、民間事業者との間において、食料品や飲料水、石油類等燃料の供給に関する協定、応急対策用資機材の調達に関する協定、応急仮設住宅の建設に関する協定、廃棄物処理等の協力に関する協定などを締結しております。

今年度に入りましたからも、7月7日に三戸町建設協会との間で災害時支援協定、7月9日に会津若松市交流市町との間で災害時相互支援協定、8月22日には青森県木材協同組合との間で災害時支援協定を締結し、災害時の体制の強化に努めてきたところでございます。これまでに31の協定を締結しており、幸いこれらの協定に基づく支援を要請するような災害は発生しておりませんが、今後とも災害発生時におきまして、協定が有効かつ迅速に機能するよう関係機関との連携を図るとともに、体制の充実に努めてまいります。

次に、3点目の災害時の資金調達についてでございますが、災害発生直後は、情報収集や避難所運営のほか、人命救助や医療、消火等の応急対策活動を迅速かつ的確に講ずることが必要でございまして、これら応急対策の財源としては、財政調整基金取崩し繰入金等、一般財源での対応が見込まれるところでございます。

その後、被災した施設や生活基盤などの本格的な復旧対策においては、国庫補助金や特別交付税が措置されるとともに、災害復旧事業債の借入れによる対応などが想定されるところでございます。

なお、多大な被害を受けた自治体に対しては、地方交付税法の規定により、普通交付税や特別交付税の繰上げ交付が措置されるほか、激甚災害に指定された場合は、公共土木施設や農地・農業用施設の災害復旧事業に係る国庫補助の特別措置が講じられることとなっております。

今後も、有事の際におきまして、迅速かつ的確に災害対応ができるよう、物資の備蓄を含め、総合的な防災力のさらなる強化に努め、町民の皆様の安全、安心な生活を確保してまいります。

#### ○8番（藤原 文雄君）

ただいま町長から答弁をしていただきました。

まず最初に、1番の食料、飲料、避難所設備品の備蓄状況のところで再質問をさせていただきます。先ほど食料、飲料の備蓄されている数等、説明をしていただきました。これについてですが、食料、飲料について消費期限というのは必ずあるものと思いますけれども、それに対する町の対応状況、どのようにして更新しているのかについて伺います。

○総務課長（太田 明雄君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

食料や飲料の備蓄品の賞味期限の取扱いということでございますが、まず食料や飲料水の賞味期限は約5年となっております。これまで期限が近づいたものにつきましては、町内会や自主防災会へ要望を募りまして、配分をしているということでございます。それにつきましては、また町のほうで購入をして、補充をするというところとなってございます。

以上でございます。

○8番（藤原 文雄君）

消費期限があるもの、約5年ぐらいはあるということで、その前に町内会であつたり自主防災会に下げるというか、使ってくださいということだと思いますけれども、今コロナ禍等で大規模な町の防災訓練等はないようですが、以前であれば、そういうときに備蓄品の使い方を示しながら、備蓄品の食料を使っての防災訓練等があったと思いますけれども、今後ともその点については頻繁に、無駄のないような準備をお願いしたいなど考えています。

もう一点伺いますけれども、避難所の設備品についての保管状況なのですが、先ほどの食料、飲料、並びに避難所の設備品等についての管理は、どこに保管されているのか、1か所なのか、分かれているのかというところについて伺います。

○総務課長（太田 明雄君）

災害用備蓄品の保管場所についてのご質問でございますけれども、先ほどの食料、飲料はじめ、主にはアップルドームのほうで保管をしているところでございます。ただ、一部、中央公民館、斗川支所、役場、ジョイワーク三戸のほうでも保管しているものがございます。

ちなみに、中央公民館におきましては、毛布50枚、斗川支所でも同じく毛布105枚と、あとは役場のほうでも毛布17枚、あとはジョイワークのほうにおきましては非常用寝具セット10セット、エアベッド20台、あとは傷病者対応のベッドを10台ということで、分散配置をしているというところでございます。

以上でございます。

○8番（藤原 文雄君）

避難所の備品については、5か所に分散しているということですけれども、なるほど、1か所に置く場合のリスクもあるだろうしということで、了解をしました。

もう一点、こここのところで確認しますけれども、今5か所、挙げていただいたところは、実際に避難所に使われる場所もあると思いますけれども、そのときの搬出入の動線といったところは考えられているのか。といいますのは、避難をしてくる人が入ってくるような場合に、搬出をして、よその場所に移さなければならないというような状況があった場合は、どうしても動線の確保等を常に考えて備品を整理しなければ

ならないのではないかとの観点からなのですが、そのところについて説明願います。

○総務課長（太田 明雄君）

備品の搬出入の動線についてのご質問でございます。議員がおっしゃいますように、先日の8月19日からの大雨の際におきましても、自主避難所2か所、指定避難所3か所の開設をいたしまして、それらにおきまして毛布、寝具等の搬出、搬入を実施したというところでございますけれども、それにおきましては、今回はアップルドームのほうは開設をしなかったということもあって、アップルドームから寝具等を搬出したり、どうしても必要な場所もございますので、そこは避難されている方に支障がないような搬出入をして、適切な配置ということをしているところでございます。

以上でございます。

○8番（藤原 文雄君）

搬出入の動線等については了解いたしました。

このところでもう一点、先ほど町長の答弁によりますと、簡易トイレも1,600用意している……160でしたっけ。1,660でしたっけ。

（「1,060」と言う者あり）

○8番（藤原 文雄君）

1,060セット用意されているということを伺いました。せんたって新聞報道がありましたけれども、避難所トイレに関するアンケートを実施したときの記事であったと思いますが、三戸町は準備はするという、考えているというようなことだったと思いますけれども、避難所トイレについての考え方、町は今現在どのように考えているのか。用意するという方向で動くのであれば、どの辺を考えるのか、どういうふうにするのかという具体的なところをお知らせください。

○総務課長（太田 明雄君）

避難所トイレの確保に関するご質問でございますけれども、先ほど町長答弁で申しましたのは簡易トイレの袋、トイレ用の袋ということで1,060回分は確保してございます。ただ、先日新聞でございましたような移動用のトイレであるとか、そういうしたものにつきましては、現在のところ、どのような状況で確保できるかというところはまだ検討中でございますけれども、できるだけ避難された方が支障のないような対応ということでは考えていきたいと思ってございます。

ちなみに、先ほど申し上げたのは、トイレ袋1,060回分ということでございまして、あと簡易トイレ、こちらのほうは7台準備している、備蓄しているという状況ではございます。

以上でございます。

○8番（藤原 文雄君）

食料、飲料、そして避難所設備品については了解いたしました。

2番目の質問でございますけれども、災害支援協定の内容と運用方法についてということで、三戸町では31協定、連携を結んでいるということで、大変すばらしい取組だし、31協定という数にもちょっと驚いているところでございますけれども、これについて、先ほど、今年に入ってから、2025年に入ってからも県の木材協同組合であつ

たり、三戸町の建設協会、あと会津ゆかりの自治体と協定を結んだということで、取組としては大変すばらしいなと思っています。

その中で、運用方法のところでちょっと伺いますが、自治体であったり民間企業との連携がございますけれども、この内容についてはどのような内容で契約がなされているのか、具体的にどの辺まで協定がされているのかというところについて、ちょっと具体的に説明をしていただきたいなと思います。よろしくお願ひします。

#### ○総務課長（太田 明雄君）

災害協定の内容というところでございます。先ほど町長の答弁にもございましたように、当町では今現在31の団体と協定を締結しております。内容につきましては、それぞれ協定ごとに様々異なるところでございますけれども、まずこの31を分類いたしますと、各自治体、市町村であるとか圏域などとの相互応援の協定というのも8団体と結んでございます。これらにつきましては、内容といたしましては、食料、飲料、それから生活必需品の供給、あるいは必要な資機材、物資の提供であったり、災害応援活動に必要な職員や車両等の派遣といったものが複合的に協定されているといったものとなってございます。

そのほかには報道に関するものということで、三戸町で大規模な災害があった場合には、三戸町の被害状況であるとか避難場所、避難所の情報を優先的に放送するというものであったり、あとは医療、救護に関する協定、あとはライフラインということで、災害時における石油等、ガソリンやガス等の燃料の供給に関する協定、町が必要なものを優先的に供給していただくというものでございます。あとは、今年度締結いたしました、三戸町建設協会や県木材協同組合と締結したような建設、土木に関する協定、あとは廃棄物、災害廃棄物の処分に関する協定といったものもございます。主にはそのような内容というふうになってございます。

以上でございます。

#### ○8番（藤原 文雄君）

協定の運用方法ということで説明をしていただきましたけれども、今回の質問は主に物資等の質問でございますので、その点についてと、ちょっともう一度説明を願いたいのですが、食料、飲料であったりというところは、現在物価が高騰しているということもあります。緊急時のときには、物資の高騰が結構な割合で起きるというような情報もあります。そういうときには、やはり事前の打合せ、価格設定を含めた打合せ等をきちんとやっておくというような活動が協定としては……協定のメリットとしては、事前の内容ができるだけ詰めておくというようなことがメリットとして挙げられていますので、その辺のところがやられているのか、これから考えるのかというところが1つと、もう一点は、先ほど説明をしていただきましたけれども、協定が31あって、様々協定の団体のメリットがあるといった中で、この31協定の内容を担当の総務課で全部引き受けて運用を考えるのか、それとも例えば今回のように大雨がありましたというような土木費に関する事であったり、農地の被害等もありますので、そういう中で道路の協定もたしかあったと思いますけれども、その担当がやるのか、総務課で手配等をやるのか、そのところをちょっと説明していただきたいと思います。2点お願ひします。

#### ○総務課長（太田 明雄君）

ただいまの答弁にお答えする前に、先ほど申し上げました内容で、当町で締結して

いる協定、31団体と申し上げましたが、これ31協定でございます。また、相互応援、こちら8団体と申し上げましたが、8協定でございますので、こちらのほう訂正をさせていただきたいと思います。

ただいまご質問のありました、物資のこと等が予想されるということで、価格設定を事前に協定の相手方と打合せをしておく必要があるのではないかというところでございます。これにつきましては、これまでそのような観点から協定の内容について相手方と話をしたというところはございませんけれども、それも含めまして、協定の内容について改めて詳細を締結先と確認をするという意味で、また打合せをしてまいりたいというふうに考えてございます。

それから、31協定の担当はどこで担当するかということでございますけれども、このような協定に基づく支援の要請をするというような場合は、通常であれば災害対策本部というものが設置されます。その中で、総務課が当然中心となりますけれども、例えばそれが道路関係、あるいは河川関係であれば、建設課のほうにも対応をお願いすると。あとは、避難所運営に関することであれば、住民福祉課や健康長寿課のほうに要請、あるいは対応を依頼するというようなことになるものというふうに考えてございます。

以上でございます。

### ○8番（藤原 文雄君）

まず、価格のほうについては、これまで内容等については詰めていないということだったのですが、そこを含めて今後、やはり協定のメリットというのは様々あるし、大変重要な部分でありますので、そのところはお願いしたいなと思います。

もう一点の、災害が起きたときには、会議内で担当を決めてというような動き方になりますという説明で、了解をいたしました。

もう一点の③番の災害時の資金調達について、町長から答弁をいただきましたけれども、これについては、内容等については了解をいたしました。強いて言えば、有事のときこそ財政に敏感に動かないとい、例えば喫緊の災害で言いますと、令和6年度に能登半島の地震があつたりしました。いまだに様々な復旧活動が続いているというような状態。岩手県大船渡では、今年度3月に大規模火災がありました。これについても、いまだに避難している方がいるということ。この辺でも大雨の災害がありましたけれども、九州熊本、6月にあつた大雨の影響等で、今6月から約3か月ですけれども、激甚災害の指定がようやく動くというような内容だったと思いますけれども、やはり災害が大規模であれば、長期間にわたって復旧まで時間がかかるということで、そういった中で、国の対応、様々決まっていくと思うのですが、そういったときのために、やはり町がきちんと初動の動きとしてやるための財政の基本になる部分を確認したかったという趣旨でございましたので、財政調整基金を含めて町が対応するということで安心をしています。

今回の私の質問の趣旨としては、町も進めている災害支援協定を含めた災害時の物資調達を重点として質問いたしましたけれども、やはり有事の際には物資が十分に確保できるかということ、これはどこまで準備をしても不安が残る部分だと思います。その不安解消のために効果的な災害支援協定、協定を結んでいる企業に対してすぐに協力を求めて、例えば三戸町で災害が発生した場合に、いろんな民間の別のところからでも入れてもらえるようなシステムというのは、町単独ではできないということなので、すごく重要な部分だと思いますので、先ほど申し上げましたように、平常時から協定の内容については細かな確認をしていただいて、より確実に協定の内容で動け

るような体制を取っていただきたいなと思っています。

今まで三戸町では協定を使った前例はないというようなことでございましたけれども、今後災害は多くなるのかなと思いますので、そこの辺についてはきちんとした対応をお願いしたいと思います。

本町での災害支援協定に加え、県の災害応援協定、これ県では161協定を締結されているそうですけれども、これについてやはり県とも情報共有をしていただいて、同じような内容であったりすれば、より効果的な動きが取れるのではないかと思いますので、そのところをお願いしたいなということです。財政負担を抑えながら、よりよい危機管理体制を目指していただきたいと思います。

政府は、2026年度の創設を目指している防災庁についても、政府主導の防災強化の割合が増えていけば、三戸町のような自治体の地域事情に応じたきめ細かい対応ができるのではないかと思われますので、町長には今後とも町の状況を把握して、国、県に対してしっかりと意見を上げていただきたいと思っています。最後に町長の見解を伺います。

#### ○町長（沼澤 修二君）

今回藤原議員から防災・危機管理についてのご質問をいただきました。先般、大雨の際に、避難指示ということで発令させていただいて、実際に多くの避難者が保健センターに避難した、あるいは自主避難先にも避難されたということで、実際避難所の運営を久しぶりに行ったということで、様々課題等も見てまいりましたし、今様々ご案内ありましたいろいろなお話の中で得られるもの、ヒントもございました。

先ほど物資等についてご案内いたしましたけれども、これは数量等も、先ほどお聞きになって少ないのでないかとお感じになった方もいらっしゃるかもしれません。これは、もちろん自助、共助の部分も含めてですので、公助の部分だけ先ほどご案内申し上げたという形になってまいります。ただ、やはりより充実した体制を取るためには、もっと多くの量、あるいはもっと多くのバリエーション、あるいは移動型のトイレ等も導入できれば、さらに災害時の対応が万全となってくるのではないかと思っておりました。

協定につきましても、31あるからといって、すぐに有事の際にそれを使うことができなければ、意味のないものになってまいりますので、一旦有事の際には、すぐにその協定先に支援を求められるように、しっかりと内容を把握して、ふだんからの連携をしておかなければならぬと思っておりました。

また、必要なものは、国、県に対しまして様々な要望ということで働きかけていくということで、今後も有事の際に万全に町民をしっかりと守ることができるよう、防災対策のさらなる強化に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### ○8番（藤原 文雄君）

町の防災力強化のために、さらに努めていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

#### ○議長（竹原 義人君）

午後1時30分再開予定をもって休憩いたします。

(午前 11時47分)

休憩

(午後 1時30分)

---

<9番 番屋 博光議員>

### 1. 鳥獣被害の現状と対策について

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

9番、番屋博光議員。

○9番（番屋 博光君）

私からは、今までどおり鳥獣被害について質問させていただきます。

鳥獣による被害とその対策について、過去3回にわたり質問してきましたが、本年稲作と葉たばこの被害が非常に多い現状があります。それについて、今後実りの秋を迎えて、果樹や野菜の被害が拡大するおそれがあると思われますので、町は鳥獣被害の対策をどのように考えているのか、またその対策としてどのような方向性を持っているのかお伺いいたします。

○町長（沼澤 修二君）

番屋議員からの鳥獣被害の現状と対策についての質問に答弁申し上げます。

初めに、現状でございますが、4月以降現在までのところ、イノシシ、シカ、クマによる水稻、リンゴ、デントコーン等農作物への被害が、昨年度と同様に確認されております。

これらの被害のほか、今年度は過去には報告がなかった育苗ハウス内の水稻苗の踏み荒らしや、定植直後の葉たばこの食害が報告されております。これらは、いずれも周辺の足跡からイノシシによるものと推測されたため、葉たばこの食害については翌日直ちに被害圃場にカメラを設置し、情報収集を開始したところであります。

全般的な農作物被害への対策についてでございますが、町では鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律及び鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づき、鳥獣対策を実施しているところでございます。

鳥獣被害対策は、議員ご承知のとおり、寄せない、入れない、捕まえるの3本の対策を、個人、集落及び行政が協力し、一体的に実施することが肝要であり、かつ地道に取り組む必要があります。

しかしながら、今年は餌となる山の木の実が大凶作と発表されており、例年よりもクマやイノシシ等が農地や集落へ出没しやすい状況となっていることから、今後も引き続き全世帯に向けて、住居の付近に餌となる農作物や食物の残渣を放置しないよう、広報などにより周知徹底を図るほか、農業者に対し電気柵等の設置に係る補助事業の活用を推奨してまいります。

今後も鳥獣被害の減少に向け、鳥獣被害対策実施隊、地域おこし協力隊、その他関係機関と連携、協力し、被害対策を徹底することにより、農業者の皆様が安全かつ安心して農業に取り組むことができるよう、支援及び対策を強化してまいります。

### ○9番（番屋 博光君）

前回も鳥獣に対しての、寄せない、入れない、捕まえる、中山間事業において、前回もそういう意見を聞きました。その後の結果として、どういう対策、わなの補助事業もありますし、それから免許の取得もありました。その中で、現在わなとか、おりとか、そういうのは幾つあって、どういう状態で、どういう場所に設置してあるのか、設置していないものは何個あるのか、その辺伺います。

### ○農林課長（貝守 世光君）

お答えをいたします。

町で管理しております捕獲機材の在庫の数量ですが、箱わなが23台、くくりわなが7台、通信機能付センサーが4台、そのほかわなが作動するとメールで通信が送られてくる長距離無線式捕獲パトロールシステム、こちらのほう子機4台を装備してございます。現在もシカ用のわな等、数か所に設置しております。

以上でございます。

### ○9番（番屋 博光君）

これだけの設備を持っていて、現在設置しているのは何か所なのか。それで、そこから捕獲したのは何頭あるのか。その捕獲した種類とか、あつたら教えていただきたいと思います。

### ○農林課長（貝守 世光君）

お答えをいたします。

今捕獲頭数、現在設置している箱わなの数、ちょっと手元に資料を持ち合わせておりますが、クマについても2頭ほど捕獲していると記憶してございます。現在は、シカの目撃情報があった場所に箱わなをつけているということの報告を受けております。正確な数字は後ほどお知らせしたいと思います。

### ○9番（番屋 博光君）

そうすると、まだ捕獲の頭数は分かっていないわけですね。それと、イノシシに関しても、今の被害状況とかそういうのはどの辺まで知っているのか。

それと、これがそのイノシシなのですけれども、こんなにでかくないのだ、普通のイノシシというのは。多分この型だと、豚のランドレースぐらいの大型の豚の遺伝子を持っているのではないかと思うのだけれども、物すごくでかいのだ。こういうのが、これ多分雄だと思います。普通子供を連れて群れで行動するので、1匹で行動しているから多分雄だと思いますけれども、牙もあるし、かなりでかいのがいました。こういうのが歩いているし、それから草地、これは草地なのですけれども、これ三戸牧野の草地なのですけれども、3分の1ぐらいこういうふうに草地の根っこ、かき混ぜて、やられています。これが全体図なのですけれども、沢のほうからずっと中のほうまでやられて、かなりの面積でやられています。それに今度高温障害があって、この辺全部死んで、もう雑草だらけになっています。そういうことからいくと、そういうところにはわなというのを設置して、捕獲してもらいたいなということがあります。

それが今度下がってくると、今回、今までなかつたことがあったのが葉たばこ、この葉たばこの被害が、多分これイノシシだと順番に一列にやっていくのだけれども、中には頭から歯に沿って、ずっと10本ぐらいやられているのもあります。その辺のところ、葉たばこに関しては、1件しか役場に通報していないと思いますけれども、そ

こには何か設置していると思いますけれども、そのほかに私が記憶しているのは、これ別な場所で3件ぐらいあるのですけれども、そのほかに情報がありましたら、葉たばこ以外でも教えていただければと思います。

#### ○農林課長（貝守 世光君）

お答えをいたします。

現在設置しているわなについては、後ほど数値をお知らせしたいと思います。

捕獲頭数ですが、8月22日現在で、クマが2頭、シカが1頭、こちら合計3頭を捕獲しております。

そして、被害状況ですが、まずクマについては10件、桃が3件、デントコーン2件、プラムが2件、リンゴ2件、牛舎への侵入が1件でございます。シカの被害については3件の報告があります。果樹の下枝、若芽の食害が3件でございます。イノシシにつきましては17件の報告が来ておりまして、園地の掘り起こしが2件、田んぼへの侵入が1件、畦畔の掘り起こしが1件、先ほどおっしゃっておりました葉たばこについては3件、水稻の倒伏5件、デントコーンが2件、カボチャ1件、トウモロコシ1件、サツマイモ1件、畝の掘り起こしが1件ということの被害の報告が来てございます。

あと、葉たばこの食害があったところに、被害があったという報告を受けてカメラを設置したのですが、そのカメラには特定の獣は映っていなかったと。ただ、周りの足跡によってイノシシということで推測をさせていただいているところであります。

#### ○9番（番屋 博光君）

ありがとうございます。今後多分イノシシ被害はさらに増加すると思われます。よって、カメラなり、箱わななり、その対策として設置する場所、箇所とか、そういうのを増やしてやる予定はあるのかないのか、ちょっと伺います。

#### ○農林課長（貝守 世光君）

お答えをいたします。

まず、有害鳥獣による農作物被害を防ぐためには、先ほど町長からの答弁があったように、寄せない、入れない、捕まえるということで、捕まえるのは最終段階ということになります。そして、わなをかけて、必ずしも捕まえられるというものではございませんので、被害の情報が入りましたら獣友会のメンバーと現地のほうに赴きまして、どういった方法が有効であるか、捕獲するのが一番いいものなのか、有害鳥獣を寄せないための様々アイテムもありますので、そちらのほうが効果があるのか、そういったものを現場のほうで確認し、検討し、必要があれば箱わな、くくりわな等を設置してまいりたいと思っております。

#### ○9番（番屋 博光君）

箱わなでも、おりでも、結構な数を用いて捕獲していかないと作物に今後、稻作については昨年も物すごい被害を受けていますので、その辺のところは十分、わなでも、おりでもやっていただきたいと思います。

電牧、その他様々ありますけれども、範囲が広くなるとどうしても手間もかかるし、電力とか管理も大変ですし、地域でやっているところもあるけれども、ちょっと厳しい部分もあるのではないかなど思いますので、その辺行政側でもどういう指導というか、農家に対して理解を求めるというのか、そういうところも必要でないかなと思いますし、あと箱わなでも、わなでも、今年も資格を取る講習会があるかなと思います

けれども、申込みはどういうふうになっているか、教えていただきます。

○農林課長（貝守 世光君）

お答えをいたします。

有害鳥獣による被害が発生した圃場等を確認しますと、廃棄した農作物、こちらのほうを食べられていたりということがありますので、農家の方はじめ、町民の方々には、食物や農作物の残渣を近くに置かないように、これからも周知を徹底してまいりたいと考えてございます。農家の皆さんと猟友会の皆さんと、一緒に被害軽減に向けて取り組んでまいりたいと思います。

また、わな猟とか銃猟の資格免許につきましては、年間4回ほど実施されております。それに伴う事前講習会も開かれているようありますので、ポスターを貼ったりとか、皆さんに周知をして、申込みをいただくと。申込みをいただきましたら、町の補助事業を使って、その免許の取得費用を助成するということで取り組んでまいります。

そして、先ほど質問がございました、現在設置しているわなの数でございますが、シカ用が1基、クマ用が2基、イノシシ用が3基、合計6基を現在設置しているところでございます。

○9番（番屋 博光君）

まず、講習会に関しては、年内に多分、10月頃だったかな、八戸、十和田、その辺であると思いますけれども、その辺の周知もやっていただきたいと思いますし、それと今6基のわなをかけているのだけれども、その成果はどうなっていますか。

○農林課長（貝守 世光君）

お答えをいたします。

今仕掛けております箱わな6基については、まだ捕獲がなされていない状況でございます。

○9番（番屋 博光君）

まだ捕獲がなされていないということは、入っていない、入っていないから捕獲されないとと思うのだけれども、監視のほうはどういう体制で監視しているのか、猟友会に任せているのか、それともそこの個人に任せてやっているのか。設置のほうは行政で設置すると聞いていましたけれども、その設置の仕方とか、それに欠点はなかったのか、何でかからないのか、その辺の検証はしてあるのか伺います。

○農林課長（貝守 世光君）

お答えをいたします。

わなを設置した場合には、わなが作動した場合にメールで、こちらのほうに通信でメールが来るという仕組みのものをかけておりますので、人が毎日行くというのは前に比べれば少なくなっているかと思います。

そして、捕獲に至らない要因といいますか、それは様々、鳥獣のほうも移動しておりますし、餌が好みに合わないというのもあるかもしれませんし、様々な要因はあるかと思いますが、専門知識を有する猟友会の方々の意見を聞きながら、これからも設置をしてまいりたいと考えております。

### ○9番（番屋 博光君）

これから秋に向けて様々な収穫を迎える時期ですので、一番の問題はイノシシではないかなと思います。それとクマの被害、これも今山間部のほう、ドングリから栗からブドウ、アケビ、ほとんどなっていません。そのために里に下がってきて、里のほうには栗、ドングリがなっていますので、それを食べに下がってくるのも当然でしょうけれども、そのほかに残飯とかそういうのも捨てないというのもありますけれども、収穫時期を迎えるに当たっては、その辺も考慮しなければならないのかなと思っていますけれども、これまでにもクマに襲われてけがをしたり、様々民家のそばであるので、この前も町なかでクマの発見もあるそうですし、カモシカも国道を親子で走っているのを見ましたし、そういういろんなのが山から里に下がってきて、果物とかそういうのだけでなく、人間にも被害を及ぼす可能性もありますので、その辺十分注意しながらやっていただければと思います。

最後にですけれども、地域ぐるみで鳥獣を入れないその対策として、県とか国からの補助があるというのも聞いておりますけれども、その辺の実施に向けての可能性というはどういうふうに考えているか、ちょっと伺います。

### ○農林課長（貝守 世光君）

お答えをいたします。

国の補助事業のほうでは、複数軒の農家で組んで、広範囲にわたってフェンスなどを張るものに対して補助金を出すという制度がございます。まず、農家のほうからそういう被害報告等があった場合に、最終的にはその地域の合意とか、設置した後の維持管理等、様々出てきますので、地域の皆さんと話し合いをして、合意が得られれば、そういういた国の補助事業の活用もこれから検討していきたいと思っておりますし、現在猿辺地区のほうでは中山間の直接支払交付金を活用して、圃場ごとではありますが、複数年の計画で電気柵を設置するという話も伺っております。

様々、被害を受けた農家の意見を聞きながら、地域でどのようにして鳥獣被害をなくすのかということを話し合って、国の補助事業を活用するなり、町の電気柵の補助事業を活用するなり、様々な方法を実施してまいりたいと考えております。

### ○9番（番屋 博光君）

補助事業を使うのはいいのですけれども、その地域の方々の理解も得るというのも当然だと思いますけれども、電気柵にしても、場所によって、狭いところもあれば、広いところもある。中山間でもやっているのですけれども、やっぱり管理というのかな、そういうのがかなり難しい部分もあるし、理解を得るというのがちょっと厳しいのかな。でも、理解してもらわないと、農作物の被害がどんどん増えるだけで、自分たちが損するだけなので。管理 자체が物すごく農家にしてみれば大変だし、3分の1補助と言っているけれども、これほとんど、逆のパターンで3分の2補助で、3分の1負担ぐらいにしていただければ設置箇所も増えるのではないかなど私は思いますけれども、その辺も、行政側の予算もあると思いますので、ぜひ検討していただいて、なるべく農家の方に負担がないような方法でやっていただければと思います。

以上で私の質問は終わります。

## 1. 健康・長生きの推進について

○議長（竹原 義人君）

一般質問を続けます。

11番、久慈聰議員。

○11番（久慈 聰君）

それでは、私の質問をさせていただきます。

沼澤町政がスタートし、初めての秋まつりを迎えるとしています。夏の高温と水不足が心配された米も、何とか順調なのかなというふうに安心していましたところ、胴割れが起きているということで、全て安心しているということは言えないのかなという状況下にあります。これで問題がなければ、秋まつりは豊年祭りという形でやれるのかなというふうに思っておりましたけれども、ちょっと残念な気持ちであります。

さて、前進を掲げる町長は、議会開会時に提灯まつりの拡大、それからふるさと納税の返礼品のアップ、エンディングノートの完成など、スピード感のある事業を展開してきているというふうに思っております。町長が考えるまちづくり、施策の実現に当たり、その具体的な手法を確認したく、今回質問いたします。執行部の皆様におかれましては、誠実で明瞭な答弁をお願い申し上げ、今回の私の一般質問に入らせていただきます。

質問は1つ、健康・長生きの推進について。町では、本年3月に第3期健康さんのへ21を策定しています。町長が考える町民の健康・長生きに対する考え方と具体的な施策、委託業務等について、以下5点伺いたいと思います。

1つ目、社会福祉協議会に委託している事業について。

2つ目、QOLの健診の取組について。

3つ目、8020の取組について。

4つ目、運動施設や公園への健康器具の設置について。

5つ目、健康ウォーキングロードの整備について。

お願いします。

○町長（沼澤 修二君）

久慈議員からの健康・長生きの推進についての5点の質問に答弁申し上げます。

初めに、1点目の三戸町社会福祉協議会に委託している事業についてでございますが、町が今年度、同協議会に委託している健康・長生き関連の事業は、食事の調理が困難な高齢者等に栄養バランスの取れた食事を提供し、併せて安否確認を行うためのみまもり配食サービス、常時車椅子の利用や寝たきり等、要介護度などの要件を満たしている方を対象に移送用の車両で送迎を行うための外出支援サービス、高齢者や身体障害者等の世帯を対象に除雪の支援を行うための除雪支援サービス、ほのぼの交流員が高齢者世帯等を対象に行う定期的な訪問など、地域住民が主体となり、お互いに見守り、支え合う体制を構築するためのほのぼの見守りネットワーク、以上の4事業でございます。

次に、2点目のQOL健診の取組についてでございますが、QOLとはQuality of Life、生活の質のこと、健診を受けて、その人らしく充実した生活を送るため、早い段階で本人の気づきを促し、生活習慣改善の行動に導くため、弘前大学が開発した啓発型の健診でございます。

当町では、町民の健康意識の向上を図り、健康・長生きにつなげるため、今年度から新たに開催することとし、去る8月31日、ジョイワーク三戸において、午前と午後の2回で合計65人が受診したところでございます。

健診内容は、生活習慣や心の健康に関する問診のほか、唾液検査、推定野菜摂取量、立ち上がり、ツーステップなど11項目で、1人当たりの所要時間はおおむね1時間程度でございました。測定終了後に、弘前大学名誉教授の中路重之先生から、短命県青森の現状とその対策や健康づくりのヒントについての講話と、結果の見方などについての説明がございました。受診した人からのアンケートの結果、回答者のほぼ全員から、「受診してよかったです」、「次年度も参加したい」との感想をいただいております。

今年度は、第2回目として、簡易版のQOL健診を、アップルドームで11月に開催予定のさんのへ感謝祭の会場内で行うこととしておりますので、多くの参加が得られるよう、QOL健診の普及啓発を図り、より多くの町民の健康意識の高揚につなげてまいりたいと考えております。

次に、3点目の8020運動の取組についてでございますが、8020運動とは、80歳になっても自分の歯を20本以上保つことを目標とし、国が推進している運動でございます。

歯や口腔の健康は、健康で質の高い生活を営む上で、基礎的かつ重要な役割を果たしていることから、町では従来の幼児歯科健康診査に加え、妊婦歯科健康診査や20歳から70歳までの10歳刻みの区切りの年齢を対象とした歯周病検診、主に75歳以上の後期高齢者医療保険加入者を対象とした後期高齢者歯科健診を全て無料で実施しております。

また、幼児フッ素塗布事業につきましては、今年度、対象年齢を従来の1歳から3歳までを5歳までとし、回数も1回から2回に拡充するとともに、新たに小中学生のフッ化物洗口を週に1回、いずれも無料で実施することいたしました。

自分の歯でかむことは、生きる力に直結し、長生きするだけではなく、健康で満足度の高い人生につながりますので、今後も8020運動を推進し、健康・長生きにつなげてまいります。

次に、4点目の運動施設や公園への健康器具の設置についてでございますが、現在アップルドーム内のトレーニング室の機器の一部入替えを進めているところであり、入替え後は女性も利用しやすいよう、女性専用の時間を設けるほか、町民の健康増進のため、愛好者だけではなく、幅広い世代や初めての人も利用しやすいトレーニング室となるよう、利用環境の整備に努めてまいります。

また、城山公園に設置しております健康遊具1点については、現在の安全基準に適合していないため、今年度中に撤去することとしております。今後の新たな健康遊具については、関根ふれあい公園への設置について検討を進めてまいります。

次に、5点目の健康ウォーキングロードの整備についてでございますが、ウォーキングロード専用の歩道を新設することではなく、既存の歩道をウォーキングロードとして活用する方向で考えており、今後検討に入ることとしております。

健康保持やライフワークとして、現在既に生活の一部にウォーキングを取り入れている人だけではなく、新たに始めたい人など、多くの町民がウォーキングを楽しむことができるよう、町民皆様のご意見を取り入れてまいりたいと考えております。

今後も町民の皆様が楽しみながら健康づくりに取り組めるよう、また健康さんへの21の基本目標でございます健康寿命の延伸と早世の減少を具現化するため、関係機関及び団体、町民と一体となって、各種の健康事業に取り組んでまいります。

○11番（久慈 聰君）

細かいところまで答弁いただきましてありがとうございます。大体進んでいるなというのを感じました、印象的に。ありがとうございます。細かいところを少し、何点か質問させてください。

では、1つ目、社会福祉協議会のところから、第3期健康さんのへ21は、健康づくりであったりとか、食育を推進して、子供から高齢者までの町民が生涯にわたって継続的に取り組むことということ、生活習慣病の予防だったりとか、重症化の防止ということに努めて、町民一人一人が健やかに充実した生活を送れるように、先ほど町長の答弁にもありましたけれども、健康寿命の延伸と早世の減少を目指していますという形で動いていると思います。また、この計画に関しては、全ての世代を対象にするという形のものであって、高齢者に特化したものとしては、三戸町の高齢者福祉計画だったりとか介護保険事業計画に基づき、各事業の取組を行っているのかなと思います。

健康長寿課のほうが所管しているところは、先ほど答弁がありました4つの事業ということのようですが、この4つの事業の最近の推移だったりとか実績とか、何かの増減の予測だったりとか、人口減少になっていく中でどれぐらいの実績があるのか、または今後どうなっていくだろうかというような推測だったりを含めて、分かる範囲で、できれば教えていただきたいと思います。

#### ○健康長寿課長（中村 正君）

お答えいたします。

三戸町社会福祉協議会に委託している事業のこれまでの実績と今後の予測というご質問でございます。今回の4つの委託事業ございまして、まず1つのみまもり配食サービス事業につきましては、令和5年度、6年度実績をご紹介申し上げますと、委託料が令和5年度は618万7,000円、利用者が120人、延べ1万3,421食を提供してございます。令和6年度は、委託料の実績の額ですが、759万1,000円、利用者は109人、配食数は延べ1万3,365食となっております。

予測数につきましては、先ほど議員からもありました三戸町の高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の中に掲げております目標値のほうを申し上げますと、令和7年度は、利用者は225人、配食数は1万3,500食、令和8年度は、利用者230人に対して1万3,700食を予定しております。

2つ目の外出支援サービス事業でございますが、令和5年度は282万6,000円、利用者は78人、延べ1,321回の利用です。令和6年度は275万2,000円、利用者は69人、延べ1,518回。

今後の予測ですが、令和7年度は利用者が68人、回数のほうは1,285回、令和8年度、利用者70人、利用回数1,300回となっております。

3つ目の除雪支援サービス事業ですが、令和5年度は実績額が20万5,000円、利用者は58世帯、稼働時間156時間、除雪支援員は11人となっております。令和6年度の実績額ですが、19万6,000円、利用者が60世帯、稼働時間が145時間、除雪支援員は同じく11人となっております。

今後の予測ですが、令和7年度は利用世帯が68世帯、稼働時間155時間、令和8年度、70世帯、160時間となっております。

4つ目のほのぼの見守りネットワーク事業でございます。令和5年度の実績額が458万5,000円、対象者が133人、訪問日数3,630日、ほのぼの協力員が108人となっております。令和6年度が490万4,000円、対象者数が111人、訪問日数が3,860日、ほのぼの協力員104人となっております。以上、6年度の実績につきましては、各会計の主要

な施策の成果報告書の27ページと89ページに記載しているものでございましたので、ご確認をお願いいたします。

令和7年度、8年度の対象者につきましては、同じく130人ということで見込んでございます。

以上です。

#### ○11番（久慈 聰君）

これもまた細かいところまでありがとうございます。非常によく分かりました。年々増えていきながら……人は少なくなっているのですけれども、サービスの回数は増えていっているというような状況が明確になったのかなと思います。

この委託業務に関してなのですけれども、今報告を受けましたけれども、この報告を受けたものというのは年間に1回だけなのか、それとも何か定期的に打合せをしたりとか、そういう報告を受けるような機会があるかどうか、お伺いします。

#### ○健康長寿課長（中村 正君）

委託料の報告、事業の報告のほうをどの程度受けているかということでございますが、支払いの都度、実績等が確認できますので、その中身を見ての確認と、必要に応じて連絡を取って状況のほう確認しているというところでございます。

以上です。

#### ○11番（久慈 聰君）

事業が前にどのように進んでいるかということが一番なのと、あとサービスがきちんとつなげられているかというところが一番ネックになるのかなと思っていました。

また、実績報告以外に隨時に話合いがあつたりとか、知らせるタイミングというと役場に来てからということになるかもしれないのですけれども、例えば緊急に何か事例があって、こういうとき対処どうしたらいいだろうかというのだったりとか、そういったものだったりとか、互いに情報共有みたいにすることが今まで事例としてあったかどうか、お伺いします。

#### ○健康長寿課長（中村 正君）

先ほど申し上げましたのは、定例的な件数の報告であるとか、そこでの報告を申し上げましたが、困難な事例とか処遇困難な事例、ケース等につきましては、その都度連絡を取り合って対処しているところでございます。

以上です。

#### ○11番（久慈 聰君）

であれば、お互いに話合いをしながらやられているという形で理解しました。

この中で、社会福祉協議会とはまた別になるのですけれども、この4点に関しては高齢者見守りという形になるかと思うのですけれども、逆に健康長寿課が独自に行っているという事業としたら、この見守りに関してだったらどんなものがありますか。

#### ○健康長寿課長（中村 正君）

健康長寿課で独自に行っている見守りの事業というご質問でございますが、まず一人暮らしのホットライン事業がございます。これは、一人暮らしの高齢者が安心して生活できるように、役場の職員が電話、または必要に応じて訪問等をして、近況を確

認、電話で確認し、安否確認を行うというものでございまして、地震とか、台風とかの災害が近づいているおそれがあるような場合とか、熱中症に注意を要する場合等に連絡を取っているものでございます。

また、見守りといいますか、いろんな方が集まって、高齢者の方が集まって、そのところで確認をするというところでは、地域住民が運営する通いの場の百歳体操とか、そういうところではお互いに元気でいるというところを確認するとか、職員も行って見守りをするというところでは、それも含まれるかなというふうに考えてございます。

以上です。

### ○11番（久慈 聰君）

なぜ聞いているかというと、委託をどういうタイミングで、どんな形で行っているのか。例えば先ほど細かく実績を教えていただきましたけれども、人が減っていく中でケアしなければならない人がいる、ケアしなければならない回数は増えていっている、でもケアする人が少なくなってきた、もしくは対応していかなければならぬ人が増えていって、そのための対応に時間かかっているというような形のものが見えてきているのかなと。食事に関する、若干増えているという形にもなっているのかなと思います。今現在対応している一人暮らしホットライン事業という部分に対して、今課の中でどれぐらいできるのかなというような感じもちょっと、今ではなくて今後ですね、というふうに考えています。

町長にちょっとお伺いしたいなと思いますけれども、高齢化が進んでいって、支援する側も高齢になってきていると。この現状の中で、高齢者見守りの事業というのは非常に重要なのだなと思いますし、今話を聞くと細かな部分までサービスが行き届いている部分もあるのかなと思っています。ただ、それが町長の公約にもありましたけれども、一人一人が健康で、家族、社会の幸せにつなげますとあります。さらに、安全、安心に快適を加えるべきだというふうにも話されていると、快適を加えるというところは非常に、私もすごくいい言葉だなと思っていました。このことからも、見守りの事業を行っていく上で、役場としての限界だったりとか、社会福祉協議会での限界というのが出てきたりするのではないかなどもちょっとと考えているのです。その中で、この部分の認識を持って、これから先、また新事業だったりとか、改善事業だったりとか、継続事業においても、互いに風通しよく、もう少しうまく事業として進められるようなことができないかなというふうなかたもあるのですが、それについて何か考えられているところありますでしょうか。

### ○町長（沼澤 修二君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

見守りに関する事業、様々これまで展開してまいりました。配食サービスは、見守りも兼ねたものということで、事業実施から大分期間が経過しております。このサービスにつきましては、実は令和7年度の新年度予算を計上する際に、担当課のほうから少しリニューアルをしたいという提案も出てまいりまして、様々検討した経緯もあります。これから先に向かっての新しい形でということの検討でありましたが、もう少し研究が必要だということで、今年度はこれまでどおりとなった経緯もございます。

また、外出支援サービス、除雪支援サービス、あとはほのぼの見守りネットワーク等につきましても、今後新たな時代に向かって、少し新しい試みをしていくべきとこ

ろがあれば、していく必要があるのではないかなど認識しております。

安全、安心、快適な生活を特に高齢者の皆さんに送っていただく上では、やはり見守りサービスといったあたりが新しい時代に即したものとなっていく必要があるということで、私の柱の中に掲げております具体項目の中にも、戸別受信機の設置だったりとかいうものがございますが、この戸別受信機の設置に当たっては、受信機だけではなく、例えば見守り機能も備わったものというようなことも導入としては、考え方としては取り入れられると思いますし、この戸別受信機の設置、一度に全世帯にできるわけではございませんので、それまでの間、見守りを今の見守りスタイルということではなくて、現代の最新の見守りシステムというものを取り入れた形での、何か新たなサービスが考えられれば、それは費用と照らし合わせて導入していくという考えはいつでも持っているところでございますので、引き続き様々な検討をしてまいりたいと考えております。

### ○11番（久慈 聰君）

見守りの配食の話の前、私のほうで、給食関係なので、学校関係と1つにできないかだったりとか、いろんな形で集約できるところは集約していって、経費削減していくながらということも話をさせてもらったことが背景にあったりとかしますし、あと行政の中で今非常に手厚くサービスを行っている、健康長寿課のホットラインの事業も、人間が、人対人として温かい心で電話をしてやるとか対応している。でも、実際にそれをどこまでできるかというと、今後変わっていかなければならないだったりとか、いろんな形に変わっていくのではないだろうかなというふうに思っています。今回7年度の予算でリニューアルしたいというふうに課から話が出ているのであれば、ぜひ前向きに考えていただきながら、新しい事業に取り組んでいただければなというふうに思います。それに対する予算だったりとかに関しては今後……経費と予算とのところに関しては行政のほうで判断していただきながら、議員の皆さんに判断してもらうことになるかもしれませんけれども、できるだけこれから、あと20年先、私たちが、私もそうですけれども、20年後どうなっているか分からないですし、そのときのサービスにつなげられるようにもしていきたいなと思っていますし、私も快適に過ごしていければなと思っています。どうぞよろしくお願ひします。

それでは、2つ目のQOLのほう、この質問をさせていただきます。8月31日にジョイワーカーで行われて、町長も参加したと冒頭話しされて、65名ということでした。午前と午後、2回行われて、大体1時間ぐらいと。その他、中路教授の講話があったというふうに思っています。その中で対策やヒントということ、アンケートの話もされていましたけれども。

実は、私も受けたいなというふうに思っていました。わざわざ保健師のほうが来ていただいて、こういうこともやっていますよということで案内もいただきました。どうしても行けなくて、残念だったのですが、実際に行われた状況だったりとか、会場の雰囲気だったりとか、あとは午前どういう形、今後どういう形だったのかな、何人ぐらい来たのかな、またどんな年齢層だったのかなとか、私は全然分からぬので、何となくそういう状況が、シチュエーションが分かるような説明をいただきたいのですが、お願ひします。

### ○健康長寿課長（中村 正君）

8月31日に行われましたQOL健診の状況についてご説明をしたいと思います。

まず、今回行われましたのは、健やか力推進センターのほうと一緒にになってやった

標準型のQOL健診でございます。参加者のほうは、先ほど町長のほうからもありましたように全部で65人、午前の部が35人、午後が30人という参加でございました。全体の年齢層を見ますと、60代、70代が多いかなという印象はありますが、一番若い方は20代前半から、80代前半の方までが参加しているものでございます。

このQOL健診というもの自体が病気を見つけるという健診ではなくて、気づきを与えて行動に移せる、啓発型の健診と言われているものでございます。通常であれば、病気が見つかるからとか、どこどこが悪いから受けたくないというものがあるかとは思いますが、病気の早期発見だけを目的にするのではなくて、メタボとロコモ、これロコモティブシンドロームと申しまして、運動機能障害のために、立ったり歩いたりするための身体能力が低下した状態にあることをロコモティブシンドロームというのですが、メタボ、ロコモ、あと口腔と鬱病・認知症、この4つのテーマを総合的に楽しく測定し、即日結果が得られて、その場で健康教育が受けられるということで、気づきがあって、すぐに健康づくりに取り組むことができるというのがこの健診の特徴でございます。

雰囲気も、音楽が流れた中で、会場の案内する方とかもとても優しく誘導していただきましたとか、健診を担当してくれた方もとても優しく声をかけてくれましたというので、楽しかったですという印象を皆さん持っていただいておりました。

今回受けた方は、健康に意識のある方が多くいらっしゃったかと思います。これは、そうでない方にも受けただけるように、今後11月にイベント等も予定していましたので、その中で簡易版のQOL健診の開催も予定しておりましたので、会場に来た方が、健診を受けに来たわけではないけれども、ちょっとやってみようと思っていただいて、それが結果的に健康づくりにつながるような、そういうふうな取組、周知のほうに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

#### ○副町長（本宿 貴一君）

QOL健診について、私も実際に受けた立場として、補足でお答えしたいと思います。

実際に私は、その週の初めに人間ドックも受けまして、そのまま週末にQOL健診ということになりましたが、まず雰囲気としては、通常の健診と違って、体を実際に、椅子のようなものから立ち上がったりだと、少し足を踏み出したりとかという運動機能の部分もありましたので、ある意味少し通常の健診よりは気持ちが楽に、楽しい部分も含めて受けさせてもらいました。

何より、健診とセットになっているのが健診結果の解説ですとか、あと今回弘前大学の中路先生の講話もありましたけれども、その場で自分が受けた結果を見ながら、ドックだと結果が来るまでしばらくかかると思うのですが、今回の健診は測定値がその場ですぐ出てきますので、その数字を見ながら、実際に今度は検査していただいた側の解説であるとか、中路先生の講話を聞くことで、やっぱり自分事として健康を捉えて、健診の結果でもありましたけれども、決してその数字を見て悲観するものではなくて、そこからスタートして、そこから自分の行動を変えていくというところが非常に肝であるかなと思います。私自身も意識して、その健診以降、野菜を取るようにしたりですとか、そういうところを心がけながら、一、二日ではなくて、半年、何か月か、生活習慣も変えながらというところに少し意識が向いてきたと思っていますので、多くの方に、重い気持ちというよりは、ちょっと試して受けてみようかなという気持ちで取りかかっていただければ、やはり健康というのは自分の意識から変えるこ

とというのが非常に大事かと思いますので、通常の健診よりは、個人個人の意識を変えるというところが町民にとってもいいものだなというふうに感じたところです。

以上です。

#### ○11番（久慈 聰君）

ありがとうございます。80名中の65人が多いか少ないのかというところは、何とも言えないなというふうなところもありますけれども、非常によかったという声も私は聞いているので、本当に行きたかったなと思っていました。健診という形になると、なかなか足取りが重いのですけれども、次は行ければなと思っています。

周知に関してちょっとお伺いしたいのですけれども、周知に関して、具体的にどういう周知をされたのかというところをお伺いしたいと思います。

#### ○健康長寿課長（中村 正君）

QOL健診の周知方法のご質問でございます。今回は、働き盛り世代の多いところで、まず町の消防団の分団と、あと事業所に健康宣言登録事業所というものが町内にございまして、8か所ございます。そちらの事業所のほうにご案内をしております。

また、個別通知といたしましては、保健協力員、食生活改善推進員、民生委員・児童委員と通いの場いきいきリーダーのほうに通知を、お知らせをしてございます。そのほか、行政回覧と町ホームページのほうに掲載して、周知を図ったものでございます。

以上です。

#### ○11番（久慈 聰君）

分かりました。結構やられているのですね。ちょっと後にしておいて、次の質問、まず行きます。

申込みが7月25日と1か月前の期限になっていました。期間を1か月ぐらい前に設定した理由をお知らせください。

#### ○健康長寿課長（中村 正君）

健診の申込みの期限を1か月前にしたのはなぜかというご質問でございます。これは、健診の実施機関のほうからの指示でございまして、健診を実施する1か月前までに参加者の情報提供を求められておりました。当日は11項目の健診の数値をその場で入力、すぐ結果が出せるようにということで、参加者のIDを登録する作業が必要ということで、1か月前には締め切ってくださいということの指示があったものでございます。

以上です。

#### ○11番（久慈 聰君）

そうですか。できれば、もうちょっと余裕があった形でやれればなと思いますので、もう少し期間を延ばせるのであれば考えていただければなというふうに思います。

あと、健康寿命を延伸するためには、子供の頃からの食生活だったりとか、栄養バランスの改善をしていかなければならないというふうにも私ちょっと考えているのですけれども、小中一貫だったりとかで、例えばQOLとか、ほかの健診もしているかもしれないですけれども、そういう形を取ったりとか、どこかのターゲットを決め

てやったりするというようなことだったりとかというのは、お考えはないのでしょうか。

#### ○健康長寿課長（中村 正君）

QOL健診の対象を今後どのように考えるかということでございますけれども、先ほど小中一貫の学校とかでやつたらどうかというお話もありました。今回の健診、先ほど私も触れましたが、働き盛りの方に健康に対して興味を持ってほしいとか、気づくきっかけをつくってほしいということもありますし、個別通知は先ほど申し上げたような事業所とか、通知をしたものでございます。結果を見ますと、その事業所からの参加というのはほぼなかったものですから、次に期待するのは、そのために来るのではなくて、別のイベントに来た方をつかまえて、気づきにつなげられるようなということで、多くの方が集まるさんのへ感謝祭のときに実施をしたいと。

また、今後につきましても、まずは若い方、健診を受けていない方とか、健康にまだ大丈夫と思っている方々に気づいてもらう、若いうちから取り組んでもらうためには、子供がいる世帯とか、そういうところもいいのかなというふうには担当課の中でも話題に出ておりますので、今後の一つ検討課題というところでは考えてみたいと思います。

以上です。

#### ○町長（沼澤 修二君）

私からもお答えさせていただきます。

ターゲットを絞る考えはというお尋ねでございます。今回私も楽しく受診して、結果を受けて悲観するのではなく、これから生活習慣を変えていくと、変えていこうというふうに思ってくれる健診でありました。ぜひ多くの方に受けていただきたいということで私が考えているのは、農業従事者の皆さんに、例えば農閑期に集まる場に、あるいは集めるということで、受けていただける機会を来年度はつくりたいなと思っておりました。ぜひ農業者の健康を末永く維持して、農業に長く従事していただくということで、日頃から体を使って作業されていますので、そういった筋力面等は問題ないのかなと思っていますが、それ以外の部分で生活習慣を変えるヒントが出てまいりますので、そういった形で、例えばの話ですけれども、農業従事者を対象にというような、やはりターゲットを絞るということは必要になってくると思いますので、そういういた考えを来年度以降は取り入れていきたいと思います。

また、先ほど1か月前の締切りだったということで、センターのほうから、だよという話がございましたが、これはやはり血液データ等も提出してくださいということで、健康診査、これまで特定健診とか人間ドックを受けた結果があれば、それを提出して、そのデータも入力していく作業があるという意味で、ある程度の期間を要することから1か月前なりの提出を求められたものでございますので、今度簡易版につきましては、その部分までは必要ないということで、会場にいらした方がそれ以外の部分で現場でテストを受けて、結果がその日のうちに分かるということになろうというふうに考えておりますので、締切りは恐らく設けない形になるか、そこはちょっと確認させていただきますが、今回のような1か月前ということにはなりませんので、ただ早くから周知いたしますので、周知期間が足りなかつたということではなくて、受けていただきたいということで、議員皆様からも広げていただければ幸いでございます。

以上です。

## ○11番（久慈 聰君）

QOL健診をちょっと見ていくと、令和6年11月にむつの小中学校でベジチェックというのをやっているみたいなのです。その中の子供たちの感想を見ると、自分たちの野菜の摂取量を測定して、親に緑黄野菜を増やしてもらうように話すという話を映像で見たのですけれども、副町長も自分で判断されて、栄養、緑黄野菜を増やそうかなという話をしているぐらいだから、やっぱり子供から親が言われると親も考えるでしょうし、それを作るために親がそれを準備すれば、親も食べるという形になると、いい連鎖になるのかなということがあって、子供たちはどうかなという提案をさせてもらいました。

その中で、農業従事者の方、第1次産業として、繁忙期は全然難しいかも知れないですけれども、冬になってからやるというのは非常にグッドアイデアなのかなというふうに思いますし、その辺も伺っていただければと思います。

今話合いしている中で、皆さん考えは一緒だなと思ったのは、このQOL健診、自覚症状のない病気だったりとか、生活習慣の問題点を把握すると、その対処について健康教育を受けて、健康の意識づけを行うということが大きな目的になっているのではないだろうかという認識を皆さんお持ちで、よかったですなと思っています。0次予防ということ、これができる事業を継続していただきたいと思いますし、8月31日の実施に関しては、スタートに対しての関係各位の協力体制だったりとか、丁寧な説明があったということで、参加者の反響はよかったですというふうに聞いていました。今後につなげる一歩としては、先ほど65人は多いのかな、少ないのかなとお話ししましたけれども、1回目のスタートの一歩としては、いいスタートの数字なのかなと私は思っています。これからまた今度は増やしていくたなければいいと思いますし、非常によい形でQOLの向上に、定期健診だったりとか特定健診と並行して進められるようにしていっていただければなというふうに思っております。

では次、3つ目のほうの質問に移らせていただきます。かむことは非常に生きる力につながるという答弁でした。確かに私もそう思います。やっぱり食べられるということは幸せであり、歯があるということは、そしゃくする喜びだったり、飲み込む喜びだったりということがあるかと思います。

8020運動に関するもので、百歳体操だったりとか、かみかみ体操ですか、そういったものもやられているのかなというふうに思いますし、嚥下機能の唾液分泌の促進だったりとか、口腔機能の向上という形で誤嚥防止になると、肺炎の防止にもなるのかなと思っています。これによって、この中で、8020運動に関連するようなもので、既存の事業を見直したものだったりとか、廃止をしたものだったりとか、新規事業として実際に計画され、実施したものというのがあつたらお知らせいただきたいのですが。

## ○健康長寿課長（中村 正君）

歯科口腔の事業で、これまでの事業から見直し、または廃止、新規事業というものはあるかというご質問にお答えをいたします。

まず、幼児のフッ素塗布事業になります。これは拡充になりますが、町長答弁もありましたように、対象年齢1歳から3歳だったものを1歳から5歳に引き上げ、さらに塗布回数を年1回から2回に拡充をしております。これは、7年度の拡充事業でございます。

次に、妊婦歯科健康診査になりますが、これは7年度新規事業でございます。妊婦

の歯科の疾患の早期発見、口腔衛生の保持のために、1回、歯科健診の助成を行うものでございます。

次に、こちらも新規になります。20歳、30歳、40歳、50歳、60歳、70歳、この区切り、10歳刻みの区切りの年の方に歯周病検診を実施していただこうと、無料で実施していただこうというものです、新規事業になってございます。

もう一つ、後期高齢者の保険に加入されている方を対象に、こちらも1回、歯科健診を無料で受けられるという新規事業となってございます。

学校のフッ化物洗口につきましては、教育委員会のほうから説明があるかと思います。

#### ○教育委員会事務局長（奥山 昇吾君）

今年度8020運動に関連して、小中学校では小中学生のフッ化物洗口、これは週に1回ですけれども、給食の後にフッ化物で洗口し、フッ素を塗布して、虫歯の予防につなげることで、今年度から新規事業として取り組んでおります。

以上でございます。

#### ○11番（久慈 聰君）

分かりました。実績というのがもし分かれば、令和7年の4月からやっているのもあると思うのですけれども、実績というのはどれぐらいなのかなと思います。ざっくりでもいいし、大体でもいいので、分かれば教えてください。

#### ○健康長寿課長（中村 正君）

ご紹介した事業の実績、分かる範囲でということで、2つほど確認できているものでございます。まず、歯周病検診ですが、これは10歳刻みのものですけれども、7月1日から行ったもので、歯科医療機関のほうから請求のあった件数で紹介いたしますと、5件となってございます。これは、7月分として請求のあったものが5件分です。

75歳以上の歯科健診につきましては、請求済みが4件となっております。これも同じく7月1日から実施しているものでございまして、ちょっと確認したところ、申込者は現在23人いるということを確認してございます。

以上です。

#### ○11番（久慈 聰君）

そうですか。75歳以上、23名申込みがあるということですね。分かりました。

この取組に関して、どのような方に協力してもらって行っているのか。歯医者さんだったりとか、衛生士だったりかなと思いますし、また講話があるということも聞いていました。これの仕組みだったりとか、あと連携方法だったりとか、もうちょっと詳しく、分かる範囲で教えていただければなと思います。

#### ○健康長寿課長（中村 正君）

先ほどご紹介しました歯周病検診と高齢者、後期高齢者の歯科健診につきましては、町内の歯科医療機関のほうと契約を結びまして、金額のほうの契約と内容のほうで締結しているものでございます。

以上です。

### ○11番（久慈 聰君）

歯周病の件に関しては、そういう形を取っていて、効果の確認までは、数字で管理しているという形になるのでしょうか。何か講義があつたりとか、こういうふうな形で、こうやればよくなるのだよだつたりとか、そういった周知するような場所があつたような形で話を聞いていたのですけれども、そういったことはないのだろうかなと思っています。もしくはあったのであれば、実際にどういうふうな形であったのか、もしくは今後やっていく予定があるのか、そういったところがあればお知らせください。

### ○健康長寿課長（中村 正君）

現在幼児の歯科健診、1歳6か月の歯科健診は歯科医師による歯科健診のほうをやってございますし、2歳児の歯科健診、3歳の歯科健診というところでは、歯科医による診察のほかに歯科衛生士のほうからも説明のほうがありましてやっているものでございます。

現在歯周病検診と歯科健診については、その内容についてそこまでは承知してございませんが、まず今後につきましても必要性のほう、課内でちょっと検討してみたいと思います。

以上です。

### ○11番（久慈 聰君）

分かりました。もしかしたら私が混乱しているかもしれないけれども、できれば学校のほうはそういう話もしながら、塗布というか、していると思うのですけれども、せっかくそういう健診するのであれば、そういうこともいいのかなと思っていましたので、もしよろしければ検討してもらえばなと思います。

あと、75歳以上の方なのですけれども、私の認識だと少ないのかなというイメージがあったけれども、23人から申込みがあるということの確認が取れて、すごくよかったですなと思っていました。

実際に申込みするに当たって、75歳未満というか、20歳、30歳、40歳、50歳ですか、という方は、そのまま直接歯医者さんとかに行って検診を受けるという形になるのかなと思うのですけれども、75歳以上の方は1回申請するということだと思うのですが、できれば申請なしでもうまくやれないのかなというふうな形でちょっと考えたりもしているのですけれども、もしそれができれば役場内での業務改善にもつながるのかなというふうな感じで思っていたのですが、それはちょっと難しいのかな。どうなのでしょうか。

### ○健康長寿課長（中村 正君）

今回歯周病検診、区切りの年の対象の方には無料券のほうをお送りしてございます。75歳以上の後期高齢者加入の方には、健康長寿課のほうにご連絡をいただいてやっておりますが、対象者の数が違うというところでございまして、区切りの検診のほうの人数が少ないので、その分の郵券料とかも抑えられるということで、無料の受診券のほうを直接お送りしてございます。75歳以上の方につきましては、対象の数が何千というところもありましたので、お手数ではありますが、健康長寿課のほうにご連絡をいただいてお送りするというような形を取らせていただきました。

以上です。

### ○11番（久慈 聰君）

分かりました、券を送っているという判断なのですね。分かりました。それを行つて、最終的に抽出しているというわけではなくて、券を送られて、その券を使うという形になるので、問合せをしてくださいということなのですね。分かりました。何かもっと違う簡単な方法でやれるのであればと思ったのですが、ちょっと検討していただけだと思います。

4つ目のほうに移りたいと思います。アップルドームのほうは環境整備しますよ、女性も使いやすいようにしたいですよということだったと思います。城山公園は撤去するよということですね。それから、関根ふれあい公園には設置を検討しますよということなのですけれども、町が設置を計画している健康機具の種類というのですか、どういったものになるのかなと思っていました。イメージでいうと、ロッキングボーダだったりとか、ツイストという、動かすやつだったり、体を動かすようなやつが、いろいろ種類があると思うのですけれども、体幹バランスだったりとか、どういったものをイメージされているのかなと思っています。お伺いします。

### ○建設課長（齋藤 優君）

健康器具の設置の、どういったものの健康器具を設置するのかということについてご答弁申し上げます。関根ふれあい公園の遊具とか、そういったものの整備を今建設課のほうで担当するということになっていましたので、こちらのほうから答弁させていただきます。

健康器具に関しては、背伸びができるものであったりとか、あとは体をひねって動けるものとか、そういうものをまず一応想定させていただいております。

### ○11番（久慈 聰君）

何かまだ大きく決まっていない、検討している段階となれば、なかなか難しいのかなと思うのですけれども、私が聞こうと思ったのが、時期だったりとか、計画がどうなっているか、あと対象年齢はどういうふうな形にしているのかということと、熱中症対策はどうするのだったりとか、あと管理方法、特に冬だったりの点検、これに関してだったりとか、あとは利用に関して、設置するだけではなくて、利用したときの注意だったりとか、周知に関してはどのような周知していくかだったりとか、というところだったので、その中で答えられるようなものは何かありますか。

### ○建設課長（齋藤 優君）

関根ふれあい公園の整備のほうの関係でお答え申し上げます。

今現在ある遊具が結構老朽化が進んでいるということもございますので、一応その遊具に関しては撤去のほうを考えております。そのほか、子供たちが多く遊べるようなコンビネーション遊具、大きい滑り台とか、そういったもののコンビネーション遊具であったりとか、あと高齢者が楽しめるような、先ほど申し上げました健康遊具であったりとか、といったものをエリアのほうにゾーニングのような形で、高齢者はこの場所、あとはお子様はここの場所みたいな感じでゾーニングを考えております。

あと、あずまや的なもの、日陰とか、そういうものも想定して配置をしようかなと考えております。

また、利用とか、そういうものの周知、そういうものに関してはまだ現在素案の状況でございまして、こちらの素案が固まりましたら、公園を利用する子育て世帯の方だったりとか、あと高齢者の方だったりとかのご意見を聞きながら、どういつ

た器具があればいいなとか、そういったものもお伺いしながら、最終的にはどういったものを設置するというものを考えていくみたいと思います。

以上です。

### ○11番（久慈 聰君）

大体分かりました。ほかのちびっこ広場だったりとか、沖中だったりとか、ほかの三戸の小さな公園でも設置する予定があるのかなとか、室内に対しての計画があるのかなとか、予算、財源どうするのという部分だったりとか、あと城山公園だったり松原公園で、今不要なものがあるではないですか、撤去すると思いますけれども、それによって遊具と健康器具というのは同エリアにあったほうが自然なのではないかなという考えの下に、残すところがあるのかなとか、そういうのを聞こうかなと思っていました。多分答えることは難しいのかなと思いますので。

今担当課が建設課という形になるかと思うのですけれども、例えばほかに公園だったりとか、1か所だけではなくて、ほかの公園だったり、アップルドームだったりとか、そういうところに設置するよという話になったときには教育委員会も関わるだろうし、いろんなところと絡むのかなと思っていました。年配の方用であるのか、ターゲットを60代にするのか、80代にするのか、また30代にするのか、子供たちにするかとなったときに、その課だけで、建設課だけでということではなくて、ターゲットがどうなったときに、やっぱり取りまとめとかをやらなければいけないと思うのですけれども、何か事業としてやるときに、こういったものが欲しいよと、例えばいろんな種類があって、子供用、子供用と言うとあれかな、20歳代だとこれぐらいのものが必要なではないかなとか、80代だったらこれぐらい必要なではないかなと話合いの中でやるに当たって、場所も含めて、予算配分も含めて、うまく進めるためにプロジェクトチームだったりとか、そういう組織があったほうがいいのではないかなどちょっと考えていたのです。今はまだそういったところでもないのかなと思いますので、ご検討いただければなというふうに思います。

あと、公園のところには11ぴきのねこの石像なんかもありますし、今ゾーンを分けたやるということも話していましたし、できればそういう形のあるものがいっぱいあるところで、それで公園に人が集まる場所に作れれば、老若男女が集う場所にもなると思いますし、非常によくなるのかなと。また、町内から、触れ合う方々の場の創出にもなるかなというふうにも感じています。なので、作るのはいいのですけれども、それをどうやって活用していくかという部分が一番ネックなのかなと私はちょっと懸念していまして、健康器具を様々な場所……健康器具を設置するに当たって、町民の健康づくりの意識づけ、先ほどの質問も同じような質問をしましたけれども、意識づけをどのような形で捉えているのかというところが非常に難しいのかなと思います。町民に対しての意識づけというのがすごく重要であるがゆえに、それに対してどのような形で、作りました、周知します、もしくは作りますよ、そのとき周知しますよ、どういうものを作るか検討するために町民からアンケートをいただきますよだつたりとか、いろいろな手法があるかと思うのですけれども、その辺に関して、どのような形で事業を進めていくのかというところがもし分かれば教えていただきたい。うまく答弁できるか分からないのですけれども、簡単に言うと、事業を進めていく上で先に物を作っていくのか、それとも周知をしていてどれを作るのかというのだったりとか、もしくは健康づくりの意識づけを先に進めていくよというのだったりとか、その辺の順番だったりとか、戦略という言葉は変ですけれども、そういう意味で何か案があればお知らせください。

## ○町長（沼澤 修二君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

公園整備となると大きな話になつてまいりますので、健康遊具の設置ということで、今回閑根ふれあい公園にまずは設置するという考えで今進めております。先ほど担当課長が申し上げましたとおり、もちろん詳細についてはこれから話を詰めるということで進めてまいります。もちろん健康・長生きの推進のための健康遊具の設置ということで、今回閑根ふれあい公園がリニューアル、新たな遊具等も設置が必要だということから、ゾーニングをして、その中には健康遊具を設置するエリアもつくっていくという考え方でございますので、まずはもう設置をして、同時に健康・長生きの意識も高めていくと。もう本当に同時進行で、両方やっていくということで、まずは設置した暁には、利用の状況を見て、好評であるものについては、仮に町内の別な公園にも設置していくべきものなのかどうか、利用の状況を見て判断して、その先は考えていくということで進んでいくのがベストかなというふうに考えております。

想定している遊具につきましては、先ほど申し上げましたとおり、背伸ばしだったり、ツイストだったり、そういった遊具が今たくさんバリエーションございますので、その中から、他の公園に設置されている利用率あるいは利用の度合いの高いものを取り入れていくということで、現在そういう遊具を設置しているところには利用の仕方だとか、もちろん説明板がありまして、さらにはその中にQRコードで映像が見られるというようなものがございますので、そういった利用のしやすいものということで、子供たちの遊具とは別に中高年以上をターゲットにした健康遊具ということで設置を進めて、健康・長生きにつなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

## ○11番（久慈 聰君）

ちょっと難しい質問になって申し訳なかったですけれども、でも何となく分かりました。

実際、私が考えている中では、健康器具を使ってもらいたいといったときに、作りました、最初は使うかもしれないけれども、やっぱり使っていかなくなってしまうではないかなと思います、肌感で言うと。実際都市のほうだと、やっぱり緑も少なくて、公園行く機会だったり、子供たちがお母さんたちと一緒にやって公園で遊んでいる、またお孫さんを見ている間、触ってみたりとかという部分、QRコードの映像を見ながら子供たちからやり方を教えてもらって、一緒にやったりとか触れ合うということもあるって、なじみのあるものというふうな認識があるのですけれども、私たち、緑も多く、広くて、どこも自然に囲まれているところで何かやろうとしたときに、そこでやることにやっぱり抵抗を持つ方も結構いるのかなというふうに感じます。だからこそ、うまくできるかどうか分からぬけれども、健康器具を利用したようなちょっとしたイベントだったりとか、あとは一緒になって行う地道な取組というのが非常に重要になってくるのではないかというふうに私考えていまして、この健康器具を設置しても、利用されなければ悲しいなと私は思います。なので、設置者の思いというのが利用者にちゃんと伝わるような取組を事前に進められれば、町長は今同時進行でとお話ししましたけれども、事前に進めていくことが必要なのではないかというふうに私は考えていました。これが今回このテーマの質問の最後のお願いというか、私の考えだったのですけれども、できる限り、せっかく設置するのであれば、そういった設置者側の思いがちゃんと伝わって、利用者がそれを思いながら使えるような、

そういう形で使っていただければなというふうに思います。

最後のほうの5番目に行きたいと思います。ウォーキングロードに関しては、歩道の新設ではなくて、今の歩道を使っていきますよということでした。このウォーキングの取組というのは、いろいろ聞かせてもらったり、教えてもらったりしたのですけれども、てくてく歩こう！さんのヘウォーキング2025で八ヶ寺巡りウォークを11月7日、定員20名ぐらいで開催するというような予定のようです。こういった取組が令和元年ぐらいから行われているのかなというふうに思っているのですが、前回の状況だったりとか、もしくは今回の……定員20名ということですけれども、まだ先の話ですけれども、現在のウォーキングの取組というのかな、今までやってきた取組というのはどういうものなのかなというのがもし分かれば、簡単で結構ですので、お知らせいただければと思います。

#### ○健康長寿課長（中村 正君）

それでは、健康ウォーキングの取組についてご説明をいたします。

町では、誰でもどこでもいつでもできる取り組みやすい運動ということでウォーキングを推奨してございまして、運動習慣の定着を図り、生活習慣病を予防することを目的に、てくてく歩こう！さんのヘウォーキング事業を毎年実施しているものでございます。

内容といたしましては、安全に効果的なウォーキングを身につけるための歩き方教室、毎日の歩数を記録する歩数チャレンジ、あとこれまでのイベントといたしましては、城山ウォーキングとお城歩きツアーや、奥州街道駕籠立場ウォークなどを開催しております。

今年度は、9月1日に歩き方教室を開催いたしました。11月7日には、先ほど議員からもご紹介ありました町内8か所の寺院を巡るさんのヘ八ヶ寺巡りウォークを開催する予定としてございまして、定員20名で、10月24日を締切りとしておりましたので、ぜひご参加のほうよろしくお願ひいたします。こちら申込みのほうが9月2日、今週、町内回覧で入れたものでございますので、これから申込みのほうがあろうかと思います。既に情報のほう知っている方から何人かの申込みはございますけれども、本格的になるのはこれからかと思います。

令和6年度には、先ほど紹介いたしました奥州街道駕籠立場ウォークには15人が参加してございます。下がって申し訳ありませんが、令和5年度のてくてく歩こう！さんのヘウォーク、これは城山ウォーキングとお城歩きツアーや、こちらは27人が参加しているものでございます。

以上でございます。

#### ○11番（久慈 聰君）

いっぱい集まってくれればいいなと思っています、定員20名ということなので、管理する側も大変なのかなというふうに思います。

最初の頃、令和元年の9月に、浅虫クアオルト体験というのですか、浅虫のほうに行かれているということもあって、三戸町では城山ウォーキングだったりとか、城歩きだったりとか、奥州街道だったり、いろいろ取組もされていて、できれば町外からも参加していただければなと思ったりもすることもあるのですけれども、その辺について何かお考えというのありますか。

#### ○健康長寿課長（中村 正君）

健康ウォーキングにつきましては、確かに議員おっしゃるとおり、以前は浅虫のほうのクアオルト、浅虫クアオルトというので、町民の方を向こうのほうに連れていって、歩いていただくと、健康づくりにチャレンジしていただくというものを実施してございます。この企画 자체は、町民を対象にしているウォーキング事業でございまして、全く町外の方を参加させないということではございませんけれども、まずは町民を対象にウォーキングに参加していただく、健康づくり、ウォーキングを日々の生活の中に取り入れて、運動を習慣に取り入れましょうというものでございます。

また、先ほど少し触れましたが、歩数チャレンジということで、毎日歩いた歩数、これを3か月間記録して、3か月間の手帳のほうを皆さんで見せ合いまして、一番の方には表彰するというふうな取組をしておりますので、まずは町民の方を重点的にやっていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

### ○11番（久慈 聰君）

分かりました。基本的には、場所によって今ウォーキングロードを整備するということの質問の中では、ちょっと難しいのかなと思いますけれども、三戸町のルートというのですか、そういったルートを少しずつつくっていくのかなと。そういう中で、例えば駕籠立場だったりとか、城山公園だったりというところを、まち歩きをやっているような形でやるのかなというようなイメージを持っているのですけれども、今現在は今後検討していくよというような回答をいただきましたからあれですけれども、私の中のイメージというのはそういった形で、三戸町のいろんな場所というのかな、八ヶ寺もそうですけれども、そういった部分を使いながらやっていければいいなと思いますし、欲を言うとまち歩きの部分というところも、もしうまくいくのだったら、一緒にやれたらいいのではないかなというようなところもあったりとかということです。今回質問させてもらいましたけれども、そうやってくれということではなくて、三戸町の町民が対象だというのであれば、それはそれで構わないというふうに思います。ただ、ウォーキングロードの整備に関しては、できればそういった三戸町の自慢である部分だったりとか、もしくはそういった部分を含めてやっていただければなというふうに思っています。

今回町長が考える町民の健康・長生きに対する考え方と具体的な施策と委託業務について質問させてもらいましたけれども、今回その一つの公約である地域医療のとりでの三戸病院の医療サービスの充実に関しては質問しませんでしたが、今回このような形で質問することによって、沼澤町政は一つ一つ事業が前へ進んでいるなというふうにも感じています。また、今現在進んでいるようなところ、それから今後相談しながら話を進めていく部分に関しては隨時また質問させていただきたいと思いますし、よい結果が出るような取組や、そういった推進を進めていっていただきたいなというふうに思います。

私の質問はこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

---

## 散 会

### ○議長（竹原 義人君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

## 第4日目 令和7年9月5日（金）

---

### ○議事日程

#### 第1 一般質問

- 栗谷川柳子議員 1. 三戸町民プールの活性化と健康増進への活用について  
2. 「11ぴきのねこ」の町づくりと動物愛護の推進について
- 松尾 道郎議員 1. 観光まちづくりについて
- 小笠原君男議員 1. 稲作農家支援と良質米生産対策について

#### 第2 報告第8号 専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについて (令和7年度三戸町一般会計補正予算（第2号）)

#### 第3 議案第54号 三戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する 条例案

#### 第4 議案第55号 三戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

#### 第5 議案第56号 三戸町スポーツ文化福祉複合施設の設置及び管理運営に関する 条例の一部を改正する条例案

#### 第6 議案第57号 三戸町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについ て

#### 第7 議案第58号 令和7年度三戸町一般会計補正予算（第3号）

#### 第8 議案第59号 令和7年度三戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

#### 第9 議案第60号 令和7年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 1号）

#### 第10 議案第61号 令和7年度三戸町下水道事業会計補正予算（第1号）

#### 第11 議案第62号 令和6年度三戸町一般会計歳入歳出決算認定について

#### 第12 議案第63号 令和6年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計歳入歳出決算 認定について

#### 第13 議案第64号 令和6年度三戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に ついて

#### 第14 議案第65号 令和6年度三戸町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

#### 第15 議案第66号 令和6年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算 認定について

#### 第16 議案第67号 令和6年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別 会計決算認定について

#### 第17 議案第68号 令和6年度三戸町簡易水道事業会計決算認定について

#### 第18 議案第69号 令和6年度三戸町下水道事業会計決算認定について

#### 第19 決算特別委員会設置（令和6年度決算認定8件付託）

---

### ○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

○出席議員（12人）

1番 五十嵐 淳君  
2番 松尾道郎君  
3番 柳 霽 圭 太君  
4番 小笠原君 男君  
5番 和田 誠君  
6番 山田 将之君  
7番 栗谷川柳子君  
8番 藤原文雄君  
11番 久慈聰君  
12番 澤田道憲君  
13番 佐々木和志君  
14番 竹原義人君

---

○欠席議員（2人）

9番 番屋博光君  
10番 千葉有子君

---

○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

○町長部局

説明員	三戸町長	沼澤修二君
委任説明員	副町長	本宿貴一君
	参事（農林課長事務取扱）	貝守世光君
	参事（会計課長事務取扱）	武士沢忠正君
	参事（総務課長事務取扱）	太田明雄君
	参事（住民福祉課長事務取扱）	極檀浩君
	建設課長	齋藤優君
	健康長寿課長	中村正君
	まちづくり課長	櫻井学君
	税務課長	下村太平君
	三戸中央病院事務長	松崎達雄君
	総務課防災危機管理監	多賀昭宏君
	三戸中央病院事務次長	中村義信君
	まちづくり課ふるさと納税強化室長	高屋敷一弘君

○農業委員会事務局

説明員	会長	梅田晃君
委任説明員	事務局長	貝守世光君

○教育委員会事務局

説明員	教育長	慶長隆光君
委任説明員	事務局長	奥山昇吾君
	事務局次長	金子祐之君

---

○職務のために出席した事務局職員

議会事務局長

井 畑 淳 一 君

総括主幹

相 馬 英 生 君

総括主幹

櫻 井 優 子 君

---

## 午前10時00分 開議

○議長（竹原 義人君）

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

---

### 日程第1 一般質問

<7番 栗谷川 柳子議員>

#### 1. 三戸町民プールの活性化と健康増進への活用について

○議長（竹原 義人君）

日程第1、一般質問を続行します。

7番、栗谷川柳子議員。

○7番（栗谷川 柳子君）

おはようございます。通告に従いまして一般質問いたします。

1項目め、三戸町民プールの活性化と健康増進への活用について。町の貴重な公共施設である三戸町民屋内プールは、天候に左右されない利便性の高い施設であるにもかかわらず、利用者が伸び悩んでいる現状が見受けられます。町民の健康増進に資する施設として生かすための町の考えを伺います。

1、利用者の現状認識について。利用者が少ない現状をどう捉えていますか。

2、利用促進策と健康増進への活用について。

○町長（沼澤 修二君）

おはようございます。栗谷川議員からの三戸町民プールの活性化と健康増進への活用についてのご質問、私からは町民プールの利用促進策と健康増進への活用についてお答え申し上げます。

町民プールでは、これまで指定管理者により、ちびっこプールの設置、アクアチューブ体験、S U P体験、ミニ縁日など、主に子供向けのイベントの開催により、利用者を増やすための取組が行われてまいりました。

町民プールを多くの人に利用していただくことにより、町民の健康増進、QOLの向上が図られるとともに、健康寿命の延伸に資することから、来年度に向けて一般利用者の拡大のため指定管理者と協議するとともに、三戸オープンキャンパス、旧公民館講座でございます、この講座の一つとして、水泳、水中エクササイズや水中ウォーキングなど、新たなメニューを設定できないか検討してまいりたいと考えております。

○教育長（慶長 隆光君）

私からは、三戸町民プールの現状認識についてお答えいたします。

町民プールの年間利用者数の推移につきましては、令和4年度が2,775人、令和5年度も同じく2,775人、令和6年度が2,471人と、横ばいもしくは微減で推移しております。

令和6年度の利用者2,471人のうち、学校、団体利用の1,537人を除いた内訳は、最

も多いのが小学生で606人、次に多いのが一般で181人、次いで幼児が71人、中学生68人、高校生8人となっています。また、町内と町外からの利用者の割合では、97%が町内の利用者となっております。

令和4年度から令和6年度の3年間で見ると、学校利用は増えているものの、個人利用の小学生の利用者が1,114人から606人と大きく減っております。これは、プールの利用が夏季がメインであり、近年の酷暑の影響により、プールまで歩くのが大変、また家から出たくないといった理由などから利用者が少ないものと認識しております。

今後指定管理者と協議しながら、様々な事業により利用者増を図ってまいりたいと考えております。

#### ○7番（栗谷川 柳子君）

ではまず、利用者の現状認識についてなのですが、おおむね横ばい、数字は横ばいということですが、子供の利用者、子供の利用回数が大きく減っている。その理由としては、暑過ぎて、猛暑でプールに行くまでが大変ですとか、そういった理由だということなのですが、そこも、暑くて大変というのは危険、そこを無理して、危険を冒してまで通ってくださいとはもちろん言えないと思うのですが、児童館の子供たちの利用も今年は本当に数が少なかったというふうに聞いておりますので、その辺も、児童館、どういった理由で子供たちが行かないのかというところも、ちょっと後ほど確認しておいていただければなと思います。

そして、大人の利用者数、これ先ほどお示しいただいたのは延べの人数だと思うので、延べだと、私も通っていて感じたのが、同じ子供たち、同じ大人の利用がすごく多くて、ちょっと延べだと分かりづらいです、大人の利用者数、人数でもし数字が分かればお示しください。

#### ○教育委員会事務局長（奥山 昇吾君）

ただいまの質問にお答えいたします。

利用者の実際の実人員ということでございますが、こちら個人を特定した調べ方ではないのですけれども、先ほどの大人の利用者数から1日当たりの平均を出しますと、令和6年度に限っては延べ人数で181人でございましたので、1日平均、大人の場合は2.26人といったことになってございます。

以上でございます。

#### ○7番（栗谷川 柳子君）

大人の利用が2.26人前後ということで、私も実は7月の中旬から1か月半、健康増進を目的に、あのプールは9時から19時まで開いておりますので、その中でどこか時間を持つて27回、27日通いました。感じたのは、どの時間帯に行っても、朝一番で行っても、昼過ぎに行っても、夕方行っても、子供も含めて利用者がほとんどいなくて、受付の方にちょっとお話を伺いましたけれども、大人の利用は今年私を含めて3人の方が繰り返し繰り返しいらしていますと、子供の付添いは別としてすけれども、本当に運動不足の大人というのは、今QOL健診とかでも課題が浮き彫りになっていると思いますが、大人こそ健康に関する施設として使っていただきたいなと思っていますに、とても残念だなというふうに感じていました。ただ、貸切り状態に近いので、その点は、別の意味ではありがたいなという感じもしたのですが、本当に比較的新しくて、清潔で、屋内プールなので雨天にも左右されないと。夏休み中はナイターまで、

7時まで利用できるということで、これは本当に町の貴重なすばらしい健康増進のための公共施設であるのに、残念だと。

こういったことは、利用してみたからこそ分かることだと思うのですが、私も初めて利用するときにはかなりちゅうちょして、ためらいがありまして、それはチラシ、回覧されたチラシを見ると、子供も大人もリフレッシュとなっているのですけれども、やはりプール、三戸学園の敷地の中にあるプールですので、何となく大人は行きづらいなという印象があって、子供がたくさんいて、その中で大人が利用するのはちょっと何となくためらいがあったのも事実です。それと、小中学校時代の頃の汚れていたらどうしようとか、あと城山のプールもそうでしたけれども、かなり不衛生な感じだったことを思い出していて、そういう状態だったらどうしようというためらいもありました。ところが、実際行ってみたら、先ほども申し上げましたけれども、比較的新しくて、隅々まで清掃が行き届いていて、これは本当に町の大人の方々にも気持ちよく使っていただけるなというふうに感じた次第です。ですので、今課題となっている大人の健康増進、働き盛り世代ですか、高齢者の健康増進というところで、もっと活用していただきたいなというふうに強く思った、そういった経験からそのように感じました。

利用者増加に向けた具体的な取組として、一般的には料金体系の見直しですか、利用時間の拡大ですか、イベントの開催ということが検討されるのかなと思いますが、この三戸町民プールに関しては料金についても非常に手頃な価格で、小学生50円でしたっけ、高校生が150円の人が200円という、とても毎日でも通いやすい料金設定ですので、そういったところを見直したからといって利用者が増えることでもないというのも理解しているつもりです。

あと、利用時間の拡大については、夏休み期間中は19時までやっていますので、大人でも仕事帰りに通える時間が設定されているのではないかというふうに感じています。

あと、イベントの開催、先ほど子供向けのイベントが主たるものというふうに伺いましたけれども、今年も去年も大人向けのSUP体験もやってくださっていて、私もSUPを初めて体験しましたけれども、非常に楽しく体験することができたので、こういったことも継続してやっていただきたいなというふうに思います。

なので、先ほど申し上げましたプールのチラシをもう少し、大人も体力づくり、健康づくりのために行ってみようと思うようなチラシの作成ですか、SNS等で働き世代にも届くような工夫をしていただきたいなというふうに思います。これは、やはり情報が届かなければ、当然来る、利用する人も増えないと思いますので、その辺周知のための情報の取扱いというか、情報提供の方法というのはどのようにお考えでしょうか。

#### ○教育委員会事務局長（奥山 昇吾君）

栗谷川議員の質問にお答えいたします。

利用の促進のために、大人の働き盛り世代を中心に訴求するような伝え方をしてほしいということでございます。特に大人の健康増進を目的とした訴え方ということで、今度健康増進の在り方ということで担当課と協議しながら、内容を吟味しながら、公民館講座等で取り入れながら、SNSあるいはいろいろな広報媒体で伝えていきたいと、こう思っております。

以上でございます。

## ○7番（栗谷川 柳子君）

では、来年は大人にも響くチラシ等々で、大人の利用者も増やしていただければと思います。

昨日の久慈議員の一般質問でも話題になりましたQOL健診ですが、私も参加させていただいて、非常に楽しく、前向きな健康づくりへの意識というのがさらに芽生えたというふうに感じております。こういったことがたくさんの人々に、特に働き世代の方々にも伝わるといいなと思っていたら、今後、11月にも簡易版を町のイベントの中で開催するということで、ますます健康ですとか体力づくりに取り組む町民が増えていくのだろうと期待をしております。

このQOL健診の際に、弘前大学の中路教授が冒頭の挨拶の中でおっしゃっていたことが印象的でした。かねてより三戸町でも、このQOL健診をさせてほしいというふうに思っていたが、なかなか話が進まなかつたところ、沼澤町長が就任されたら、真っ先にQOL健診のお願いをしに来てくれたと。町民の健康・長生きを強く思うその姿勢、非常に頼もしく、町民の健康に関する取組も広がっていくのだろうなというふうに、中路先生の期待もとても大きく膨らんだようなことをお話しされていて、心強く思いました。

その中でやはり課題となる、高齢者の健康増進もそうなのですが、なかなか働き世代の皆さんのが健康づくり、体力づくりに使う時間がないですか、あまり意識が高まるきっかけがないというのが課題として浮き彫りになったのだと思います。そういうこともありますので、私も日頃感じているのは、高齢者の方の健康づくり、体力づくりに関して、非常に健康長寿課のほうで、特に最近は健康イベントですか、健康に関する講座ですか、立て続けにどんどん出てきていて、ますます健康長寿課の取組というのが盛んになってきたなというふうに感じています。なので、そういうところ、これまでいきいき百歳体操ですか健康ウォーキングといったことを、実際にずっと継続して健康長寿課のほうでやってきていると思いますので、そこに加えて水中ウォーキング、水中運動、水中エクササイズといったことを取り入れていただきたいなと思ったので、この質問をいたしました。早速そちら、公民館とも連携して検討していくという答弁をいただきましたので、その点についてはとても素早く動いてくださったなという印象があります。

私もQOL健診の際に、三戸中央病院の整形外科の入江先生も相談窓口ということでおっしゃいましたし、あと中路教授も私の体組成の総合表の結果を見て、すばらしいとおっしゃってくださいました。実際に体脂肪も、ちょっと数字を言うのもあれでしけれども、1か月半で数%落ちましたし、水中ウォーキング、水中運動のおかげで筋肉量が非常に増えたと、そして当然基礎代謝が上がりまして、体重も減りましたという、すごくいい結果を出せたと。そして、もともとプールに行き始めたのは、腰の不調と股関節の不調というのがあって、整形外科の先生に勧められて水中運動に行き始めたのですが、本当に自分自身で体感した結果ですので、そういうところ、自分自身で水中運動のよさというのはお勧めいたします。

そして、入江先生も、高齢者の水中運動に関してちょっと質問してみたところ、高齢者が水中運動する場合、その効果としては転倒予防ですか、バランス感覚の向上が期待できる。そして、筋力維持、向上、ロコモ予防にもなるということと、当然総合的に健康寿命を延ばすことができる。心肺機能の向上、生活習慣病の予防改善につながる。そして、何より浮力ですか、そういうことが関係して、関節への負担が少ないために無理なく継続できる。ふだん地上で腰が痛い、膝が痛いから運動できないという方も、水中であれば痛みをここまで感じずに動かして、筋肉をつけることが

できるので、本来はお勧めですと。ただ、その方の腰痛、膝の痛みの原因によるので、医師と相談の上で取り入れることは非常に有効ですというコメントを頂戴しております、そのときに。

中路先生も、私の数字的な、1か月半での数字の変化というのを中路先生お聞きになつて、町のプールを使ってそこまで結果を出せたのであれば、これは皆さん、町民の方々、使わない手はないよというコメントを頂戴しておりますので、今後何とぞ公民館講座、オープンキャンパスで積極的に、今健康増進に取り組んでいるウォーキングですか、いきいき百歳体操ですか、グラウンドゴルフ等々に励まれている方々にもお勧めして、あとは働き世代の方々にも利用していただけるように工夫しながら進めていただきたいなと思います。

そして、もう一つ、これ質問になるのですが、町にアップルドームのジムもありますし、この町民プールも夏場はあります。そこで、多分ジムを使う方というのは働き世代の方々だと思うのですが、そういった方々に水泳ですか、そういった運動を取り入れていただけたら、さらにいいと思うのですが、これせっかく2つの健康増進の施設がありますので、ジムとプールを連動して、多くの町民が町内施設を使って健康になるということを目指して、健康・長生きをかなえるためにパスポート、ジムとプールの両方使えるパスポートのようなものを、例えばですけれども、そういったことも検討していただけたらなと思いますが、こういったパスポートのようなものを作るということに関しては、今現在どういった考えがありますでしょうか。

#### ○町長（沼澤 修二君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

アップルドームのトレーニング室と町民プールの利用、パスポートを持っていれば相互に利用できるようにということでのご提案でございました。このニーズがいかばかりかというのは別な話として、それは非常に利用を促進する上での一つの案になるのではないかなどと思っております。現在使用料徴収条例等もございますので、検討をしていくことになるかと思いますが、どういった形ができるかはこれからまた研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### ○7番（栗谷川 柳子君）

こういった水中プログラムですか、ジムの運営ですか、そういったことは当然ほかの自治体でも取り入れているところがありますので、近隣でも、南部町のほうでも積極的にプログラムを用意しております。利用者数等々については、私のほうでは調べておりませんが、県内でも水中プログラムを用意している自治体というのもありますので、そういったところを参考にぜひ取組を検討していっていただきたいと思います。教育委員会、健康長寿課、そして事業者が連携して進めていっていただきたいというふうに思います。

最後なのですが、町長をはじめ職員の皆さんも来年の夏はぜひ町民プールを利用してみて、確かに体に変化があるなということを体験していただきたいなというふうに思いますので、そのところもお願いしたいと思います。個人的には、体組成ですか、体重とか、そういったことの数字的な変化ももちろんすごく顕著に表れている状態ですが、何より眠れるようになったという、寝つきがとても悪かったのですが、本当にすぐことっと眠りに入ることができるようになりましたし、熟睡している感覚というのを毎朝、朝起きたときに感じておりますので、本当にお勧めですので、皆さん、

来年の夏はご利用ください。

以上で 1 項目めは終わります。

## 2. 「11ぴきのねこ」の町づくりと動物愛護の推進について

### ○ 7番（栗谷川 柳子君）

2 項目めです。「11ぴきのねこ」の町づくりと動物愛護の推進についてです。三戸町は、馬場のぼる作の絵本「11ぴきのねこ」を核としたまちづくりに力を入れています。絵本の猫たちのように、現実の猫たちも安全に暮らせる、人と動物が共生できる町を目指すことは、町の魅力や移住、定住促進の可能性を高める重要な要素であると思います。以下について考えを伺います。

1、11ぴきのねこのまちづくりと動物愛護への認識について。

2、猫に優しい町に向けた具体的な施策について。

### ○ 町長（沼澤 修二君）

「11ぴきのねこ」の町づくりと動物愛護の推進についての 2 点のご質問に答弁申し上げます。

初めに、1 点目のまちづくりと動物愛護への認識についてでございますが、議員ご承知のとおり、動物の愛護及び管理に関する法律第 2 条において、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならないとし、第 3 条では国及び地方公共団体は、この趣旨にのっとり、学校、地域、家庭等における教育活動、広報活動等を通じて普及啓発を図るように努めなければならないと規定しております。

また、青森県が策定した青森県愛護動物管理推進計画では、人と動物が共生できる社会の実現を掲げております。

このため、町といたしましても、法律及び県の計画の趣旨に基づき、動物の愛護及び管理について、町民が正しい認識を持ち、動物が人の生命や財産を侵害することのないよう適切に管理することにより、人と動物が共生できる社会の実現につなげていくべきものと認識しております。

次に、2 点目の猫に優しい町に向けた具体的な施策についてでございますが、町では令和 5 年 12 月号の広報さんのへにおきまして、青森県動物愛護センターとの連携により、青森県地域猫支援事業や猫を飼うときの注意事項、野良猫問題について周知しており、現在は町のホームページ上で野良猫に困ったときの対策について掲載しております。

当町では、猫を題材とした絵本のキャラクターを活用したまちづくりを進めていることから、これまでにもホームページ上で野良猫の T N R 活動、捕獲して、不妊・去勢手術をして、地域に戻すという活動でございます。この活動に取り組んだらどうかとのご意見をいただきたり、先般も保護猫活動に興味があるので、何か支援をしてほしいというご要望もいただいておりますので、優良事例等を参考にしながら、猫の虐待防止策、保護猫活動への支援策など、効果的な取組の実施について検討してまいりたいと考えております。

また、飼い主のいない猫トラブルを解決するための地域猫活動、そういう活動がございますが、この活動につきましては、餌やりや不妊・去勢手術だけではなく、ふん尿対策も重要で、そのためには地域住民が一体となって取り組んでいく必要があり、青森県動物愛護センターや保護猫活動を行っている団体とも連携し、活動者を支援し

ていくべきものと考えておりますので、猫の捕獲器などの導入についても検討してまいりたいと考えております。

今後も、猫だけではなく、人と動物が共生できる社会の実現を目指してまいります。

#### ○7番（栗谷川 柳子君）

取組を前向きに検討していくということで、おおむね了解いたしました。

実際に野良猫がうじゅうじゅいて困っているエリアの方々からの相談というのも、役場のほうには入っているのでしょうか。

#### ○住民福祉課長（極檀 浩君）

お答えいたします。

町民の方々、猫とか犬とかいろいろありますが、動物に関してのご相談または苦情というのはやはり入ってきます。年間で言うと20件から30件程度の電話等の相談が来ます。よくあるのは、さっき出でましたが、飼い主のいない猫が家の周りを歩いて、ふん尿をするとか、鳴き声がうるさい。また、犬に関しては、首輪をつけている犬が放し飼い、放し飼いというか、家から離れて来ている犬がいるとか、そういうふうなご相談が多くなってございます。猫に限らず、放し飼いというものが苦情の中では多いものと捉えております。

以上です。

#### ○7番（栗谷川 柳子君）

実際に相談が何件か、年に何件か入るということで、やはり野良猫に関しては本当に住民トラブルにもなり得る、関心がある人は本当に関心があるけれども、自分にあまり関係ないという人もすごく多いと思うのですが、実際にその状況になると非常に怒りも湧き出てくるという方も多い内容だと思います。実際に思いやりというか、愛情というか、優しさのつもりで野良猫に餌をどんどん、どんどんあげる方がいる、でも排せつは隣の家の前でするとか、そういったことでトラブルも結構多い。でも、近所なので、直接文句も言いづらいという事例もたくさんあると思います。

先ほど2023年12月に広報でTNR活動についてのお知らせをしたと。2023年の10月からホームページでも野良猫に困ったときの対策を、今でも載せているということは私のほうでも確認しておりますが、なかなかホームページに載せてあるだけだと見ない方もいると思いますので、ホームページに載せてあることをどう広めていくかという、どう皆さんに見ていただくかというところを工夫していただきたいと思います。

そして、困っているエリアというのかなり特定されていると思いますので、そういったエリアの、町内会単位なのか、そのエリアの皆さんに、こういった野良猫に困ったときの対策等々をできれば個別に案内して、町内会単位でちょっと話し合っていただくとか、そういった一歩踏み込んだ動きというのもできれば検討していっていただきたいなと思います。

私のこの質問に関しては、何でこの一般質問になったかというと、やはり今年に入って11匹のねこの町なかの石像巡りのルート上で、白昼堂々、橋の上から残忍な虐待があったというのを、目撃した方々から、複数なのですが、相談がありました。せっかく土日、特に土日、石像巡りの県外からの方も多いのに、ルート上ですので、こんな場面を見られなくてよかったですという心配と怒りというか、心が苦しいという話を、相談を受けました。その方々は、先ほど町長もおっしゃっていたTNR活動の、県のほうでその活動を支援しているというのは分かってはいるけれども、その団体を組

むには非常にハードルが高い。条件等々、非常にハードルが高いので、団体をつくることはとても難しいと。なので、その方々は個人個人で、自分でお金があるときにそういった野良猫を手術に連れていって、雄で1万七、八千円、雌で2万円をちょっと超えますけれども、自腹で手術をしてあげて、地域猫をしていると。そういう取組を個々にしている方というのがとても多くて、そういう方々が多分ご相談されたのかなというふうに思います。ですので、実際県の地域猫活動の団体を組むのは非常にハードルが高いという事実と、自治体によっては独自に手術費用を補助している自治体というのも県内にもございますので、そういうところも参考に具体的な支援というのをこれから検討していただきたいなというふうに思います。

とにかく虐待、せっかく11ぴきのねこの石像巡りをしに来る方々が、例えば石像巡りのルート上に、虐待しないでねとか、無責任な餌やりはやめましょうとか、動物愛護に関する立て看板ですか、そういうのが立ててあつたら、猫にも、11ぴきのねこだけではなくて、実際の猫にも動物愛護という観点で優しい町なのだなというふうに受け止めてくださると思いますので、そういう実際の猫にも優しい町になっていただけるように、町長は動物愛護ですか保護動物に関して取組を個人的にされていますので、そういうことも含めて検討していただきたいなと思います。いかがでしょうか。

#### ○町長（沼澤 修二君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

動物虐待につきましては、これは動物愛護法上も禁じられている行為で、罰則もある行為でございますので、あってはならない行為だと認識しております。これを町内で行わせないことはもちろんございます。またさらに、例えば人が往来しているところでは駄目で、見えないところだったらいいということでもなくて、断じて行ってはいけないというふうに思っております。そのために、再度町内への周知、これは充実させたいなというふうに考えておりますし、必要なさらなる手だては今後検討してまいりたいなと思います。

その上で、動物愛護に熱心な方が、例えば地域猫活動に取り組みたいといったときにはハードルが高いというご指摘がございました。それぞれがそういう活動を立ち上げていくには、かなりいろいろな面で大変かと思いますので、今活動しておられる既存の団体等と私もおつなぎすることはできると思っておりましたので、何か相談事がございましたら教えていただければなと思っております。

私も、2年前に庭に迷い込んだ親子3匹が、ある日親が2匹を置いていったということがございまして、1匹は家で保護して、もう一匹は十和田市の団体、里親を探してくれる団体、そして地域猫活動をしている団体にご相談したところ、引き受けてくださいって、里親が見つかったということがございますので、地域猫活動は不妊・去勢すればいいだけではなくて、先ほども申し上げましたとおり、トイレのしつけの問題もありますので、まずは引き取ってくれる方がいれば、やはりその動物のためになりますし、これを優先して、さらにそれもかなわない場合は、不妊・去勢をして地域に返すとということで、いわゆるさくらねこと言われて、耳をカットしている猫が三戸町でも、どなたかやってくださいって、見かけるところでございますので、そういう活動につなげていくもので、そういうことでよろしいのではないかなと思っておりました。そういう活動に対しては、町としても必要な支援をしてまいりますが、まずは県の制度もございますので、そういう制度を優先して活用して、さらには町としてできること、これをこれからも検討してまいりたいなというふうに考えておりました

ので、何か町内でそういう悩みで、あるいは迷惑で困っている場合は、すぐにご相談いただきたいと思います。

以上でございます。

### ○7番（栗谷川 柳子君）

では、すぐに相談できるようなルートを担当課のほうで対応していただきたいと思います。

質問を終わります。

---

## <2番 松尾 道郎議員>

### 1. 観光まちづくりについて

#### ○議長（竹原 義人君）

一般質問を続行します。

2番、松尾道郎議員。

#### ○2番（松尾 道郎君）

では、通告に従い、観光まちづくりについて質問させていただきます。

昨日のデーリー東北の1面に、東北町でしたか、観光に対する取組が特集されましたけれども、どこの市町村もやっぱり観光でまちづくりをするというのが一つの目標になっているみたいなので、各市町村がそれぞれライバルですので、この競争には勝たなければいけない、そう思います。幸い町には潤沢な観光資源があります。ただ、それを生かし切れていないのが現状だと思っております。

各種事業の実施に当たり、行政は民間と協力し、官民連携で進めていくべきとの答弁をここ何年か何度もいただいておりますが、その原則は承知しておりますが、民間の推進力が今弱い現状では、民間主導での事業推進は難しいと言わざるを得ません。

しかしながら、観光資源を生かし、にぎわいを創出するための事業は、今後も推進していくかなければなりません。町は現状をどのように把握し、各種事業の計画や実施をどのように進めていく考えなのかをお伺いします。

#### ○町長（沼澤 修二君）

松尾議員からの観光まちづくりについての質問に答弁申し上げます。

初めに、町は現状をどのように把握しているかについてでございますが、町では従来から美しい自然景観や豊かな郷土の食をはじめ、戦国時代に三戸南部家の居城であった国史跡三戸城跡城山公園、文化財、春・夏・秋の祭りなど、多くの観光資源やイベントを活用し、様々な観光施策を展開してまいりました。

また、平成23年度から当町出身の漫画家、故馬場のぼる氏の代表作であります「11ぴきのねこ」を活用した、全国でオンラインの新たなまちづくりを開始したことにより、今では文化・歴史ファン、食のファン、11ぴきのねこファンなど、幅広く多様な三戸ファンが町を訪れるとともに、多くの関係人口の獲得につながっているものと認識しております。

次に、各種事業の計画や実施をどのように進めていくかについてでございますが、

各種事業の計画につきましては、観光業務所管課及び文化・観光・スポーツ施設の所管課であるまちづくり課や教育委員会などが中心となって立案し、直當で行うもの、補助、委託または指定管理で行うものに分類し、実施していくべきものと考えております。

各種事業をより効果的に実施するためには、観光関連団体と連携、協力し合うとともに、観光客と接する機会の多い町内商店等の事業者、そして町民皆様のご協力を得て、一体となって取り組んでいくことが肝要であると認識しております。

今後も、民間との協力関係をバランスよく保ちながら、文化観光・まちづくり行政を牽引し、事業を進めてまいりたいと考えております。

### ○2番（松尾 道郎君）

官民連携の観光事業が厳しい現状の中でも、既に事業が実施されているのもたくさんあるのですが、基本的なことなのですけれども、観光事業の中で補助事業と委託事業があるのですけれども、その違いを簡単にご説明いただけますか。

### ○まちづくり課長（櫻井 学君）

委託事業と補助事業の違いということについてご答弁申し上げます。

まず、委託につきましては、本来行政が行うべき事業について、行政が自ら実施するよりも他の主体が実施したほうが効果が得られると思われる場合に、自治体の代わりに受託した機関が請け負うものとなります。例えば観光事業でいいますと、ライトアップの事業などについては、電気工事の事業者でないとできないといったものは委託事業というものになります。こちらは、補助のように2分の1とか3分の1とかそういうものはなく、100%対価的な性格になります。

続きまして、補助につきましては、民間が実施しております公益性のある事業に対しまして、補助事業者へ財政援助するということで、助成的な性格というものになります。ですので、例えば補助でありますと、補助率を設けたり上限を設けたりするなど行っております。観光事業でいいますと、各種イベントであったりといったものがこの補助事業に当たるものでございます。

以上です。

### ○2番（松尾 道郎君）

予算書を見ると、ほとんど観光関連事業は補助事業で行っているみたいなのですが、その補助事業を実施して、今までずっときてているわけなのですけれども、その成果が、町が期待しているとおりの成果が上がっているのかどうか、その辺の判断はどう見ているのかをお伺いします。

### ○まちづくり課長（櫻井 学君）

補助事業の成果についてどのように見ているのかというご質問でございますが、補助事業を行う際には、まずは申請書を上げていただきまして、どういう内容であるかといったものを精査させていただきます。その上で、事業の進捗状況等を見ながら、最終的には実績報告のところで最終評価をしていくという段取りになっております。それぞれ評価につきましては、こちらのほうで求めたものをやっていただいているということで評価をしております。

以上でございます。

## ○2番（松尾 道郎君）

ただ、この補助事業は、ある程度認めている、成果を認めているという今答弁でしたけれども、ここ何年か新しい事業がないのです。新しいイベントに対する補助事業とかというのがここ何年か見当たらないのですけれども、その辺についても今のままで納得しているということで理解していいのかしら。その辺もお願ひします。

## ○まちづくり課長（櫻井 学君）

ここ何年か新しい事業がないのではないかというお話でございますが、観光振興事業については補助金ばかりではございませんので、補助のないものの中での振興ということもやっております。

なお、補助につきましては、今年度ですが、城山公園のイベントにつきましては、同じ補助金でございますが、内容のほうをかなり変えまして、10月25日に行うこととしております。

また、さんのへ感謝祭につきましても、令和元年度を最後に、農林商工まつりを最後に行っておりませんでしたが、そちらも11月下旬に復活するといった形で、様々な取組を行っていくということにしております。

## ○2番（松尾 道郎君）

補助事業とか委託事業とかと、いわゆる専門的な言葉が出てくるので、こちらは素人なので、ちょっと的外れな質問がいっぱい出てくるかもしれません、その辺はご容赦いただきたいと思います。

例えば補助事業の主体は補助を受けた団体が主体として行う、委託事業の主体は自治体であるという認識でよろしいかと思うのですけれども、今、何度も言うように、民間の力がないときに、それぞれリーダーシップを発揮して行政が事業を進めていく上では、委託事業で進めていくほうが行政の力も発揮できるのではないかなど。また、委託事業と補助事業、いろいろ中身があるのでしょうけれども、今受けた感じはそういう気がするので、ただずっと今まで補助事業で来ている、それはいろんな理由があるのでしょうけれども、ただぱっと見た感じ、行政が主体で動けるということはタイムリーな施策も打てるし、これちょっと間違っているかもしれませんけれども、補助事業の場合は、例えば年度当初に補助団体が計画を出して、それについての補助を多分出していると思うのです。そうすると、極端な話、1年間はその中身しかできない。追加でやることも可能なのでしょうけれども。そうすると、今観光、これが大事だからすぐやりたいというのは、やっぱり行政が一番動けるわけなのですけれども、その場合は委託事業にして行う。だから、その委託事業、いわゆる行政の力を発揮するためには、委託事業にしていくほうがいいのかなという、これ素人の考えなので、いろいろ障害もあるのでしょうかけれども、だから委託事業で、補助事業にしなければいけない、逆に言うと。そういう理由が何かあれば、予算的なものとか。それがもしもあるのであれば、お答えいただきたいのですけれども。

## ○まちづくり課長（櫻井 学君）

委託事業にしなければいけないのでというようなお話でございましたけれども、町としては民間の力が弱いというふうには捉えておりません。民間のほうの柔軟な発想だとか、新しいアイデア、サービスをぜひ活用しながら、町と一緒にになって取り組んでいくことが最善の策であるというふうに考えております。でありますので、補助という形は、やはり民間の発想を生かしていく方策としては補助のほうがよろし

いのではないかということで、これまで補助で行ってきたということでございます。

### ○2番（松尾 道郎君）

明らかに私の考えと違うのは、民間の力が弱いと思っていないという答弁いただいたのですけれども、絶対弱くなっているのです。新しいアイデア、プラン、その他が民間からどんどん出てきていればいいのですけれども、現状では多分出てきていないのではないか。そういう状況の中なので、やり方は何でもいいのです。要は何が言いたいかというと、新しいイベントなり新しい行動を起こしてほしい。そうしないと、何回も言いますけれども、今年になって体制変わって、城山のイベントとか、昔の農林商工まつりとか、いろんなのが入ってきているのですけれども、本当に新しいのがない。町長の答弁で、町民も巻き込んでというお話がありましたけれども、町民を巻き込むためには町民に何かメリットがあるようなイベントも考えなければいけない、そんな感じがするのですけれども、どう……。

積極的に動くために、補助事業、委託事業はどうでもいいのですけれども、どうでもいいというのはちょっと語弊があるのですけれども、要は動きたいときに行政が動ける、そういう動きをしてもらえたほうがより……三戸の価値を高めるためにはいろんなアイデアが必要なのですけれども、今三戸町の中の民間からいろんなアイデアが出ているかといえば出でていない。であれば、どんなふうなことをやったほうがいいのかという、いわゆる専門業者にそういうのも委託する、そういうことをやっていかないと、一番最初に言ったように、各町村との競争ですから、これ県内だけの市町村ではなくて、全国の市町村が同じく観光を基にして誘客しているわけですから、そのためにも広くアイデアとかプランを得るために、そういう考え方も必要ではないのかなと思うのですけれども、そういうことについてはいかがでしょうか。

### ○町長（沼澤 修二君）

ただいま様々ご指摘等ございました。民間の力が弱くなっている、いないというふうなことで今ご指摘がありましたが、私は決してそのように断じる段階ではないなと思っておりました。実際今回城山ジャンボリーというイベントにつきましても、若いプレーヤーが様々なことを企画してきている、ほかにもいろいろなアイデアを出してくれる人がいる、そのようにこれからは育てていくべきであるものと認識しております。なので、今ないからといって、全て町直営でやるということにつなげていくべきではないなと思っておりました。

また、先ほど委託であれば自由にスピード感を持ってできるのではないかなど、補助事業よりもというお考えもお話しになっておられましたが、委託事業は私どもが直営でやりたくても技術等が不足している、人員が不足しているといった場合に、仕様書を定めて出すもの、ある程度の項目、これこれこういうことをやってくださいという仕様を定めておりますので、途中で何かすぐにこれを追加してくれ、あれを追加してくれというふうな機動力は、やはり変更しなければなりませんので、時間がかかるので、スピード感という面では決してあるものではないと。変更は可能ですが、相手ができるかどうかかも分からぬということになりますので、これまでも補助事業で実現していないこと、あるいは委託事業すぐに変更できないものについては、担当課であるまちづくり課が機動力を出して次々と実施してきているところもございますので、今後は、今町単独でまちづくり課を中心に行っていることが、これ以上スタッフを充実させて、もっともっと民間に出している分もここの中に入ってきて、できればいいのですが、全体のことを考えますとすぐにはその体制を組むことは難しいかもし

れませんので、これまでどおり、直営、委託、補助、指定管理、それらをうまく分類しながら展開してまいりたいということで考えておりますし、また新たなことにつきましても、どんどん今アイデアが様々役場内でも出ておりますし、外からもお問い合わせで、そういう町内のアイデア全てを実現できるような形で取り組んでいければいいなと考えております。

以上でございます。

## ○2番（松尾 道郎君）

今の町長の答弁、大筋でそのとおりだと思います。ただ、いつもの話になるのですけれども、いわゆる観光イベント、スポット的なイベント、城山を使って土日やるとか、そういうのは三戸町は100点満点なのです、集客もしているし。ただ、いつも言っているように、ふだんの日に来ているお客様、さらにはふだんの日にお客さんを呼ぼうとするイベントが何もない。おもてなし大作戦、すごくいいことなのです。ただ、あれは来た人に渡していますから、来る人を増やすというイベントなり事業が何も今のところない。そうしないと、今町長が頑張って宿泊業者も探しているのでしょうかけれども、宿泊業者だって土日のお客だけでは運営できないわけです。平日のお客さんがないと彼らはペイしませんので、二の足を踏んでしまう。そうすると、平日の、観光客だけではないのですけれども、その他のお客さんもあるのですけれども、観光客もこうやって今三戸町が頑張って増やすようにこういうのやってますよという姿勢を見せることが宿泊業者に対するアピールにもなると思うのです。それらも含めて、ちょっと息の長いイベントをぜひ考えてもらいたい。ただ、息の長いイベントをすると、今町長が言ったように、それに対するスタッフが必要になってくるわけです。スポット的なイベントであれば、準備期間もあるのですけれども、わあっと人を使って実施して消化する。ただ、息の長いイベントだとそれ専属のスタッフがいないと継続できないような気がするので、それはそれで大変なのですけれども、そこでいろんな頭を使って、継続的なイベントでも、スタッフにそんなに重荷にならないようなイベントを考える。

素人だからあまり出てこないのですけれども、例えば今ほとんどの観光客、スマホで写真を撮っていきます。そうしたら、ネット上で写真の応募をしてもらう。それを例えば春夏秋冬、年間4回ぐらいに分けて審査して、何かをあげるとか、そうすると4回来るわけです、春夏秋冬。これは、そんなことはないと思うのですけれども、ただ好きな人はそうやって何回でも来る。いわゆるリピーターを増やすことが一番大事なので、そのためのどうしても長いスパンでのイベントを考えていきたい。それがいろんなことで二重、三重の効果を上げるような気がするのですけれども、何回も言うように、行政としては人材、大変な中で、その専門のスタッフを置くというのは非常に難しいとは思うのですけれども、だからさっきも言ったように、スタッフに負担がかからないようなイベントを考えて、ぜひやっていただきたいなと思うのですけれども、その点について。

## ○町長（沼澤 修二君）

松尾議員の今のお話、そしてこれまでのお話は、本当に思いとしては非常に伝わってくるものがございまして、一緒になって考えていきたいなと思っております。できることをどんどん手を打っていくというのが私の基本姿勢、スピード感を持ってやつていくというのが基本姿勢でございますので、今後また一緒になってということでのお答えになりますが、この点につきましては私どもの副町長もひとつお答えを申し上

げる場をいただきたいなと思いますので、よろしくお願ひします。

○副町長（本宿 貴一君）

それでは、観光まちづくりの関係でお答えいたします。

やはり先ほど議員おっしゃったとおり、平日も含めてふだん日の町内に来てもらうということが非常に大事なのだというふうに考えています。近年は、団体のツアーや旅行者の方が増えてきているというところからすると、これまで例えスポットのイベントであったりとか、ふだん表に出てる三戸町の魅力である城山であったりとか、11匹のねこだったりとかはもちろんのですが、今後さらに平日のところを考えていったときには、やはり地元の人が普通にしているところ、ふだんどおり何か通常、日常のものであっても、それが町外にとっては非日常であり、非常に魅力を感じこともあります。ですから、そういうところを我々はしっかり発見しながら、そういうところに関してはふだんの日でもある程度提供できることになります。

なので、観光は裾野の広い分野と言われますので、これまで実は観光にあまり関係していなかった事業者の方であっても、そういった視点からいくと、ふだんやっている商売の延長で観光客を受け入れるというところをもっと増やしていくと、ふだんの日から訪れる人に対して魅力が増えていくのではないか、そういうふうに感じております。なので、全て全て行政でというところも非常にお気持ちも分かるところがありますが、そういった事業者の方が、自分たちの商売が実はいろんな観光、外向けの人にも魅力があるのだよ、何かこういうことを、自分たちがやってる商売をちょっと変えると外の人に魅力があるということをどんどん増やしていくことで、それが実は個々の小さい、1個1個の取組が大きくなってくると、今度はそれが日々のイベントとして外に広めることもできます。それがよく言われるオンパクという手法になりますけれども、小さいイベントがたくさん集まって、ある期間、何か月間は、この町に来ると楽しいことがいっぱいあるよという見せ方もできるわけです。なので、そういったふだんのいろんな事業者の方が、自分たちでできることを改めて観光客向けに少しアレンジしていくことも一つの手法なのではないかなというふうに思っています。例えば和菓子屋が、ただ売るだけではなくて、和菓子を作るところと一緒に体験してもらったりとか、最近ではスナックみたいなところがスナックのママさんを体験するみたいなところもあったり、いろんなことが観光客向け、外向けの人のメニューとしてありますので、そういったことを私もいろいろ町の中で発見しながら、いろんな民間の方と一緒にそういうのを築きながら、新しいことをちょっとずつ、そういう芽をつくっていかなければなと思っていますし、そういうことを支援する県の事業などもありますので、そういうのを活用しながら、スポット、スポットだけではなくて、ふだんから町に来てもらうような取組を広げるようなところに私も取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

○2番（松尾 道郎君）

今の副町長のお話、大変参考になります。観光のプロですので、副町長を中心に頑張っていただきたいと思います。

町民があまり観光に対して興味を持っていないと言えば、ちょっと表現悪いのですけれども、自分のことではないやというような感じを持っているようなところもあるのです。だから、さっき言ったように、町長も言いましたけれども、町民を巻き込む、

そういうイベントがやっぱり必要なのかなと。今副町長が言ったように、体験型のツアーやするとか、今のは商店ですけれども、例えば1次産業のリンゴもぎを予定に入れるとか、何としても来た観光客を少しでも三戸町に長くいさせる、金を落とさせる、そういうことを考えないと、極端な話、三戸町に来て自動販売機でジュースを買ってもいいのです、その分は三戸に落ちるのだから。そういうことをするためにも、長く三戸にいてもらうようなことを考える、それが一番必要なのかと思います。

町長の肝であるふるさと納税、あれは行政に金が入るわけです。だから、稼ぐ観光で、町、町民、商店とか、いわゆる1次産業にも、金が落ちるような観光のスタイルができれば、もっと町全体が盛り上がるような気がしますので、ぜひ我々も頑張りますけれども、そういうことも考えて進めていただきたいと思います。

質問を終わります。

○議長（竹原 義人君）

午後1時再開予定をもって休憩いたします。

---

(午前1時15分)

休 憇

(午後 1時00分)

---

<4番 小笠原 君男議員>

1. 稲作農家支援と良質米生産対策について

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き一般質問を続行します。

4番、小笠原君男議員。

○4番（小笠原 君男君）

通告に従いまして、私からは稻作農家支援と良質米生産対策について質問いたします。

令和の米騒動とまで言われた24年産米は、全国的な米不足による小売店での在庫不足と異常な価格高騰を招いた。一方、当地域では、生産農家にとって近年にない高値での買取り価格となり、ここ数年の物価高に伴う経費負担軽減と所得向上につながり、喜ばしい出来事であった。

この米騒動や自給率低下に対応し、政府は備蓄米の放出や減反政策の見直しといつた米増産への方針転換を8月1日付で発表した。米増産に向けては、農業インフラの整備を含め、農家にも一層の支援が必要と考えられるため、以下4点を伺う。

- 1、米増産に関わる国、県からの具体的な方策はあるか。
- 2、既存の生産調整の方向性はどうなるのか。
- 3、中山間地域での大規模農家支援について。
- 4、良質米生産への支援について。

○町長（沼澤 修二君）

小笠原議員の稻作農家支援と良質米生産対策についての4点の質問に答弁申し上げます。

初めに、1点目の米増産に関わる国、県からの具体的方策はあるかについてでございますが、国及び県では米を増産する方針を表明し、増産に向けて農業経営の大規模化や法人化、スマート化の推進などを示しておりますが、市町村に対する具体的な方策は現在までのところ示されていないところでございます。

次に、2点目の既存の生産調整の方向性はどうなるのかについてでございますが、現在の米の生産は、生産者と消費者、外食産業などの実需者との自主的な判断によって行われております。国、都道府県、市町村や農業者団体等では、転作作物への助成や水田の畠地化など、主食用米の需給安定に向けた施策を実施しており、令和8年度までは現在の制度を継続することとなります。

新たな生産調整制度につきましては、これまでの水田政策を抜本的に見直し、令和9年度から実施することが決定されているところでございます。

次に、3点目の中山間地域での大規模農家支援についてでございますが、中山間地域は傾斜が多く、小規模な農地が点在しているため、当町ではこれまで畠作と水稻栽培を組み合わせた複合経営を推進してまいりました。今後は、農業者の高齢化や減少が見込まれることから、町の基幹産業であります農業の維持を図るために、地域の担い手への農地の集積を進めてまいります。

農地を集積した大規模農家へは、国や県の補助事業の活用により、法人化による経営力強化、土地改良事業による農地利用の効率化、ドローンなどスマート農業機器の導入による超省力化を進めてまいります。

このほか、現在既に町単独でスマート農業機器の高精度自動運転のために要するGNSS位置情報サービスの提供を行っておりますので、引き続き町としても必要な支援を行ってまいります。

次に、4点目の良質米生産への支援についてでございますが、米の品質向上に向けた取組は、施肥管理、水管理、病害虫対策、適期収穫といった栽培管理が重要でございます。

栽培管理への支援として、青森県では、農作物の生育情報や病害虫発生状況を発信しているほか、普及指導員による現地研修会の開催や栽培指導を実施しているところでございます。

町では、ラジコンヘリによる農薬散布を効果的に行うため、青森県や米穀集荷団体などを構成員とした連絡会議を開催し、適期防除に向けた情報共有を図っているところでございます。

今後も良質米生産に向けた支援を継続するとともに、大規模農家における効率的な水稻生産体制の確立のため、必要な支援を講じてまいります。

#### ○4番（小笠原　君男君）

それでは、再質問に入ります。

1点目の米の増産に関わる国、県からの具体的な方策についてでございますけれども、今はまだないということでございます。ただ、農水省、大臣ですけれども、小泉大臣が、備蓄米の放出や、矢継ぎ早に古古米まで出荷し、消費者のために英断をされた。そういうふうな形を考えますと、農家に対しても、この増産という形になりますと、ある程度の方策というのを早めにつくっているのではないかという思いがございまして、1点目の質問といたしております。新聞等でも、27年度から本格的にいろいろな方策を考えてというふうな形で載っておりましたので、早合点したような形で

はございますけれども、1点目はそういうふうな形で質問させていただきました。

2点目の米の生産調整の方向性につきましてでございますけれども、先ほど町長から話されましたけれども、8年度まで継続、また9年度から新規の調整方法となるというふうなことでございます。そういう話を聞きますと、まだまだ国では、減反を完全になくするという方向ではないのかなというふうに感じます。そうなりますと、農家のほうも、今後作付していっても、また米が増えると価格を抑え込まれる、生産を調整される、少なくなれば海外から輸入される、そういうふうな捉え方をしている農家も現在いますので、できましたらそういうことにならないことを祈ってはいますけれども、減反の生産調整の部分が残っていくということは、やはりそういう方向性も考えられるのかなというふうに思います。

それで、生産調整を今までやってきましたけれども、食料増産ということで、去年までは飼料米のほうも余計あったと思いますけれども、今年の作付状況、飼料米、食料米の比率はどういうふうになっているのか、まずその辺をお聞きします。

○農林課長（貝守 世光君）

飼料米の関係についてお答えをいたします。

当町で栽培されております飼料用米、こちらのほうはほとんどが主食用の品種でございます。そのため、飼料米のほうから主食用米に転換することは容易でございまして、令和7年度に飼料米から主食用米に転換した面積、こちらは10.8ヘクタールであります。それを加算しまして、主食用米の合計面積は526ヘクタールで栽培されております。

以上でございます。

○4番（小笠原 君男君）

あと、加工米とかはないのでしょうか。

○農林課長（貝守 世光君）

お答えをいたします。

加工用米につきましては、令和6年度が2.1ヘクタールであったものが、令和7年度0.1ヘクタール、2ヘクタール減少となってございます。

○4番（小笠原 君男君）

それでは、やはり食用米のほうに方向転換したというふうなことでよろしいですね。

それで、水張り田のような継続の取組というのも生産調整の中に入っていたと思いますが、それらはどうなのでしょうか。

○農林課長（貝守 世光君）

水張り田につきましても、水稻を作付するためには灌水機能を有しているということが基本でございますので、そういう水を供給できる田んぼであれば、再び水稻を作付することは可能であると思っております。

○4番（小笠原 君男君）

それでは、現在は水張り田の取組をしている農家はないのでしょうか。

○農林課長（貝守 世光君）

大変申し訳ございません。今手元に資料がございませんので、後ほど報告をさせていただきます。

#### ○4番（小笠原 君男君）

分かりました。

先ほど町長からも説明がございましたけれども、もう一点、まず生産調整の改廃はあるのかないのかというのを聞きたかったのですけれども、最初の説明でございましたので、9年度からまた新規のということで、それは理解しました。

あと、飼料米とか加工米とかという形の引き取り方といいますか、契約の仕方というのは今後も残る、やはりその中では残っていくのでしょうか。

#### ○農林課長（貝守 世光君）

お答えをいたします。

現段階でそういう新しい指示等は来ておりませんので、当面はこの方向で進んでいくものと考えてございます。

#### ○4番（小笠原 君男君）

生産調整も、軽めであれば、何とか農家のほうも今後も取組はできるのでしょうかけれども、やはり先ほど言ったように、生産量が増えて、また国からの押さえつけ等があれば、せっかくいい機運になってきたところに、どうしても米は政府が介入するのかという風潮になってしまえば、作物として今後も成長していくかどうか分からぬような感じになりますので、何とかその辺は会合がありましたら……飼料米としても必要かもしれませんけれども、取組という形では必要かもしれませんけれども、せっかく作っているのは、我々は飼料米ではなく食料米を作りたくて米を作っているわけですから、やはりそういう形で何とか食料米を維持していけるような方策になっていただければいいなというふうに感じております。

それでは、3点目の中山間地域での大規模農家支援につきましてですけれども、現在三戸で米を含む大型、大規模農家はあるかないか、法人とか個人、組合組織、いろいろあると思いますが、まずあるのかないのか。

また、三戸における大規模農家というのはどの程度を考えているか。国とか三戸とか、地域的にはやはり大規模といつてもなかなか、その地域によって違うと思いますので、三戸ではどの程度の規模を大規模農家と捉えているか、まずお伺いします。

#### ○農林課長（貝守 世光君）

お答えをいたします。

水稻の専門農家でありますと、近隣町村でも30ヘクタールを管理しているという農家もいらっしゃいます。ただ、三戸町では、地形的な面であるとか、農業を取り巻く様々なリスクを分散するために、複合経営を推進してまいりました。ですので、三戸町における農家がどれくらいの面積を経営していれば大規模農家と言われるかということを定義づけするのは、ちょっと難しいのかなというふうに思っております。

統計では、米だけではなくて、経営耕地規模の統計数字がございますが、三戸町では1.5ヘクタールから5ヘクタールの面積を耕作している農家が70%ということでございます。

以上でございます。

#### ○4番（小笠原　君男君）

当地区は、やはり中山間地域ということで、広大な平地があるわけでもございませんし、複合というのがまずどうしても条件的にはついてくるのかなというふうに思いますので、面積的には平地、津軽の平野とか、十和田市みたいに平野があるところと比べると、経営面積というのはどうしても小さくなってくるのかなというふうには感じております。

津軽とか十和田の営農法人なんかは、100町歩で米なんかを作っている方々もありますし、津軽のほうは個人で100町歩やっている人もあります。それこそ大規模の農家になりますと、三戸の米なんていいうのはたかだか5人かその辺で経営できるような状況ですし、ただ平野ではない、山間部もありますし、沢田もございますので、何とも言えないのですけれども、でも今後はやはり……70歳代が米作りも、今のところ中心であります。50%以上が70代ということで、あと数年もすると集約化というのも、自然淘汰的に農家がやめて、今まで頼んでいるところに集約されてくるというふうなことになってくると思います。黙ってでも集約されていく、大規模化とまではいかなくて、ある程度精米所を中心とした形の集約的な米作りになってくるのではないかなどというふうに考えております。

そこで、大規模農家とは言えなくても、それこそこれから米を中心としても、大きい農家になってくると思います。そのためには、やはり担い手の育成とか、雇用の確保、といったものがどうしても必要になってくるのではないかなどというふうに思います。

関東方面に視察に行ったときがあるのですが、雇用者、雇用されている方々が外国の方々も結構いるのです。そういうふうに三戸も、三戸町からの人材を見つけられないのであれば、海外の方々というふうなことも、これも考えられるのではないかなどというふうに思いますので、そういう雇用の確保の対策とか、大規模農家の育成についてはどういうふうにお考えがあるかお聞きします。

#### ○農林課長（貝守　世光君）

お答えをいたします。

初めに、先ほど出ました水張り、調整水田のほうでございますが、13ヘクタールでございます。

ただいまの質問についてですが、農業の現場のほうでは担い手の確保と補助労働力の確保ということが重要な課題となってございます。ですので、もちろん町内に限らず、近隣町村、また外国といったものも視野に入れて、補助労働力の確保にこれからも努めてまいります。

また、担い手の確保につきましても、新規就農者の受け入れであるとか、そういうものを活用して、若い担い手の方を少しでも確保して、10年後、農業を続けていけるような町にしていきたいなということで、様々取り組んでいるところでございます。

#### ○4番（小笠原　君男君）

当町は、どうしてもやはり1次産業のまちだということがありますので、そのための労働力の確保というのは必須条件だと思うのです。現在ですと、豊川にはインドネシアの方々が来て、大面積のピーマンとか、ニンニクとかやられていることもございますが、そういう方々とも友好的にやって、雇用の確保を進めていければ本当は、リンゴ農家とか、果樹を主体とした農家とか、野菜農家とか、そういうふうなところでも、人手が足りなくしているところは何とか回していくのではないかなというふう

に思いますので、何とかその辺もご検討いただければと思います。

あと次、省力化の支援につきましてですが、国ではスマート農業の推奨をしております。三戸でも、スマート農業に関する機械の導入事業とかというのをやっているはずですが、ここ数年でどのぐらい導入されているか、実績をお伺いします。

#### ○農林課長（貝守 世光君）

お答えをいたします。

令和4年度から令和6年度の実績でございますが、県の事業であるとか、町が負担しております中山間地域等直接支払交付金、それらを利用した実績でございます。自動操舵機能を持つトラクターであるとか田植機、こちらのほうは15件の導入、15件で導入がなされております。また、ドローンの関係でいきますと、3件導入してございます。こちらの中山間地域等直接支払交付金につきましては、令和7年度、今年度からスマート農業加算というものができますし、今現在25集落協定がございますが、13の集落協定で、これから5年間の間にスマート農業に取り組んでいくということで、ラジコン草刈り機であるとか、田んぼの水管理のシステムであるとか、あと田んぼの中の雑草の生育を抑制するアイガモロボットといったものを導入する計画が立てられているところでございます。

#### ○4番（小笠原 君男君）

トラクターあたりの15件というのは、少ないのか多いのかちょっと分かりませんけれども、私が感じた点では、まだまだトラクターあたりの自動化というのは、アニメで見るようなロボットが全自動で何でもやってくれるようなところでは、まだそういう域までは行っていない。ロータリーをかけるにも、やはり運転者がどうしても最初のセットをしなければならない。どうも国が言っているスマートまではいかないと。中山間地域になりますと、真四角な田んぼばかりではない、三角のところもある、丸い田んぼもある。そういうところは自動化できないというのが、自動運転のトラクターの今のところまだ欠点でございますし、田植機の直進、真っすぐ田植をしていくというの、そういうふうなのもありますけれども、コンバインも結局は株間を狙って真っすぐに刈り取っていくので、田植の真っすぐの自動化は必要なのかなと、逆に感じますけれども。

とにかく未来的にはスマート農業というのは必要なのでしょうけれども、肌で感じるほどロボットが自由に動くような形ではないというのが、車自体も自動で道路をまだまだ走っていないというふうなものを、複雑な作業をする農業で自動化というのはなかなかやはり、まだまだ進まないのではないかというふうに思っているのが現実です。

ただ、ドローンとか、自動の草刈り機をリンゴの園地で、家の中を掃除するような形の草刈り機が、電気がなくなれば戻ってきて充電するというふうなを見たこともございますし、そういうふうな部分では人手不足に一役買っているのかなと、そういうふうなのはまだいいと思いますし、ドローンなんかでは、モニターを見ながら農薬散布をするとか、種まきをするとかというふうな、そういう部分ではドローンとかは使い勝手がいいのかなというふうに感じております。米以外にもそのドローンをどういうふうな形で使えるのかは、まだまだ工夫の余地というのはあると思いますけれども、今のところドローンとか自動の草刈り機なんていうのは買っても値があったのかなというふうに感じております。

今後もますます多分増えてくると思いますので、門戸を広げていただいて、幾らで

も導入事業を割り当ていただけるようにやっていただきたいと思います。

次に、田んぼあたりになりますと、大規模農家になると、田んぼの集約とか集積、また区画の大型化というのがどうしても、機械も大きくなってくれば必要になってくるのではないかと考えております。現在の土地改良区あたりの区画整備は、それこそ50年近くも前の区画でございますし、小さいところは5,000歩、大きいところは三戸だと6反歩ぐらいでしょうか、それが精いっぱいなのですけれども、やはり大型機械が入ってくる。もっと自動化が進んでくれば、大きい田んぼがどうしても必要かなど。それと、大型化に伴って農道もやはり拡張しなければならない。そういうふうなことを感じております。

津軽のほうに行きますと、田んぼの農道もアスファルトになっています。それから見ると、こっちの県南のほうの農道というのはまだ砂利道で、穴が掘れると役場にお願いして砂利を頂いて敷く、何ともまだ原始的な形で、あまり気持ち的にはよくないのですけれども、そういう区画整理の仕方とか、今後ともまだあるのか。区画整理をしていくに当たり、地主がお金を出したくないというのが今の、幾ら米が高くなってしまっても、地主がお金を出したくないというのがほとんどの方々です。田んぼを大きくしたらという話をすると、金出したくないから、それだとやめる、借りたい人があれば貸す、そういうふうな意見も結構ございます。そういう意見をやはり役場とか土地改良、農協あたりで協議会なんかを設けてまとめていくようなシステムというのは取れないのかお聞きします。

#### ○農林課長（貝守 世光君）

お答えをいたします。

今三戸町では、三戸町を旧町村、4つの地域に分けまして、地域の将来の農地利用の姿を明確化した設計図、地域計画というものを策定してございます。これは、10年後の耕作者を農地一筆一筆に張りつけるといったものでございますが、そういった計画を立てるために集落で集まっていただいて、話しをしていただいて策定しました。これは、策定して終わりではなくて、毎年、高齢になって耕作できなくなったりといったことが出てくると思いますので、毎年毎年見直しをすることとしております。そうした中で、ある程度この方に集約していきましょうという話し合いが進んでいけば、先ほど話にも出した区画整理、土地改良事業、こういった事業もスムーズに導入できて、担い手に農地が集積できるのではないかというふうに感じておりますので、こうした地域計画の見直しを通じて、その地域の話しを行って、農地の集積を図ってまいりたいと考えてございます。

#### ○4番（小笠原 君男君）

それと、山間部におきましては、開田ブームのときに山を起こして田んぼにしていくというのが猿辺のほうに多く見られるのですけれども、ほとんどがポンプアップしている。そのポンプが壊れるとかモーターがいかれるということになると、やはり個人で用意するか、組んでいる方々で話しをして、やるか、やめるか、そういうふうなことになってくると思うのです、土地改良に入っていないので致し方ない部分はございますけれども、そういう山間部のほうの開田したところの田んぼなんかは、老朽化したところのポンプとかモーターとかの導入の事業というのは県とか国のほうではないのかお伺いします。

#### ○農林課長（貝守 世光君）

お答えをいたします。

水田に水を上げるためのポンプの補助事業等は、私はないというふうに思ってございます。

#### ○4番（小笠原　君男君）

ポンプの経費がかかるということで、万が一やめるという方々が出れば、今の500町歩ある田んぼももっと減っていくわけです。増産、増産とは言っても、やはり増産できない状況になる。杉沢に行く途中の杉ノ平辺りは、あそこら辺は開田して、田んぼだったところが、今は畑が半分以上の面積を占めているような状況でありますし、できればそういうふうなところも、もともと田んぼだったので、減反政策のおかげでそういう状況になったということなのでしょうけれども、増産を進めていくのであれば、そういった山間地のポンプの助成とかそういうふうなものも、できれば県のほうにも陳情しながら、導入ができるような補助事業を何とかお願ひしたいというのがあるのですが、そういうふうな陳情とかというのはできるのでしょうか。

#### ○農林課長（貝守　世光君）

お答えをいたします。

町の農業行政だけではなくて、様々町の課題については、県、国等に陳情する形というものがございますので、検討した上で、陳情が必要である事項については、町村委会や、そういったところを通じてお願ひをしていくことになろうかと思います。

#### ○4番（小笠原　君男君）

せっかく田んぼになっている山間部のところも、そういった機械的な導入の経費負担が大きくて、維持できないというふうなことにならないように、できればそういう導入事業とかを、まず相談が来たら取り上げていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

あと、先ほども言いましたけれども、津軽のほうの区画整理された田んぼとか、十和田の田んぼなんかを見ると、大きい田んぼで、羨ましい限りでありますし、田んぼの中の農道ですか、それらもアスファルト、そういった……我々も田んぼの中で作業する、機械を運ぶ、そういうふうなときには、やはりアスファルトの道路を走ったほうが気持ちばかりでもいいわけです。今後区画整理の話が出てきたら、機械の大型化も見据えて、できれば農道的なところもアスファルト対応できるような形で取り組んでいっていただきたいなというふうに思います。

あと、区画整理も今あんまりお金がかからないようなやり方があるということを聞いていましたが、それはご存じですか。農家のほうの個人負担が少ないと。いう。

#### ○農林課長（貝守　世光君）

お答えをいたします。

土地改良事業、大区画化の事業をするに当たって、集積率が一定の率を超えた場合は農家の負担が低くなるという制度がございます。

#### ○4番（小笠原　君男君）

今後は、そういうふうに集積化も進んでくると思いますので、地区を区切ってでも取り組んでいっていただければなというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

次、4点目の良質米生産の支援策につきましてお伺いします。ここでは、県のほう

の情報がスマートフォンでも見られる、稲刈りの時期がどのくらいかというふうなのを画面で見られることもございまして、今は結構進んでいるなというふうに感じております。多分それを見ながらとか、自分の植付け時期がいつ頃だったかということで、もう稲刈りも始まっているような状況だと思います。そういうふうなのをどんどん活用しながらやっていければいいのかなというふうに思います。

ただ、ここ数年、高温障害とか、稻斑点カムムシの発生によります食害ということで、農家が大変苦慮しております。そういうふうな苦労していることはご存じですね。高温障害につきましては、管理状況とか、そういうふうなので対応するしかないとは思うのですけれども、やはり水不足が、水路が長ければ、最初のほうは水はふんだんに来るのですが、最後のほうになるとちょろちょろで、田んぼに入っている水が少ないというふうな話も結構聞いています。そうなると、水管理だけではどうしても、稻の管理というのは難しい状況でもございますし、水が少なく、ちょうど高温のときに、田んぼの圃地がひび割れてしまったりというふうなことになりますと、稻の立ち枯れとか、そういうふうなことも招いて、収量的にもどうしても減ってくる。先ほども言いましたとおり、区画整理をしながら水路の水の確保というのも今後どうしても必要ではないかなというふうに思っておりますので、高温に対しましては個人の管理というのが大切だということなのですけれども、あと病害虫のカムムシの防除につきましては、今のところ農家個々に業者とか農協に頼んでいる状況で、その頼まれたところが、いつ頃がいいかということで判断しながら、ヘリとかドローンとかで防除していくような状況であります。ただ、今カムムシにつきましても、2回から3回ぐらいの散布が必要ではないかというふうなことも言われていますし、そういうことになりますと農家の経費負担、幾ら米が高くても経費負担というのが出てくると思うのです。以前、前町長のときにも、一斉防除とかはできないのか、またカムムシが大量発生しているので、近隣町村と組んで、県にも陳情しながら防除費用の助成なんかは受けられないのかということを話した経緯がございますが、それから多分なくて、今はカムムシ対策協議会でしたっけ、そういうふうなのは設置されて、防除時期とか薬とかの相談を多分しているのでしょうかけれども、そういうふうな防除の協議会だけでは、やはり農家個々には伝わらない部分があると思うのです。それらを町とか県とかで一斉防除するような形というのは取れないものかどうか、またお伺いします。

#### ○農林課長（貝守 世光君）

班点米カムムシの防除につきましては、議員おっしゃるとおり、全ての圃場で一斉防除というのが理想であるというふうに思ってございますが、そのために現在町のほうでは、三戸町・田子町・南部町班点米カムムシ対策連絡会議というものを設置してございます。構成は、この町村の担当者と、あと農協、そしてラジコンヘリで防除している業者であるとか、土地改良区、あと県の農業普及振興室等々で構成されております。

会議のほうでは、米の生育状況であるとか、それを踏まえた病害虫防除の時期、ここからここの中間で防除してくださいというものを意見交換して、共有、理解をすると。そして、それぞれの関係機関を通じて農家にお知らせをしているという状況でございます。

今防除については、先ほど議員おっしゃったように、年間2回ほどの薬剤散布を実施しているということでございますので、その時期にできる限り一斉散布がなされば理想的であるなというふうに思ってございます。

また、1つ、近隣の町村の状況でございますが、五戸町のほうでは航空防除協議会

という農家の皆さんによる協議会をつくっているそうで、そちらのほうで300町歩を超える田んぼに共同防除しているというのがございます。もちろん耕作放棄地であるとか、防除が虫食い状態になるということはあるようございますが、農家の皆さんが協議会をつくっているということで、一斉防除の大切さであるとか重要さをみんながまず認識すると、その上で防除の申込みをするという形になっているみたいですので、やはり農家が防除の大切さをしっかりと理解をしてもらうというものがまず最初の一歩なのかなというふうに思っておりますので、そういう意図づけをするために、県とも協力しながら様々周知を図ってまいりたいと考えてございます。

#### ○4番（小笠原　君男君）

カメムシにつきましては、ここだけの話ではなく、津軽のほうでも多分かなりの量で広がっていると思われます。ここよりも面積が多いところが騒ぎ出せば、県のほうも多分動くのでしょうかけれども、ここは八戸圏域という形の中から、県南のところが協力しながら、そういう情報を共有しながら県のほうにも陳情するような形とか、また陳情しながら一部農薬の助成とか、そういうふうなことができていければいいなどいうふうに思っておりますので、情報共有だけではなく、そういう助成部分のところも何とか検討していっていただきたいというふうに思います。

あと、ドローンでの防除というのが結構進んできていますが、三戸町での農業用のドローンの本当の数と免許の取得者の数というのは三戸町で把握していますか。

#### ○農林課長（貝守　世光君）

免許の取得者数というのはちょっと把握してございませんが、先ほども報告しましたようにドローンの導入件数というのは3件ということで、中山間の協定等で導入をしてございます。

以上です。

#### ○4番（小笠原　君男君）

ドローンも毎年の検査があるということはご存じでしょうか。また、免許についても更新があるというのはご存じですか。

#### ○農林課長（貝守　世光君）

お答えをいたします。

ドローン導入に当たっては、初期費用のほかに、先ほどおっしゃいました免許の取得費用、あと保険の関係の費用であるとか、定期点検もございます。そういう点検を経て使用しているということになります。

#### ○4番（小笠原　君男君）

ドローンにつきましても定期点検というのがございますし、何年間後はまた買い換えるなければならない、そういう状況になってくる。そのたびにまた、今度はそれに見合った免許を取得しなければならない。車とは違って、ドローン1台、その型についてはその免許しかないというのが何とももどかしいところはあるのですが、それでもやはりそういう形で今後は進んでいくのでしょうか。できましたら育成している、育成というか、これから若手の農家とか、そういうふうな農家にもドローンの免許取得費を少しでも助成して、免許を取得してもらい、先ほど言いましたドローンの防除の協議会にひもづけしながら、人手が足りないときは協力してもらうような形、また

ドローンを買ったら防除体系に入つてもらう、そういうふうな形でひもづけしながら、助成するということは可能かどうかまずお伺いします。

○農林課長（貝守 世光君）

お答えをいたします。

まず、ドローンの導入に関してでございますが、現在国の補助事業がございます。この補助事業のほうでは、スマート農業用機械、こちらを活用した農業支援サービスを行う会社の設立を目的とした補助事業でございますが、農業者の団体とか、農協とか、建築業者、個人業者でも活用できるものでございます。こうした会社を立ち上げて、そこでドローンを導入して、共同で防除作業するであるとかといったものに活用できるものでございます。

また、維持費につきましては、現時点では補助等は考えてございません。

以上でございます。

○4番（小笠原 君男君）

ドローンについては、中山間事業で入れた地区が多いと思いますし、中山間の補助金でそういう点検とかの費用は捻出しているのでしょうかけれども、そういうところがないところで今後ドローンとかを活用していくことになりますと、助成事業としてはあっても、免許はそれなりの金額がかかってくると、何年か後はまた更新の費用がかかる。そういうことになりますと、継続していってもらうためには、先ほど言いましたとおり、協議会なんかを立ち上げまして免許の取得費用の一部助成をするなり、防除体系の中に組み込んでいただくような形というのをできれば取っていつてもらいたいなというふうに思いますし、一部といつても数千円から数万円あるかないか、ちょっと分かりませんけれども、やはりそういうふうに町でも助成して、ドローンの運転手を育てているのだよということがあれば、農家としてもやってみたいという方々が今後増えてくるのではないかというふうに思いますし、できたら今後とも検討していっていただきたいというふうに思います。

本来でしたら、ドローンの数ももっと増えていてもいいのではないかなどというふうに思いますし、農薬散布は、私も個人的に田子町の方にお願いして農薬散布しているという部分もありますし、先ほど言いました協議会を設置することで、飛び地的に防除している無駄な労力というのがだんだん減ってくるのではないかなど。ここの地区はこちらのAという会社に任せる、ここの地区は自分のところがあってもBという会社に任せるということで、一斉、その会社が全面的に散布できるような体制づくりもあると思いますので、そういうふうなドローンの協議会ですか。例えば南部町のほうにも、ドローンを持って農薬散布している方々が多分あると思いますし、近隣町村を巻き込んで、そういう協議会の立ち上げのほう、仕方というのは検討できないものでしょうか。

○農林課長（貝守 世光君）

お答えをいたします。

病害虫防除等につきましても、地域での話し合いをするというのがまず第一歩だと思います。今現在も町内でドローンを活用して防除作業している事例もありますので、そういった情報は近くにありますので、そういうものを含めて、その地域で話し合いをして、これからどこの地区の田んぼを残していくのかといったものを、どういった扱い手が防除から栽培管理までを担っていくのか、やはりそうした話し合いがあった上

で、そういう団体をつくりたいということになりましたときには、町としてもしっかりと支援をしてまいりたいと思っております。

#### ○4番（小笠原 君男君）

何とか防除の体系、体制づくりをやっていっていただきたいというふうに思います。先日関東方面、千葉のほうに視察に行ってきましたが、千葉のほうの土地改良からの話によりますと、果物につくカメムシが米にもついて、今の斑点米カメムシよりも乳熟の段階で吸い取って、空もみになるというふうなことがあるそうです。それがあっちのほうは大量発生していて、斑点米カメムシの防除と併せて普通のカメムシの防除もやっていかなければならぬということで、この間話を聞いてきましたけれども、高温で2世代、3世代まで増えていくと、そういうふうな状況らしいのです。今後は、高温という形の気象の中では、今は関東だけれども、だんだん東北にも移っていきますよという話をされていました。そういうふうな情報も共有しながら、そういう防除のほうの協議会なり立ち上げて、今後どうしていったらいいかということも早めに検討するというのも一つの方法だと思いますし、早めの防除というのが、防除ですから早めの対策というのが必要だと思いますので、今後も検討していっていただきたいと思います。

それでは最後に、町長からも一言お聞きしたいのですが、ふるさと納税の中にでも米の取扱いを今後やっていく予定があるのかどうか、まずお聞きします。

#### ○町長（沼澤 修二君）

ただいまのご質問にお答えいたします。ふるさと納税の返礼品として米を取り扱わないかということでございまして、これにつきましては、私もこれまで米をぜひ取り入れたいということで進めてまいっておりまして、今現状はもう返礼品として募集をしておりまして、申込みが入り始めているということになります。

米につきましては、まだまだ返礼品として三戸町の米を全国にお届けしたいという思いがございますので、担当課には、例えば5キロで言えば、七、八千件ぐらいは受けたいなということで、目標を私からは申し伝えているところでございます。どうぞ提供のほう、よろしくお願ひ申し上げます。

#### ○4番（小笠原 君男君）

1つ、ふるさと納税の提案でございますけれども、実際米だけを返礼品としてやるではなく、農家に来て田植とか収穫体験なんかさせるような形というのも一つの手だと思いますし、やはり地元に来て、田植して、自分が植えた米を収穫するということになれば、三戸にも愛着が湧くし、作った米にも愛着が湧くと思いますし、そういうふうな形も取り入れていただきたいなというふうに思います。

ただ、それでもやはりカメムシがついて汚い米ができると、せっかく来たのにうれしくなくなってくるのではないかというふうに、白米にしたときに真っ黒い米が出たり、そういうふうにならないように、できましたら、先ほども言いましたとおり、一斉防除の体制づくりとか、個々の農薬の負担とかを考えていただいて、おいしい米、きれいな米ができるような形に何とか持っていっていただきたいなというふうに思いますので、どうかひとつよろしくお願ひします。

#### ○町長（沼澤 修二君）

ご質問だと思ってお答えいたします。

今回稻作農家支援と良質米生産対策ということでご質問いただきました。様々課題があるということで認識いたしました。水田のポンプアップの機材が壊れたからもうやめるかもしれないということも、私も2年前に病院事務局におきました頃にもう既にそういう話を聞きしていて、電気代も高いし、もうやめてしまうというようなことも実際お聞きしておりました。ただ、実際、更新の費用にどれぐらいかかるか、電気代どれぐらいかかっているかというのもなかなか不明だったものですから、私も担当外だったものですから、そのことについては聞いただけで終わっておりますが、今後またそういう事例がございましたら、すぐに情報収集して、でき得る支援は考えていかなければならぬのではないかなどううに思っておりますし、カメムシの問題につきましては、これはもう待ったなしで、情報収集、そして必要な対策を国、県とともにしていくということで、まずは情報収集をしっかり今年度していかなければならぬなと思って、今お聞きしております。

そして、3点目のところでございました担い手、働き手の確保についても、これはもう水田等に限らず農家全般、農業全般ということありますし、町内の各事業所もそういった人手不足に悩んでいるということがございますが、まずは農業従事者の確保のために、しっかりと動かなければならぬなということで、今まだ本日時点での場でお知らせできる内容とはなっておりませんけれども、今月中に担い手の確保に関して、ある事業者と手を結ぶということで今進めておりますので、そのような協定等も使いまして、ぜひ人手の足りない現場に人をお届けして、今の三戸町の農業を後世にもしっかりとつないでいけるような仕組みをつくっていきたいなと思っておりましたので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

今米の返礼品、体験型、水田等への田植、収穫につきましても、ぜひ返礼品として立ち上げた際には、その対応農家としてご登録いただければ幸いでございますので、これも併せてよろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

#### ○4番（小笠原　君男君）

まず、ふるさと納税においても、そういうふうな取組を何とかやっていただければなというふうに思いますが、何分やはり返礼品とした米にカメムシがついたり、汚い米というのはクレームが来ますので、できるだけそういうふうな防除体制とかを徹底した形というのを取っていかなければならぬというふうに思っておりますし、精米所の色選というのをかけると、玄米30キロで最低でも500円かかるのです。それでも100%取れないのです。ですから、防除と色選というのを組み合わせた形で、きれいな玄米、白米になるような形というのがどうしても必要だと思いますし、色選というのは精米所が設置して、精米所の精米料金に上乗せして取るというふうな形なのですけれども、物価高騰していくと、それらもだんだん上がってくる可能性もありますし、何とも言えませんが、せっかく作って返礼品として向けるのであれば、いい、きれいなお米というのを提供したいというのが、誰でもそうだと思いますし、まして町がやるのであれば、全くクレームが来ないような製品でなければ駄目ではないかなというふうに思いますので、まず今後ともそういうふうな米作りと防除のほうに対しても気を使っていただいて、やっていただければというふうに思います。

以上で私からの一般質問は終わります。

#### ○議長（竹原　義人君）

10分後再開予定をもって休憩します。

---

(午後 2時03分)

休 憇

(午後 2時14分)

---

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

**日程第2 報告第8号 専決処分した事項の報告及びその承認を求めるについて  
(令和7年度三戸町一般会計補正予算(第2号))**

○議長（竹原 義人君）

日程第2、報告第8号 専決処分した事項の報告及びその承認を求めるについてを議題とします。補足説明願います。

建設課長。

○建設課長（齋藤 優君）

報告第8号 専決処分した事項の報告及びその承認を求めるについて、専決第5号 令和7年度三戸町一般会計補正予算(第2号)につきまして補足説明を申し上げます。

本件は、令和7年6月26日の大雨により被災した町道等38路線、45か所の早期復旧に係る経費として、令和7年度三戸町一般会計既決予算額70億543万2,000円に、歳入歳出それぞれ1,255万円を追加し、予算総額を70億1,798万2,000円にしたものでございます。

3ページをお願いいたします。歳入、10款1項1目1節地方交付税では、普通交付税1,255万円を追加してございます。

4ページをお願いいたします。歳出、11款災害復旧費、2項1目道路橋梁及び河川災害復旧費の10節需用費の消耗品費15万円は、交通規制看板や土のう袋等の購入に要する経費でございます。13節使用料及び賃借料の重機借上料1,200万円は、町道箸木山線ほか44か所の砂利道の路面洗掘箇所の復旧や、道路に堆積した土砂の撤去等に要する経費でございます。15節原材料費40万円は、町道田ノ沢線ほか20か所の砂利道の洗掘箇所に敷設する碎石の購入に要する経費でございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより報告第8号を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。報告第8号は原案のとおり承認することに決定しました。

---

**日程第3 議案第54号 三戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案**

○議長（竹原 義人君）

日程第3、議案第54号 三戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。補足説明願います。

総務課長。

○総務課長（太田 明雄君）

議案第54号 三戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案について補足説明申し上げます。

本案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部が改正されたことを受け、仕事と育児または介護との両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備を行うこととし、条例の一部を改正するものであります。

改正の主なる内容でありますが、子を養育する職員が当該子を養育するために請求した場合において、所定労働時間を超えて勤務させてはならない職員の範囲を3歳に満たない子を養育する職員から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員へと拡大するものであります。

また、職員が本人またはその配偶者が妊娠し、または出産したことなどを申し出た場合における情報提供、個別の意向確認、意向配慮等の措置を定めるものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第54号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第54号は原案のとおり可決されました。

---

**日程第4 議案第55号 三戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案**

○議長（竹原 義人君）

日程第4、議案第55号 三戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。補足説明願います。

総務課長。

○総務課長（太田 明雄君）

議案第55号 三戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について補足説明申し上げます。

本案は、育児を行う職員の仕事と家庭の両立支援と、子の年齢に応じた柔軟な働き方の実現を目的として、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたことから、三戸町職員の育児休業等に関する条例について、当該改正法に即した規定に改めるものであります。

改正の主なる内容でありますが、職員の部分休業について、国と同様に勤務時間の始めまたは終わりに限り認める取扱いを廃止するとともに、現行の1日につき2時間を超えない範囲内の形態に加え、1年につき10日相当を超えない範囲内の形態を新設し、職員がいずれかの形態を選択可能とするものであります。

また、部分休業の取得形態を変更することができる特別の事情について規定するほか、部分休業の承認等に関して規定の整備をするものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第55号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第55号は原案のとおり可決されました。

---

**日程第5 議案第56号 三戸町スポーツ文化福祉複合施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例案**

○議長（竹原 義人君）

日程第5、議案第56号 三戸町スポーツ文化福祉複合施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。補足説明願います。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（奥山 昇吾君）

議案第56号 三戸町スポーツ文化福祉複合施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例案について補足説明申し上げます。

本案は、アップルドーム内に設置されているトレーニングルームの機器の更新並びに新規設置によるリニューアルオープンに伴い、トレーニング室の使用料などの改定を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容についてでありますが、トレーニング室の使用料について、現在の1時間当たり40円から100円に改定するとともに、アップルドーム内の他施設の使用料、設備・機器使用料についても、近年の燃料費単価を反映させながら、利用者の利便性にも配慮し、使用料全体の見直しと金額の改定を行うものであります。改定後の使用料は、来年度4月1日から施行するものであります。

なお、トレーニングルームのリニューアルオープンは、今月、9月中を予定しております。アップルドーム内に設置されている各施設については、今後も町民の意見を反映させながら、利便性の向上を図り、さらに町民に愛される施設となるよう努めてまいります。

以上、補足説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。  
討論に入ります。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。  
これより議案第56号を採決します。  
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第56号は原案のとおり可決されました。

---

**日程第6 議案第57号 三戸町教育委員会の委員の任命につき同意を求めるについて**

○議長（竹原 義人君）

日程第6 議案第57号 三戸町教育委員会の委員の任命につき同意を求めるについてを議題とします。  
質疑に入ります。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。  
討論に入ります。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。  
これより議案第57号を採決します。  
本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第57号はこれに同意することに決定しました。

---

**日程第7 議案第58号 令和7年度三戸町一般会計補正予算（第3号）**

○議長（竹原 義人君）

日程第7、議案第58号 令和7年度三戸町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。補足説明願います。

総務課長。

○総務課長（太田 明雄君）

議案第58号 令和7年度三戸町一般会計補正予算（第3号）について補足説明を申し上げます。

本案は、令和7年度三戸町一般会計既決予算額70億1,798万2,000円に歳入歳出それぞれ9,862万円を追加し、予算総額を71億1,660万2,000円にするものであります。

歳入についてご説明いたします。4ページをお願いいたします。10款1項1目地方交付税では、普通交付税966万7,000円を増額しております。

14款2項1目総務費国庫補助金では、物価高騰対応地方創生臨時交付金759万6,000円を増額しております。暮らし応援！物価高騰対策商品券交付事業に充当するものであります。

19款1項1目繰越金では、令和6年度決算に基づき、前年度繰越金7,949万9,000円を増額しております。

次に、歳出についてご説明いたします。6ページをお願いいたします。2款1項1目一般管理費では、アナログ規制例規見直し支援業務委託料165万円を追加しております。町条例におけるアナログ規制を見直すため、条例と関係する法令、通達等の洗い出し作業や、条例改正の影響を調査する業務を委託するものであります。

2目財産管理費の24節積立金では、令和6年度ふるさと納税事業の実績に基づき、ふるさと三戸応援基金積立金1,086万円を増額しております。

3目総合行政情報システム導入費の12節委託料では、総合行政情報システム標準化対応業務委託料467万3,000円を増額しております。標準準拠システムに移行するため、システム用端末のOSの更新、メモリ増設等を行うものであります。

10目諸費では、暮らし応援！物価高騰対策商品券交付事業費4,809万2,000円を追加しております。12節商品券業務委託料の追加が主なものであり、町民1人当たり5,000円分の商品券を交付するものであります。

7ページをお願いいたします。2項1目賦課徴収費の12節委託料では、軽自動車に関する申告をオンラインで行えるようにするため、税務システム改修委託料114万4,000円を追加しております。22節償還金、利子及び割引料では、過年度法人町民税の更正の請求があり、還付のための予算が不足する見込みのため、町税等還付金500万円を増額しております。

10ページをお願いいたします。6款1項3目農業振興費では146万6,000円を増額しております。補助事業により整備するセンサーダーム等の鳥獣対策用備品購入費や、クマ撃退スプレー等の消耗品費の増額が主なものであります。

11ページをお願いいたします。7款1項2目観光費では、城山公園の遊具撤去工事請負費97万9,000円を追加しております。

12ページをお願いいたします。8款1項2目道路維持費では、今後不足が見込まれる道路等補修に係る重機借上料400万円を増額しております。

13ページをお願いいたします。10款1項2目事務局費では、習い事応援事業費補助金200万円を増額しております。児童生徒のスポーツクラブや学習塾、その他の習い事に係る経費について、月額3,000円を上限に補助する事業でありますが、申請額が当初予算額を上回っていることから、不足見込額を増額するものであります。

最後に、5項3目体育施設費では、松原公園の遊具撤去工事請負費25万3,000円を追加しております。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

柳雲議員。

○3番（柳雲 圭太君）

2点ほど質問をさせていただきます。

歳入の4ページ、15款2項4目1節の農業費補助金の有害鳥獣捕獲体制強化事業費補助金と、その下にあるクマ類捕獲等対策事業費補助金、こちらの補助金の違い、補助対象者、補助率、申請の申請書類等について、それぞれの違い等について具体的に説明を願います。

次、歳出の10ページのところ、こちらも6款1項3目17節の鳥獣対策用備品購入費のところなのですけれども、先ほどセンサーダラマ3台分の購入というふうなご説明がありました。そのセンサーダラマの情報とかをどのようにして閲覧すること、または監視することが可能なのか、こちらの2点について説明をお願いいたします。

○農林課長（貝守 世光君）

説明をいたします。

歳入4ページの補助事業2つについて概要を説明いたします。まず、県の有害鳥獣捕獲体制強化事業費補助金、こちらのほうは有害鳥獣捕獲の体制強化を図るため、捕獲の効率化、省力化のためのICT機器や、職員の安全確保のための資機材の導入経費に対する補助事業でございます。事業実施主体は市町村で、補助金は100万円を上限とした定額補助金でございます。令和7年度の新規事業でございます。

もう一つのクマ類捕獲等対策事業費補助金につきましては、クマ、イノシシ、シカといった指定管理鳥獣の捕獲や被害対策に要する経費の4分の3を補助するというものでございます。こちらは、環境省が所管する事業でございます。

続いて、歳出10ページの6款1項3目17節備品購入費の鳥獣対策用備品購入費について説明をいたします。こちらのほうで購入している通信機能付センサーダラマでございますが、こちらは既存の通信機能付センサーダラマに設置場所の状況をリアルタイムで見ることができる機能が加わったダラマでございます。24時間、常にライブ映像が流れるというものではございませんが、ダラマの設置者、農林課のほうで、今の現場の映像を確認したいというときに活用するものでございます。この指定管理鳥獣の捕獲、被害対策を実施するといった場合には、様々な関係機関との情報共有にも活用していく予定でございます。

○議長（竹原 義人君）

柳雲議員。

○3番（柳雲 圭太君）

最初の有害鳥獣の体制強化補助金とクマ類対策事業補助金の、窓口は大体農林課になるということで、おおむねは認識いたしました。

そして、センサーダラマの点については、もう一点ちょっと伺いたいのですけれ

ども、これから関係機関等々と情報を連携していくとは思うのですけれども、そうなると多分予想されるのは、警察であったり、猟友会であったり、または地元の地域の方々だと思うのですけれども、こうした情報連携については幅広く情報提供する……現時点では映像を見られるのは担当課のみとなるのですけれども、ただそういう映像の情報が欲しいとなった場合には、担当課に行って見るような形になるのですか、それとも何かしら閲覧が可能な形、アプリケーションか何か、そういうしたもので見られる形になるのか、何か共有できるソフトみたいな形があるのか、現時点でそういうところをお答えいただければなと思います。

○農林課長（貝守 世光君）

今回導入を予定しておりますセンサーカメラにつきましては、先ほど申し上げました指定管理鳥獣、クマ、イノシシ、シカですが、こちらのほうが目撃情報が多いといったことが生じた場合に、そこにセンサーカメラをつけて行動を監視していくということになります。そして、その後、例えば捕獲とか、こういった対策を講ずることが必要になった場合には、猟友会であったり警察署とも映像を共有するということになります。

また、一般の方の閲覧というのはできないようになっておりますので、農林課のほうにその関係者に集まつていただいて、映像を見て、こういった対策を講じていくかというときに活用するものでございます。

○議長（竹原 義人君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第58号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。

議案第58号は原案のとおり可決されました。

○議長（竹原 義人君）

日程第8、議案第59号 令和7年度三戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。補足説明願います。

健康長寿課長。

○健康長寿課長（中村 正君）

議案第59号 令和7年度三戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について補足説明申し上げます。

本案は、令和7年度三戸町後期高齢者医療特別会計既決予算額1億6,257万1,000円に歳入歳出それぞれ151万8,000円を追加し、予算総額を1億6,408万9,000円にしようとするものでございます。

初めに、歳入について申し上げます。3ページをお願いいたします。3款1項1目繰入金の1節事務費繰入金繰入金を131万6,000円減額し、4款1項1目1節の前年度繰越金を同額の131万6,000円増額しております。前年度からの繰越金額の確定に伴い、差額を予算計上しております。

6款1項1目1節子ども・子育て支援事業費補助金151万8,000円を増額しております。令和6年6月の子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が公布され、子供たちが健やかに育つ社会環境を整える費用を全世代で支え合おうという政府の新たな取組として、子ども・子育て支援金制度が創設されました。これに伴い、後期高齢者医療制度において、令和8年度から保険料に子ども・子育て支援金分が新たに上乗せされることになり、そのために必要な事業の補助金交付を受けるものです。

次に、歳出について申し上げます。4ページをお願いいたします。歳出、1款1項1目一般管理費の12節委託料151万8,000円の増額は、子ども・子育て支援金制度の創設に伴う後期高齢者医療連合電算処理システムの改修に要する経費でございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第59号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第59号は原案のとおり可決されました。

---

**日程第9 議案第60号 令和7年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算  
(第1号)**

○議長（竹原 義人君）

日程第9、議案第60号 令和7年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)を議題とします。補足説明願います。

住民福祉課長。

○住民福祉課長（極檀 浩君）

議案第60号 令和7年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について補足説明申し上げます。

本案は、既決予算額に歳入歳出それぞれ930万6,000円を追加し、予算総額を12億6,274万4,000円にしようとするものであります。

歳入についてご説明申し上げます。3ページをお願いいたします。5款1項1目一般会計繰入金は、職員人件費に係る職員給与費等繰入金26万3,000円を増額するものであります。

5款2項1目国保財政調整基金繰入金は、今年度の地方交付税算入額が確定したことにより、国保財政調整基金取り崩し繰入金716万7,000円を増額するものであります。

6款1項1目前年度繰越金は、前年度決算に基づき331万6,000円を減額しております。

8款1項1目子ども・子育て支援事業費補助金は、子ども・子育て支援金を医療保険料と一体的に徴収できるように、国民健康保険に関する賦課徴収システムの改修に係る補助金で、519万2,000円を増額しております。

4ページをお願いします。次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。1款1項1目一般管理費の12節委託料、国民健康保険システム改修委託料519万2,000円の増額と、22節償還金、利子及び割引料の過年度交付金等返還金379万円の増額が主なものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第60号を採決します。  
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第60号は原案のとおり可決されました。

---

**日程第10 議案第61号 令和7年度三戸町下水道事業会計補正予算（第1号）**

○議長（竹原 義人君）

日程第10、議案第61号 令和7年度三戸町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。補足説明願います。

建設課長。

○建設課長（齋藤 優君）

議案第61号 令和7年度三戸町下水道事業会計補正予算（第1号）につきまして補足説明を申し上げます。

本案は、令和7年度三戸町下水道事業会計予算につきまして、所要の改正を行うものでございます。

初めに、第2条、収益的収入及び支出でございますが、収入、第1款下水道事業収益では、既決予定額に51万9,000円を追加し、総額を2億7,816万2,000円に、支出、第1款下水道事業費用では、既決予定額に51万9,000円を追加し、総額を2億5,369万6,000円にするものでございます。

次の第3条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費の既決予定額に51万9,000円を追加し、総額を598万4,000円にするものでございます。

次の第4条、他会計からの補助金は、一般会計からの繰入金51万9,000円を追加し、総額を1億6,759万9,000円に改めるものでございます。

1ページをお願いいたします。補正予算実施計画書につきましてご説明申し上げます。収益的収入の1款2項営業外収益では、一般会計からの繰入金に当たる他会計補助金51万9,000円を追加してございます。

収益的支出の1款1項営業費用の1目総係費51万9,000円の追加は、本年4月1日付人事異動による職員人件費を調整したものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第61号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第61号は原案のとおり可決されました。

- 
- |       |        |  |
|-------|--------|--|
| 日程第11 | 議案第62号 | 令和6年度三戸町一般会計歳入歳出決算認定について               |
| 日程第12 | 議案第63号 | 令和6年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計歳入歳出決算認定について     |
| 日程第13 | 議案第64号 | 令和6年度三戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について        |
| 日程第14 | 議案第65号 | 令和6年度三戸町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について           |
| 日程第15 | 議案第66号 | 令和6年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について     |
| 日程第16 | 議案第67号 | 令和6年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計決算認定について |
| 日程第17 | 議案第68号 | 令和6年度三戸町簡易水道事業会計決算認定について               |
| 日程第18 | 議案第69号 | 令和6年度三戸町下水道事業会計決算認定について                |

○議長（竹原 義人君）

日程第11、議案第62号 令和6年度三戸町一般会計歳入歳出決算認定についてから  
日程第18、議案第69号 令和6年度三戸町下水道事業会計決算認定についてまでを一括議題とします。

---

日程第19 決算特別委員会設置（令和6年度決算認定8件付託）

○議長（竹原 義人君）

お諮りします。

決算認定8件につきましては、議員全員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することとしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第62号から議案第69号までを議員全員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました決算特別委員会の委員長及び副委員長を議長において指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。  
委員長に10番、千葉有子議員、副委員長に9番、番屋博光議員を指名します。

---

散 会

○議長（竹原 義人君）

以上で本日の日程は全部終了しました。  
9月8日午前10時から決算特別委員会を開会することとし、本日はこれで散会します。

午後2時55分 散会

---

**第8日目 令和7年9月9日（火）**

○議事日程

- 第1 議案第62号から議案第69号まで  
決算特別委員会委員長報告・採決
- 第2 常任委員会の所管事務調査の報告について
  - ・総務文教常任委員会
  - ・民生商工常任委員会
  - ・建設農林常任委員会
- 第3 常任委員会の閉会中における所管事務調査について
- 第4 議員派遣の件
- 第5 諸般の報告
  - 1. 議長の報告

---

○追加議事日程

- 第1 町長提案理由の説明
- 第2 議案第70号 令和7年度三戸町一般会計補正予算（第4号）

---

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

○出席議員（14人）

1番 五十嵐 淳君

2番 松尾道郎君  
3番 柳零太君  
4番 小笠原君男君  
5番 和田誠君  
6番 山田将之君  
7番 栗谷川柳子君  
8番 藤原文雄君  
9番 番屋博光君  
10番 千葉有子君  
11番 久慈聰君  
12番 澤田道憲君  
13番 佐々木和志君  
14番 竹原義人君

---

○欠席議員（0人）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

○町長部局

説明員	三戸町長	沼澤修二君
委任説明員	副町長	本宿貴一君
	参事(農林課長事務取扱)	貝守世光君
	参事(会計課長事務取扱)	武士沢忠正君
	参事(総務課長事務取扱)	太田明雄君
	参事(住民福祉課長事務取扱)	極檀浩君
	建設課長	齋藤優君
	健康長寿課長	中村正君
	まちづくり課長	櫻井学君
	税務課長	下村太平君
	三戸中央病院事務長	松崎達雄君
	総務課防災危機管理監	多賀昭宏君
	三戸中央病院事務次長	中村義信君
	まちづくり課ふるさと納税強化室長	高屋敷一弘君

○農業委員会事務局

説明員	会長	梅田晃君
委任説明員	事務局長	貝守世光君

○教育委員会事務局

説明員	教育長	慶長隆光君
委任説明員	事務局長	奥山昇吾君
	事務局次長	金子祐之君

○職務のために出席した事務局職員

議会事務局長	井畠淳一君
総括主幹	櫻井優子君



## 午後3時50分 開議

### ○議長（竹原 義人君）

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

---

## 日程第1 議案第62号から議案第69号まで決算特別委員会委員長報告

### ○議長（竹原 義人君）

日程第1、議案第62号から議案第69号までの決算認定8件を一括議題とします。

本案について、決算特別委員会委員長の報告を求めます。

10番、千葉有子委員長。

### ○決算特別委員長（千葉 有子君）

決算特別委員会の審議の経過と結果についてご報告いたします。

去る9月5日の本会議において、決算特別委員会に付託されました令和6年度決算認定8件について、9月8日、9日の本委員会において慎重審議の結果、いずれも原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。令和7年9月9日、決算特別委員会委員長、千葉有子。

### ○議長（竹原 義人君）

お諮りします。

この決算認定8件に対する委員長の報告は認定とするものです。決算認定8件について、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

### ○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第62号から議案第69号までの決算認定8件は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

---

## 日程第2 常任委員会の所管事務調査の報告について

### ○議長（竹原 義人君）

日程第2、常任委員会の所管事務調査の報告についてを議題とします。

本件について、常任委員会委員長の報告を求めます。

6番、総務文教常任委員会、山田将之委員長。

### ○総務文教常任委員長（山田 将之君）

去る6月定例会において本委員会に閉会中の調査に付された所管事務調査のため、7月9日委員会を招集、総務課長ほか関係職員の出席を求め、公用車及び備品の管理状況について調査いたしました。その調査結果は、お手元に配付しております別紙報告書のとおりであります。

以上で報告を終わります。令和7年9月9日、総務文教常任委員会委員長、山田将之。

○議長（竹原 義人君）

次に、民生商工常任委員会委員長の報告を求めます。

7番、民生商工常任委員会、栗谷川柳子委員長。

○民生商工常任委員長（栗谷川 柳子君）

去る6月定例会において本委員会に閉会中の調査に付された所管事務調査のため、7月4日委員会を招集、関係職員の出席を求め、熱中症予防対策及び観光振興施策について調査いたしました。その調査結果は、お手元に配付しております別紙報告書のとおりであります。

以上で報告を終わります。令和7年9月9日、民生商工常任委員会委員長、栗谷川柳子。

○議長（竹原 義人君）

次に、建設農林常任委員会委員長の報告を求めます。

11番、建設農林常任委員会、久慈聰委員長。

○建設農林常任委員長（久慈 聰君）

去る6月定例会において本委員会に閉会中の調査に付された所管事務調査のため、7月17日委員会を招集、農林課長のほか関係職員の出席を求め、新規就農者及び三戸町地域おこし協力隊、圃場作付状況などについて調査いたしました。その調査結果は、お手元に配付しております別紙報告書のとおりであります。

以上で報告を終わります。令和7年9月9日、建設農林常任委員会委員長、久慈聰。

---

### 日程第3 常任委員会の閉会中における所管事務調査について

○議長（竹原 義人君）

日程第3、常任委員会の閉会中における所管事務調査についてを議題とします。

各常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しましたとおり閉会中の調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり閉会中の調査に付することに決定しました。

---

### 日程第4 議員派遣の件について

○議長（竹原 義人君）

日程第4、議員派遣の件についてを議題とします。

このことについては、お手元に配付しましたとおり派遣することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しましたとおり議員を派遣することに決定しました。

---

## 日程第5 諸般の報告

### 1. 議長の報告

○議長（竹原 義人君）

日程第5、諸般の報告を行います。

議長の報告は、会議等に出席した状況をお手元に配付しておりますので、ご了承ください。

---

## 追加日程の提出

○議長（竹原 義人君）

お諮りします。

ただいま町長から議案第70号が提出されました。これを日程に追加し、議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第70号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。職員に議案を朗読させます。

○議会事務局長（井畠 淳一君）

第525回三戸町議会定例会追加提出議案を朗読いたします。

議案第70号 令和7年度三戸町一般会計補正予算（第4号）。

以上でございます。

○議長（竹原 義人君）

朗読させました議案を上程します。

---

## 追加日程第1 町長提案理由の説明

○議長（竹原 義人君）

追加日程第1、上程しました追加議案について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沼澤 修二君）

議案第70号 令和7年度三戸町一般会計補正予算（第4号）について申し上げます。

本案は、令和7年度三戸町一般会計既決予算額71億1,660万2,000円に歳入歳出それぞれ2,270万円を追加し、予算総額を71億3,930万2,000円にするものでございます。

令和7年8月19日から21日までの大雨により被災した農林関係施設及び公共土木施設の速やかな復旧のため、災害復旧費を追加補正するものでございます。

議員皆様におかれましては、十分ご審議の上、原案どおり議決を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

---

追加日程第2 議案第70号 令和7年度三戸町一般会計補正予算（第4号）

○議長（竹原 義人君）

追加日程第2、議案第70号 令和7年度三戸町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。補足説明願います。

建設課長。

○建設課長（齋藤 優君）

議案第70号 令和7年度三戸町一般会計補正予算（第4号）につきまして補足説明を申し上げます。

本案は、令和7年8月19日から21日にかけての大雨により被災した農地3か所、町道等60路線、80か所、水路1か所の合計84か所の復旧に係る経費として、令和7年度三戸町一般会計既決予算額71億1,660万2,000円に歳入歳出それぞれ2,270万円を追加し、予算総額を71億3,930万2,000円にするものでございます。

4ページをお願いいたします。歳入、10款1項1目1節地方交付税では、普通交付税2,030万円を追加してございます。

21款1項6目1節農林水産業施設災害復旧費債では、農地及び農業用施設災害復旧事業債240万円を追加してございます。

5ページをお願いいたします。歳出、11款災害復旧費、1項1目農地及び農業用施設災害復旧費の12節委託料の測量設計委託料270万円は、貝守字堀田久保地区の畦畔崩落ほか2か所の復旧に係る測量設計に要する経費でございます。

2項1目道路橋梁及び河川災害復旧費、13節使用料及び賃借料の重機借上料1,880万円は、町道泉山駒木線ほか78か所の砂利道の路面洗掘箇所の復旧や道路に堆積した土砂の撤去等に要する経費でございます。15節原材料費74万円は、町道清水田一ノ渡線ほか33か所の砂利道の洗掘箇所に敷設する碎石の購入に要する経費でございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第70号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第70号は原案のとおり可決されました。

---

## 閉会

○議長（竹原 義人君）

以上で本定例会に付された事件は全て終了しました。

閉会に当たり、町長から挨拶をしたい旨の申出がありましたので、これを許可します。

町長。

○町長（沼澤 修二君）

第525回三戸町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る9月2日に開会いたしましたこのたびの定例会におきましては、各議案並びに令和6年度の決算につきまして慎重なご審議を賜り、いずれも原案どおりに可決、同意、認定をいただきました。心から厚く御礼申し上げます。

議員皆様から賜りましたご意見、ご要望につきましては、十分に尊重するとともに、スピード感を持って取り組んでまいりますので、今後とも三戸前進のために絶大なるご支援、ご協力を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

町内では現在、米の収穫が進められており、ブドウ、リンゴなど順次実りの秋を迎えていきますが、すばらしい出来秋となりますよう、農業者をはじめ関係者と連携しながら対応してまいりたいと考えております。

また、今月は6年ぶりのフル開催となる敬老会、そして三戸町が大きなにぎわいを見せるさんのへ秋まつり、その後も各種イベントが予定されておりますので、町のにぎわいづくりのため、皆様のご協力をお願い申し上げます。

結びに、議員皆様におかれましては、季節の変わり目、体調管理に十分ご留意の上、切にご自愛くださるようお願い申し上げまして、閉会の挨拶といたします。このたびの定例会、誠にありがとうございました。

○議長（竹原 義人君）

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。第525回三戸町議会定例会を閉会します。

**午後4時08分 閉会**

---

**署名**

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

三戸町議会 議長

---

署名議員

---

署名議員

---